

第百八十六回国会 参議院 經濟産業委員会 會議録第十号

平成二十六年四月二十二日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大久保 勉君
理事 有村 治子君
岩井 茂樹君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
倉林 明子君

委員

国務大臣

副大臣

經濟産業大臣 茂木 敏充君
(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構))
厚生労働副大臣 土屋 品子君

經濟産業副大臣 赤羽 一嘉君
大臣政務官 富岡 勉君
文部科学大臣政務官 磯崎 仁彦君
經濟産業大臣政務官 田中 俊一君
政府特別補佐人 奥井 俊二君
原子力規制委員会委員長 中野 節君
事務局側 常任委員会専門員 黒木 慶英君
政府参考人 内閣府大臣官房審議官 平嶋 彰英君
審議官 外務大臣官房審議官 廣瀬 行成君
文部科学大臣官房審議官 田中 正朗君
厚生労働省労働基準局安全衛生部長 半田 有通君
經濟産業大臣官房審議官 糟谷 敏秀君
兼資源エネルギー庁燃料・汚染水特別対策監 加藤 洋一君
經濟産業大臣官房地域經濟産業審議官 上田 隆之君
資源エネルギー庁長官 藤原 正彦君
資源エネルギー庁燃料基盤整備総合調整官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 高橋 泰三君
中小企業庁長官 北川 慎介君
国土交通省道路局長 谷脇 曉君
国土交通省鉄道局長 土屋 知省君
原子力規制委員会原子力規制庁次長 森本 英香君
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官 大村 哲臣君
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官 櫻田 道夫君
防衛省防衛政策局長 眞部 朗君
東京電力株式会社代表執行役社長 廣瀬 直己君

参考人

本日の會議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大久保勉君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣府大臣官房審議官中野節君外十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大久保勉君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大久保勉君) 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府からの趣旨説明を聴取いたします。茂木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) おはようございます。原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
東京電力福島第一原子力発電所の事故炉について、溶融燃料の取り出しや汚染水の処理など、その廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であることから、国内外の英知を結集し、予防的かつ重層的に取組を進めることが必要です。
具体的には、東電任せにするのではなく、国が前面に出て、汚染水の処理を含めた廃炉に対する研究開発、技術的指導や、必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組みが必要であります。その際、廃炉と賠償の関連性も考慮し、東電に対して賠償円滑化のための資金援助を行い、そ

の経営全体を監督している原子力損害賠償支援機構が、福島第一原発の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切です。このため、原子力損害賠償支援機構を改組して事故炉の廃炉関係業務を追加すること等により、福島第一原発の廃炉を着実に進める体制を構築することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、廃炉関係業務の追加に伴い、組織の名称を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に変更し、機構の目的に廃炉等の適正かつ着実な実施を追加します。また、事故炉の廃炉に関する重要事項を審議するため、機構に廃炉等技術委員会を設置します。

第二に、事故炉の廃炉に関する研究開発を着実に推進するため、機構の業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発を追加します。

第三に、機構が事故炉の廃炉の状況、課題を把握し、技術的観点から適切な助言、指導等を行えるよう、業務に廃炉等の適切かつ着実な実施の確保のための助言、指導、勧告を追加します。

第四に、事故炉の廃炉に関する資金、人員等を十分に確保する観点から、事業者の廃炉の実施状況や実施体制等について、主務大臣による確認、監視を確保し、不十分な場合には是正命令を行えるよう、機構が東電と共同して作成する特別事業計画の記載事項に事故炉の廃炉の実施状況や実施体制等に係る事項を追加します。また、毎事業年度、機構が主務大臣に対して廃炉業務の報告を行い、それを主務大臣が公表する規定を追加します。

その他、廃炉業務を通じて得られた最新技術等の知見、情報を国内外へ提供する業務を追加する等、所要の規定を整備をいたします。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大久保勉君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○滝波宏文君 自由民主党、福井県選挙区の滝波宏文でございます。

原子力損害賠償支援機構法の改正ということで、まず、そもそも今回なぜ賠償支援を行ってきた機構に、一見異質とも思える廃炉支援業務を追加するのか、簡潔にお聞かせください。

○国務大臣(茂木敏充君) 滝波先生、大変な国際家であられると同時に、福井県ということで原発立地県ということもあり、エネルギー政策にも大変熱心に取り組んでいただいていると、このように承知をいたしております。

御案内のとおり、福島復興の加速化に向けては、福島第一原発の廃炉・汚染水対策を着実に円滑に実施することが最優先の課題と考えております。このために、今回、廃炉支援体制を強化することとした次第であります。

どのようにしたらいいかと様々な検討を加えたわけでありますが、廃炉、賠償共に事故炉の設置者である東電が主体的に行っている事業であります。このことから、賠償円滑化のために東電に資金援助を行って現在経営全体を監督しております原賠機構が、賠償支援に加えて、この事故炉の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切と判断して、今回、法改正をお願いした次第であります。

実態面から見ても、原賠機構は東電の最大の株主であります。ですから、日頃から自主的に強い監督ができるわけでありますし、さらに、原賠機構法に基づいて作成をされます特別事業計画、これは東電と機構が共同で作るわけですが、ここに廃炉の実施状況や実施体制の整備に関する記載を追加することによりまして、今後必要な場合には主務大臣によりまして命令を発動できるような形になってまいります。このように、賠償機構のスキームを活用することで国が廃

炉として汚染水対策に積極的に関与でき、実効ある対策の実施と監督が可能になると考えております。

福島復興を加速する、そのためには現下最大の課題であります廃炉・汚染水対策を進めなきゃならない。そして、賠償の業務とそして廃炉の業務、業務そのものについて違いがあるのは間違いない。まして、それを監督しているのは東電でありますから、それを監督しているのは機構でありますから、この機構に廃炉の支援業務を追加することによりまして円滑な廃炉を進め、そして福島復興を着実に成し遂げていきたいと、このように考えております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。御丁寧な説明、大変恐縮です。

政治的メッセージとしても、安倍総理が東京オリンピック誘致の際にアンダーコントロールとおっしゃって、国も前面に立つて汚染水対策する必要があるので、そういう環境の中で、今御説明いただいたように、原賠機構が汚染水対策を含む廃炉支援に乗り出すことは十分理解できますし、しっかりやっていただきたいと思います。

ただ、その一方で、現在機構が担う目的、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、電気の安定供給その他の原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保は非常に重要であり、これをおろそかにしてはなりません。そもそも福島第一原発の事故を起こした東電に対する住民の賠償請求権というのはいくら保護されなければならず、仮に東電が倒産した場合にはこれらの請求権が宙に浮いてしまう可能性もある。これは、水俣病の問題においてチッソ社を賠償のために存続させたのと同じ問題であります。この点、賠償請求先であり、現場についての知見を有する東電を存続させつつ、機構を通じて公的資金を含め支援を行い、東電をして賠償及び事故対応をさせたことは非常に適切であったと高く評価いたしております。

今もなお原発の再稼働に至らず、各電力事業者は資金調達に困難を来している中、エネルギー分野は我が国経済の引き続き最大のウィークポイントであると思っております。このような環境下におきまして、先ほど述べた原賠機構の従前の二つの目的、賠償と安定供給というのには引き続き重要であり、廃炉を新目的に追加した後でもしっかりとこれらの目的が果たされる必要があると思えます。政府の見解をお願いいたします。

○大臣政務官(磯崎仁彦君) まさに今委員御指摘がありましたとおり、今回、廃炉支援業務を新たに機構の業務として追加したわけでございますけれども、やはり賠償と安定供給、これはそもそもの機構の業務として入っていたわけでございまして、それが今回入れることによっておろそかになつてはいけないというのはまさに委員おっしゃるとおりでございます。

これを推進していくためには、先ほど大臣からもお話がありましたとおり、機構が東電と共同いたしまして策定をしまして、今回、昨年十二月に新たに改定をしまして一月に大臣の認定を受けました新・総合特別事業計画、これにつきましまして、この中でそのことがきちんと述べられているということでございます。

今回全面改定した内容につきましては、一つは、廃炉・汚染水対策に万全を期すということと十分な体制整備を行っていくというのが入っているわけでございますが、二つ目としましては、被害者賠償の貫徹ということがうたわれております。これは、最後の一人まで対応していくということを含めて十二月に中間指針の第四次追補というものを提出しておりますので、これに伴って賠償強化をしていくということもこの中でうたわれております。

また三点目には、分社化など電力システム改革を先取りして、例えば二〇一六年度からはカンパニー制を導入するといったようなことも含めて東電改革を実施をしていくということによって安定供給をしていくということもうたわれておりますし、金融機関への協力要請、こういったことも含まれておりますので、こういった計画をきちんと

実行していくことによって、今委員からお話ありました賠償、そして安定供給、これをきちんと実行していくことを進めていかなければいけないと思います。

そして、その履行のためには、機構を通じて委任をされました社外取締役が過半数を占める東電の取締役会あるいは機構の運営委員会を通じてこの改革の進捗をきちんとモニタリングをしていく必要があるというふうに思っております。さらに、必要がある場合には、この機構法の四十七条におきまして、主務大臣による報告の徴収あるいは措置命令等々も発動することができるというふうに規定をされておりますので、適切に計画の履行の担保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。

さて、今回の法案に関連して、かつて金融再生委員会によってなされた金融機関の特別公的管理を一部模倣した原発公的管理の案がみんなの党様の方から提案されております。

以前に、私は、リーマン・ショック後、アメリカのスタンフォード大学に、研究所に派遣されて、日米の金融危機対応の比較研究をしました。その関係から、この提案、非常に興味深く拝見したのですが、残念ながら、九〇年代の日本の金融危機対応の経過を見てきた者からした場合、なぜ今になって特別公的管理、すなわち長銀、日債銀の破綻処理モデルを模倣して金融危機対応をしようとするかということには理解に苦しみます。

なぜなら、長銀、日債銀のいわゆる国有化は強制的に国の管理下で倒産させるもので、各々数兆円の公的資金を投入した挙げ句、外資等にスズメの涙の金額で売られたという逸話でよく知られておりますが、当時は危機の中で渡辺喜美前代表を始めいろいろ考えられて立案をされたんでしょけれども、結局のところ、特別公的管理は日本経済の底で損失を実現化するということを意味したため、数兆円の税金の喪失を即座に確定してしまつたものです。

この手法の下策ぶりは今回のアメリカの金融危機対応を見ると更に際立ちます。リーマン・ショックの早くも翌日にAIGの救済に乗り出したアメリカは、いずれの大金融機関も潰すことなく、結局アメリカ経済はV字回復を見せました。資本注入された公的資金も経済回復による株式売却で取り戻された。これに対し、当時の日本政府は、主要機関を強制的に潰すというふうな苛烈なメッセージを市場に発し、この先また主要機関が倒産するかもしれないというふうな不安が残る中で経済停滞から抜け出すことができなかった。大違いです。

このように、今では日本の金融危機対応の汚点とも言える特別公的管理をモデルとするのは誠に疑問です。

このような理解の下に、まず東電の方にお聞きいたしますが、この原発公的管理案について、現場を取り仕切っているトップとして、賠償の迅速な、かつ適切な実施、電力の安定供給や、また人材確保、土気等の観点からどのように考えるか、お聞かせください。

○参考人(廣瀬直己君) お答え申し上げます。

業績が良くなかった会社をどうやって破綻処理をするか、あるいは公的管理をするかという手法の問題だと思っておりますけれども、今回、東京電力の場合は、いわゆる業績不振によるそうした状況とは大分異なっているというふうに思っております。特に、賠償あるいは福島復興に向けた取組、福島第一原子力発電所の汚染水処理あるいは廃炉に向けた長い道のりをやっていくという、そうした仕事が本来の電気事業に加わって今いるという状況でございますので、それをしっかりと担っていく、しかも長期間担っていく人間をしっかりと確保して、そうした人たちが高い使命感なり責任感をずっと維持していくという、そこが一番考えなければいけない問題だろうというふうに考えているところでございます。

そうした意味から、我々は今、東京電力には、辛い大きな会社で、三万五、六千人の人間がおり

ます。その中には、地下水の挙動等々を把握するのを専門としている水力の人間もおりますし、タンクを造っている火力発電所の人間もおりますし、そうした人間を、いわゆる会社全体のリソースをここに投入するというのが、そういうことができるような仕組みを取っておかないと、ばらばらにするの難しいというのが正直なところでございます。

それから、ちょっと話が長くなりますが、今、私どもの社員、普通の一般の関東地方で電気事業に従事している社員は、自由に手を挙げて二泊三日であるとか三泊四日で福島に入って、そこで、それから冬であれば雪かき、あるいは草むしり、それから御自分の町に戻られるための片付けであるとか家の中の掃除であるとか、そうした何であらゆることを、できることを、今そうしたことに二泊三日、三泊四日の時間で来ております。一年間ちよつとたちましたけれども、既に六万人の人間がそうしたところに入っているいろいろなその実際を今見ております。

そこで、終わった人間が、そこにいわゆる感想文みたいなものを書いて残しております。それを私、全部読ませていただいておりますけれども、そこで典型的なパターンが、とにかく来てみて現実を知って、東京電力が犯してしまった罪の大きさというんでしょうか、被害の大きさについて本当にショックだったと、愕然としたと。その中で、一人一人がどういったことができるのかというところを考えるいい機会にもなつたし、是非また来たいというようなことが、本当にほとんどの社員がそうした感想を持って帰って、それぞれの職場に帰って、またそれぞれの職場でどうしたことが福島の復興の貢献になるかということを考えているという状況であります。

まさに、こうしたことを続けていって、当然三十年、四十年たてば人も替わってまいりますので、そうした中で、いかに使命感なり責任感、あるいは我々がずっと果たしていかなければいけない福島に対する取組を根付かせていくかというこ

とが極めて重要だというふうに思っております。そうした意味で、会社を分けるということとはそうしたことが非常にできにくい仕組みになつてしまふのではないかとというふうに危惧しているところでございます。

以上でございます。

○滝波宏文君 ありがとうございます。

東電については、厳しい批判もあるでしょうが、我が国の危機を乗り越えるための最前線で戦っていただいております。今、振り返りますと、金融危機対応において、当時耳触りの良かった金融機関潰しが結局は失敗で、逆に批判を受けた金融機関救済が成功になったように、人気取りで物事が正しいと決まるわけではありません。

原発の必要性も含めて、将来、例えば十年後に振り返れば、東電を始めとする電力事業者の責任ある地道な現実的な対応というのが必ず評価されると思います。くじけることなく、しっかりと頑張ってください。

続けて、政府としてこの原発公的管理案についてどう考えるかということ、あわせて、福島第一原発の廃炉の実施主体について、国民負担の抑制の観点も含めどのように進めていくのがよいのか、お聞かせください。

○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます。

今のこの公的管理案についてどう考えるのか、それから廃炉の実施主体についてどのように考えるのか、国民負担の抑制の観点も含めという御質問でございます。

私も、この公的管理機構に関する御提案、それから私どもの現在の政府の考え方、最大の違いというのは、福島第一原子力発電所の廃炉部門を国有化の上で公的管理機構が担うこととすべきかどうかという点であると考えております。

この点につきましては、私どもは廃炉・汚染水対策につきましては、基本的には、炉の設置者でありまして、現場に精通し、これまで様々な作業に取り組んできた東京電力が実施主体としての責

任を引き続きしつかり果たしていくことが必要であると考えております。昨年十二月の二十日の閣議決定におきましても、こういった観点から政府として、廃炉や汚染水対策などの事故収束は東京電力が責任を持って取り組むことが基本であるとの方針を決定をさせていただいたところでございます。

廃炉部門の切り出しという話でございますが、先ほど廣瀬社長の方からお話がございました責任の維持、人材の適正配置等々の観点から問題があると考えておりますが、国民負担の観点から少し申し上げれば、御提案のスキームというのは、例えば国が約二兆円に上ろうとするこの廃炉費用を負担するというところと考えております。それに加えて、国が機構を通じて出資した約一兆円分株式などあるわけでございますが、これが毀損することになると。それから、送配電資産を購入すると約五兆円掛かるわけでございまして、加えて、送配電と原発の管理に必要な年間数千億円の設備投資というものにつきましても国が財源を確保する必要があるということが想定されるわけでございまして、結果いたしまして、国民負担という観点から非常に大きなものとなる可能性が高い仕組みではないかと考えているわけでございます。

また、原賠機構というのは、東電による円滑な賠償を担保するための制度でありまして、原子力損害賠償機構を存続させるという前提であれば、これは賠償債務によって東電が債務超過になるということは基本的にない仕組みになっているわけでございます。債務超過にならないという前提であれば、事前に債権者の同意なく強制的に金融機関等の債権をカットできるという考え方につきましても、債権者平等原則というのがございまして、金融機関だけの財産権を侵害する説明というのはなかなか難しいかなと考えておりますし、一方、事前の調整によることができないかという御議論もあるかと思いますが、東電が債務超過でない以上、債権者が事前に同意をするという

ことは善管注意義務の観点から難しいと考えております。私どもは現在、東京電力を実施主体といたしまして企業価値を高めていきまして、それを通じて、例えば株式の将来の売却等々によりまして国民負担の最大限の抑制を図るという今のスキームというのが、国民負担の抑制の観点からも適切であると考えております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。

今、国民負担の抑制ということも話ございましたけれども、原子力賠償法の見直しも控える中、原発立地地域の観点から、受益と負担のバランスの関係について少々お話をしたいと思っております。

以前にも当委員会の質疑で申し上げましたが、三・一一で明らかにしたものは、立地地域は従前思っていた以上のリスクを背負って安定、安価な電力を消費地に供給してきたということでありまして、大変残念ながら、福島ではこのリスクが発現してしまい、福島第一事故ということになってしまいました。

で、その補償を誰がすべきかということ、負担すべきは誰かということですが、一義的には、これまで福島にリスクを背負わせてきた、そして安定、安価な電力を享受してきた東京を始めとする東電管内の住民、たと私は思います。もちろん、国策であったとかいろいろ意見、思いはあるでしょうけれども、例えば沖縄とか福島とか、他の地域の住民が税金をもって背負うということはいくまで副次的であるべきだと考えます。

このような受益と負担のバランスの観点からしますと、先般の東京都知事選において、原発のない東京といったスローガンが聞こえてきたのは誠に失礼であると思いましたが、そもそも東京には初めから原発はなく、そのリスクを福島や新潟に押し付けてきた。自分たちが積極的に選んだんじゃないとおっしゃる東京の方もいらつしやるかもしれませんが、その安定、安価な電力を享受したことは間違いありません。その東京が投げ捨てるように原発を扱おうとするのは、受益に対する負担の放棄、無責任でひどい態度でした。幸いにも、

東京都知事選の結果は東京の良識が示されたものになってよかったと思っております。

このような観点からすると、本来、廃炉・汚染水対策も東電管内で賄うべき、すなわち東電の電力代値上げ、電気代値上げで見なければならないと思いますが、現在の我が国の経済状況において、電気代の再値上げを行い、アベノミクスの腰折れを生じさせることは得策ではない、そもそも既に危機的状況にある東電に更に負担を掛けるのはよろしくないでしょう。

そこで、我が党も、国がより前面に出て、汚染水を含む廃炉対策に出るべしと提言をし、政府がこれを受けて今回の原賠機構、改正を含め取り組んでいるわけですが、このような原発立地地域の観点から見ると、このような原発立地の方についてはしっかりと受け止めてもらいたいと思います。

この点、政府の見解を伺います。

○政府参考人（高橋泰三君） お答え申し上げます。

委員御指摘のように、原子力政策を進めるに当たりまして、立地自治体の御理解と御協力というのは何よりも大切なものと考えてございます。その役割は大変重要でありまして、これまで長年にわたって国が原子力政策に貢献していただいた立地自治体に対しては、改めて敬意と感謝の意を表したいと考えてございます。

先般閣議決定をいたしましたエネルギー基本計画におきましても、立地自治体との信頼関係の構築に関しまして、我が国の原子力利用には、原子力関係施設の立地自治体や住民等関係者の理解と協力が必要であり、こうした関係者のエネルギー安定供給への貢献を再認識しなければならぬと記述をしております。また、同計画におきましては、国は、立地自治体等との丁寧な対話を通じて信頼関係を構築するとともに、電源立地対策の趣旨に基づき、原子力発電所の稼働状況等も踏まえ、新たな産業、雇用創出も含めまして、地域の実態に即した立地地域支援を進めるとして

いるところでございます。

御指摘の受益と負担のバランスの観点も踏まえまして、今後とも地域の実態に即した立地地域支援、あるいは原子力政策、エネルギー政策を進めるに当たっての立地自治体の御理解と御協力を得るべく、政府としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○滝波宏文君 ありがとうございます。

後でまさに原発の立地地域に対するいろんな安全対策、質問させていただきます。そちらの方にもどうか配慮をよろしくお願いいたします。

それで、次に原子力規制委員会の審査について、改めてその姿勢をたたいたいと思っております。ちよつと時間の関係がありますので、まとめて質問させていただきます。

敦賀原発の破産帯の評価に当たっては多くの不自然さを感じております。最初の現地調査をしたのが一昨年の十二月一日、二日、いまだ調査結果も出そろっていないのに、僅か数日後の十二月十日には活断層の可能性が高いとの判断を下しております。また、有識者会合の最初の段階なのに、委員長自ら、有識者会合等では例を見ないオプザーバーとして自ら出席をして、これでは安全審査はとてできないと踏み込んだ異例の発言をされた。これは自公政権が復帰する衆議院総選挙のほんの一週間前です。また、原電が調査報告書があと一か月で出るので結論を出すのは待つてほしいと再三要請したにもかかわらず、規制委員会として評価を下してしまつたのが昨年五月の二十二日。これは参議院選挙の二か月前であります。どちらでも国政選挙の直前に原子力からの撤退を印象付けるためのアピールではなかったのか。独立性を標榜し、政治からの干渉を極めてかたくなに排除している規制委員会が、逆に政治的に自らの規制活動を利用してはいるのではないかとすれば、大変な問題であります。

続けさせていただきます。今度、そのような選挙の前の性急な行動と真逆で、その後には余りにも遅い手続を取っております。

す。今申し上げたように、規制委員会の性急な決定にめぐることなく、原電は予定どおり六月末に調査を終えて、七月十一日に報告書を提出しました。すると、その前の、選挙前の俊敏過ぎる動きとは一転して、待てど暮らせど音沙汰なし。冬に参議院同期の先生方とともに七名で敦賀原発の視察に行きましたところ、掘って剥いで露出した地層が雨風にさらされて、もちろん原電側がカバー等を掛けて保存の努力をされておりましたけれども、せっかく露出させた地層の表面がいつ剥げ落ちるのか、劣化するんじゃないかというふうな心配もしましたし、何のために予算をつぎ込んで掘らせたのか、早く見に来るべきだと、規制委員会の愚鈍な対応を情けなく思いました。結局、島崎委員らの現地調査は年が替わるまで待たなければならなかったし、見直しの審議に入るまで九月月も要しました。

この恣意的な手続の緩急というのは一体どういうことなのか、自公政権には協力したくないというところなのか、はたまた、やっぱり本音は脱原発だからなのか。御説明を、先ほどの政治利用じゃないかという点も含めて、委員長のお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○政府特別補佐人(田中俊一君) まず最初に申し上げておかねばいけないのは、いろんなタイミングがいろんな形で先生が御指摘のようなタイミングになったということ、必ずしもそれは、私どもは絶対に政治的中立性というのについては、これは私どものある意味じゃ生命線でございますから、政治的なことについて何ら配慮したものではありません。その上で答えさせていただきます。と思います。

まず、原子力規制委員会の基本的な立場は、専門的知見に基づいて中立公正な立場から原子力に関する規制を行う組織として設置されております。そういう点で、全ての判断は科学的、技術的観点から行っております。政治からの独立、これはもちろん大事です。独立性、中立性、これは原子力委員会の組織の根幹と認識しております。

こうした点で、敦賀発電所敷地内の破砕帯の調査についても、当然その考え方で行われております。敦賀発電所の破砕帯調査について恣意的に遅らせているのではないかと御指摘もありますが、敦賀発電所についてはずっと全て公開されていきますから議論の過程は御承知かと思ひますけれども、何度も事業者からいつつまでに最終的なデータを出しますと言われながら、何度も延びながら来たわけです。

ですから、昨年五月に、二号炉直下の破砕帯について、当時までの知見によつて、一応、耐震設計上考慮する活断層に該当するという評価を行ったということでありまして。この際にも、更に新たな調査結果が出てこの結論を見直すようなことがあれば、それを踏まえてもう一度再検討の会合は開くということでは申し添えております。

そういうことで、結局、七月の末になりました。事業者からの追加調査の報告がありまして、八月に事務局による検討会合を開催し、報告内容を精査しております。十一月には事務局による現地調査を実施し、報告書の内容と現地との整合性を確認するなどの作業を行っております。十二月に入りまして、原子力規制委員会が評価の見直しの要否を検討するために再度有識者会合を開催する方針を了承いたしました。

本年に入りまして、一月に、ピアレビューの専門家十三名のうち九名の方が参加していただいたというふうな承知しておりますけれども、含めて有識者会合による現地調査を実施し、この四月十四日に追加調査の評価会合を開催して有識者の先生方のコメントをいただいたところであります。

昨年七月からは新しい規制基準に基づく適合性審査も始まっております。それと並行して、敦賀の評価についても、これまで申し上げたように、事業者からの提出された報告書の内容を精査した上で、改めて検討しているところでございます。こういうことで、今後も引き続き科学的、技術的な観点から丁寧な評価を実施してまいりたいと考えております。

えております。

○滝波宏文君 今、時系列をずっと読み上げただけだつたと思ひますけれども、私も中央省庁で二十年ぐらゐ働きましたけれども、選挙前の微妙な時期にそういう急な動きをするというのは普通ではありませんが、逆にその後は一転遅れる。非常にやっぱりこの動き方を見ていると、規制委員会は、独立と独善、中立性と恣意性というのを履き違えているというふうな思ひを感ずるかもしれません。

時間もございまして。指摘だけさせていただきますけれども、その十四日の評価会合、この間、敦賀の、ようやく行われましたが、残念ながら活断層の可能性があるとこのふうな判断は変更されませんでした。が、どうも一度決めたことを変えたことがないというふうな思ひに取りつかれております。

我々も視察に行きましたが、やはりこれは十二、三万年前よりも古い時代の層にしか届いていないし、関連して疑われている断層とは明らかに別の方向に向いている、そういうことが見て取れました。

今回、にもかかわらず、規制委員会は過去の自らの決定に固執したんじゃないか。苦しい主観的なコメントが並びましたけれども、中でもある有識者が語った、十二、三万年前以降に動いていないけれども将来活動しないとは限らないという発言はひどかつたです。これは従前の活断層の定義、すなわち十二、三万年前以降に動いたものを活断層とするという定義自体を覆して、本件を何とか黒にしたいというふうなうながしが見えませんでした。

田中委員長は、今月二日の原子力特委での中野正志先生からの質問で、規制委員会に有識者の一人、佐藤比呂志教授が活断層とコンクリートの間違えたことについて所見を問われ、科学者は時々誤りを犯すんですが、誤りについて素直に認めた上で、常に新しい知見に従って真実を追求することとは、やはり科学者としての基本だと思つておりますと答えました。まさに過ちを改むるにはばかり

ることなれば、よく御自分でお分かりなんでしょうから、本件、敦賀原発の破砕帯についても早急に見直していただきたい。もし自分のことを直すことができないということであれば、その活断層であるという判断を下した有識者に見直しをさせるのではなくて、客観的な判断を求めてピアレビューアーなど第三者の声に従うべきと考えます。以上、二点についてお聞かせください。

○政府特別補佐人(田中俊一君) まず、敦賀発電所敷地内破砕帯の活動性の評価に当たっては、現在、外部の専門家の協力を受けながら科学的、技術的な議論を行っているところであります。見直しの要否については、この時点で私の方からお答えさせていただくことは差し控えていただきたいと思います。

昨年五月の有識者会合の評価書にも、今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得ると記載されているところでありまして、そういったことも踏まえて、データをきちんと精査して、必要な見直しがあればそれに基づくものというふうには私は考えております。

それから、活断層の十二万年前から十三万年というところですが、これは十二、三万年前で活動性が否定できないものについてそういう判断をするということ、新しい基準で決めてあります。これは、いわゆる地震推進本部という我が国全体の、文科省の下でのそういった知見も参考にしながら決めさせていただいておりまして、残念ながら、地震とかそういうものの、自然現象についてはそう早急に予知できないというレベルもありますけれども、一応、そういった科学的な知見に基づいて、こういった期限を今判断の基準として決めていただいております。

○滝波宏文君 いすれにせよ、後出しじゃんけんはやめてください。

昨年の原子力特委の私からの質疑において、田中委員長は、エネルギー基本計画が閣議決定された場合には、原子力規制委員会も政府の一員でこ

ざいますので、その決定された内容に従って職務執行を行っていくことが必要というふうに認識しておりますとおっしゃった。今ようやくですが、エネルギー基本計画が閣議決定され、原発は重要なベースロード電源と位置付けられました。国会答弁されたとおり、しっかりとこの決定された内容に従って職務執行を行っていくようにお願いいたします。

さて、規制庁が行っている業務のうち、今議論した委員会の審査業務についてはあれこれ疑問が尽きないわけですが、別途しっかりとサポートをしたい規制庁の業務があります。それは原発の防災対策です。具体的には、規制庁の原子力防災政策課が併任先となっている内閣府の看板を使って各省をまとめている業務です。

時間がないのでちょっとまとめてまいります。内閣府兼規制庁の方で、立地地域としての十三のワーキングチームをつくって、その共通課題を検討しておるといふふうに聞いてございますが、昨年も質問したように、特に立地地域の観点からすると、原発避難道の整備というのがまさに死活問題になります。

今、お手元に資料お配りしてございますけれども、原発足下の嶺南地域の、先月の本委員会での御質問で倉林先生も具体的に取上げていただきましたが、青葉トンネルを始めとする国道二十二号線、愛宕坂を含む国道百六十一号線など、また、北の嶺北地域でも、三十キロ圏内からの避難に必要となる国道八号線バイパスや、冠山の国道四百十七号線、中部縦貫自動車道など、早急に整備を進めていただく必要があります。この辺りは、主要道は国交省の担当だと思いますが、後でちょっとまとめてお答えください。

それで、今日ちょっと取り上げたいのは、こういった主要道に至らない県道や市道の問題であります。

配付した資料、二ページ目、三ページ目が大飯原発から十キロ圏内にある内外海半島、内外海と書いてウチトミと読みますけれども、その拡大図

なんです、宇久湾に面した宇久、加尾、西小川の三集落は、平成十六年の水害で県道百七号線が崩落して孤立したことがあります。昨年の台風十八号の被害においても、この県道、片側は何とが残ったんですけれども、そういった道路状況にあります。

安全な避難バックアップのためにも、地元からは、三ページ目にご覧いただけますが、トンネルで抜くという要望が出ておりますけれども、これは県道からの枝線のために市道扱いということでございます。しかし、これは今、我が国全体を挙げての課題となっている原発防災対策ですから、まさに国がしっかりと対応しなければならぬ案件と言えましょう。

ところが、関係し得る役所は、今申ししたように内閣府・規制庁、国交省、そして経産省となっていて、いかにもポテンヒットになりそうな懸念があります。各三省庁の取組について、ワーキングチームの話、また主要道の話も含めてそれぞれお答えいただければと思います。よろしくお願いたします。

○政府参考人(黒木慶英君) 内閣府原子力防災の立場で申し上げますが、道路整備のための予算、交付金を所管しておりませんが、現在政府が行っている地域防災計画、避難計画の策定、充実化のための自治体支援の中心でございます。また、関係自治体からの要望や御意見を伺う政府内の窓口と認識しております。そのような立場から、各地域から具体的な要望をいただいた場合には、漏れなく遅滞なく所管省庁に伝えてまいります存でございます。

以上でございます。

○政府参考人(谷脇暁君) お答えいたします。今お話ございました原子力発電所周辺における避難道路の整備でございますけれども、非常に重要であるというふうに認識をしております。

今お話ございました県道百七号でございますけれども、内外海半島を横断する道路で、途中分岐をいたしまして、宇久、加尾、西小川の各集落を

結ぶ重要な路線だというふうに認識をしております。この県道につきましては、過去にのり面崩落が発生して集落が孤立したということもあるというところで、今お話ございましたようなトンネルの整備の要望が出ているというふうに承知をしております。

当該路線の整備につきましては、現在、小浜市が事業化について検討しているというふうに聞いておるところでございます。国土交通省といたしましては、小浜市から要望がありますれば、社会資本整備総合交付金といったようなものを活用いたしましてこの支援を検討していきたいというふうに考えてございます。

また、初めにお話ございました、国の方で実施をしております二十七号でございますとか八号、あるいは中部縦貫自動車道等々のネットワーク、これにつきましては様々な進捗、進めているところでございますけれども、引き続き地元の皆様方の御協力をいただきますが、早期整備に向けて全力で取り組んでまいります。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

御指摘の避難道路の整備を含みます原子力防災の充実というのは、大変重要な課題と認識をしております。

経済産業省としては、地域の実情を踏まえながら、例えば電源立地交付金等の支援をしておりまして、例えば避難道路の整備等につきましては、地域の実情、御要望を踏まえながら、国交省を始め関係省庁と連携しながら対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。しっかりとよろしく願います。

一点ちょっと気になったのが、委員会の方から予算がないという話でしたが、環境省の方に原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等々の電源立地の交付金、今も整備もされております。そういったことの活用をきちんとお願いいたします。ポテンヒットにならないように。

それで、ちょっと時間もない中で恐縮なんです、最後に一点、原発の避難鉄道についてお伺いしたいと思っております。

こちらの地図にも書いてございますけれども、立地地域の若狭の山中駅と、それから滋賀県の湖西線の近江今津駅を結ぶ琵琶湖若狭快速鉄道というふうな構想がございます。原発避難に対して、一義的には今道路の方に焦点が当たっておりますけれども、大量に一度で短時間で住民を運び、物資を運ぶことのできる原発避難鉄道というのは意を払う必要があると思っております。

どうしても三・一一で津波と地震の話に頭が行っておりますが、それこそ竜巻等の天災とかテロを含む人災、いろんな形で対応するときに、専用道で大量輸送の可能な鉄道を排除するのは不認識だと思っております。この点について鉄道局の意見を伺います。

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(土屋知省君) お答え申し上げます。

琵琶湖若狭快速鉄道の計画について、かねてより地元において取組が行われていることは十分承知しております。

先生から、原発避難鉄道としての意義を有するとの御指摘がありました。鉄道プロジェクトの検討に当たりましては、そのような観点も含め、整備がどのような意義を持つのか、需要や収支採算性が十分に見込めるか、どのような事業スキームとするか、運行事業者をどのような主体とするかなどの課題について検討が行われる必要があると思います。まずは福井県や滋賀県を始めとする関係自治体や関係者の間でこのような課題についてしっかりと議論を行い、プロジェクトの熟度を高めていただく必要があると考えております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。

原発安全対策、国を挙げての重要な対策ですので、各省庁協力してしっかりとやってください。ありがとうございます。

○直嶋正行君 どうもおはようございます。民主党の直嶋でございます。

今日は、原子力損害賠償支援機構を改組して廃炉業務を追加すると、こういう法案であります。今日は東電の廣瀬社長にもお願いをいたしております。まず最初に損害賠償についてお伺いをしたいと思います。

先ほども議論になりました新しい総合特別事業計画の中でも賠償について明確に触れられておりまして、三つの誓いという表現で全社を挙げて取り組むと、こういうことが表明をされております。既にもう事故から三年以上経過しております。やはり一日も早く皆さんにきちつと賠償をすることが地域の生活の立て直しや経済の再生にもつながるということでありまして、そういう意味でちよつと確認をさせていただきたいんですが、今、個人からの請求が約五十七万八千件ござい

ますが、そのうち合意済みが五十二万八千件、逆に言うともまだ五万件合意されていないと。それから、法人等からの請求も二十四万九千件のうち二十一万八千件が合意済みということで、まだ残っているということでもあります。

今回の見直しの中で、この賠償費用についても最大六兆円まで見込みを拡大させているということなんです。この賠償体制、一万人余り投入して迅速かつきめ細かな賠償を行っているということなんです。またこの賠償、合意に至っていない方々への対応も含めて、特に時間軸でどのぐらいの見通しを持って今考えておられるのか。

それから、賠償を促進するために、ダイレクトメールであるとか電話連絡だとか、いろいろあれこれ手段をしっかりと呼びかけを行うということも言われております。ホームページ等で私もその程度しか確認してないんですが、具体的に今こういう賠償を促進するために実施をされている政策について、どんなことをやっておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○参考人(廣瀬直己君) お答え申し上げます。原子力損害賠償につきましては、これは皆様御

存じのとおり、三年前の事故が三月にございまして、四月からいわゆる仮払いというのをスタートをさせました。その後、数回仮払いがございまして、九月からいわゆる本格的な賠償ということとでスタートをしております。今現在で損害賠償金として約三・七兆円、三兆七千億円の賠償金がある。それが被害を受けた個人の被災者の皆さんの状況にございまして、

先生御指摘のように、御請求をいただいて、それをいわゆる個々の事情を丁寧にお聞きしてその賠償額を確定させていくという作業でございまして、大分スピードアップはされてまいりましたけれども、今また、その財物、不動産であるとかあるいは家財であるとかといった、それぞれ一つ一つ確認をさせていただかないとなかなかその金額の確定も難しいという状況にもございまして、若干時間が掛かっているものもあるかと思っております。

また、先生御指摘のダイレクトメール等々につきましては、特に未請求の方がまだ残っているのではないかと、そうした方が東京電力の方に請求をされていないのではないかとということが懸念されます。

これは、一つは、先ほどもお話ししましたが、当初行った仮払い、これはそこに、避難の対象地域にいらした方々の住民票等々で確認をして、とにかくスピードアップでやらせていた。いただいたわけですが、そのときの対象となつていない個人の方々が十六万六千人、約、いらつしやいました。一方で、それ以降、本格賠償が始まって個々のケースで御請求をいただいた方が、十六万六千人を母集団とした場合ですけれども、九千四百名、昨年の夏時点ですらつしやいました。したがらつしやいますので、少なくともそれ以降賠償の請求をされていないということで、こうした方々への呼びかけというのをずっとやってきておりま

す。

電話でお話をさせていただいたりダイレクトメールを出したり、あるいは新聞やラジオでも呼びかけを行いまして、それが多少効きまして、その九千四百名の方から三千九百名が新たに初めて本格賠償の御請求をいただいております。したがいまして、残りがまだ五千五百名の方がいらつしやるといふことになりましたので、こうした方々にも引き続き呼びかけを行って、しかるべき請求をいただくということがあろうと思っております。

また、もうそもそも最初から十六万六千人の中に入っていない方もいらつしやる可能性ももちろんございます。いわゆる避難対象地域にお住まいだった、そこに生活の本拠があつたにもかかわらず、最初の仮払いの段階から漏れていらつしやる方が万が一にもいないとも限らないということから、ここにつきましては、自治体の御協力を得て、そうした方々がいるかないかも含めてその辺をしつかり見て、これからも賠償につなげていこうという考えでございまして。

現時点でその賠償の金額については、損害が継続する以上、賠償は当然継続いたします。したがいまして、賠償額も、今現在、会計、決算上は四・九兆円となつておりますけれども、これも御指摘のように増えていく可能性もございまして、とにかく最後のお一人までしっかりと賠償を貫徹するという体制で、今後も個々の事情をよく聞きながらしつかりとした賠償を取り組んでいきたいというふうにご考えておるところでございまして。

○直嶋正行君 ありがとうございます。今お伺いした範囲でいいますと、継続しているものを別にしまして、かなり対象が絞られてきています。これはそういうふうな受け止めてよろしゅうございませうかね。そうすると、金額の確定は先になるにしても、かなり見通せるといいますか、大体、皆さんが生活を立て直すとか様々なことを考えた場合に、ある程度見え始めていると、こういう理解をしてよろしいんでしょうか。

○参考人(廣瀬直己君) 未請求の方、五千五百人になつてきましたので、それぞれ本当に個々の御事情をお聞きしてやってまいりたいと思っておりますので、御指摘のように、大分見えてきているというふうにご考えております。

○直嶋正行君 それでは続きまして、今日の本題になるんですが、この改正案について、特に廃炉と原賠機構、それから東電さんの特別事業計画、新総特というんですかね、この関係について、国の役割を含めて、確認も兼ねて御質問させていただきたいというふうに思います。

まず、本法律案では、政府の方針としては国が前面に出るということが方針なんです。この法律案は、新たに改組されてできる機構を活用して廃炉等の適正な、かつ着実な実施の確保を図る、そのための助言、指導、勧告を行うということでありまして、これはあくまで認可法人である機構を活用して行うということで、国が前面に出るとは言いながら、直接これらの指導をするわけではないということでございます。

先ほど、大臣の趣旨説明の中にもございましたが、機構は東京電力の議決権の過半数を保有する株主でありまして、そういう意味では、東電に対して強い発言力、影響力を持っているということでありまして、したがいまして、現時点においては、機構を活用した体制整備というの効果があるというふうな思いをいたします。

問題は、これ一個ちよつと確認させていただきたいことは、新しいこの先ほど申し上げた総合特別事業計画において、二〇一六年度以降、一定の条件の下で段階的に議決権を低減させる、二〇三〇年代前半には機構が保有する株式の全てを売却すると、こういう計画になつております。

廃炉作業というのは、先ほど趣旨説明の中でもございまして、三十年から四十年掛かると言われています。中にはもつと掛かるといふ説もありまして、この機構を用いた枠組みでいいますと、機構の東電に対する立場が株を放出していくと弱まってくるということはどうもはつきりしていると思つ

んですが、したがって、長期間を必要とする廃炉の適正かつ着実な実施がこの体制で本当にできるのかと。できるという政府の基本的な認識をお伺いしたい。よろしく願います。

○国務大臣(茂木敏充君) 確かに、直嶋委員御指摘のように、廃炉そして賠償、さらには新設特、この経営改革、これ、それぞれ時間軸が完全に一致するものではありません。事故炉の廃炉につきましても、燃料デブリの取り出しなどを含めまして完了までに三十年から四十年、相当長い期間が見込まれる困難な事業であります。一方、被害者への賠償の支払については適切かつ着実に進めたいと。もちろん、できる限り迅速に対応していくことが重要でありまして、これが三十年、四十年なか掛かったら困ってしまうわけでありまして。

ただ、賠償事業の全体というところで申し上げますと、交付資金を回収するということが必要になります。この交付資金を回収するということが必要になつてくるわけでありまして、特別事業計画の認定の仕組みを維持する予定であることから、相当程度の時間、回収まで含めると、賠償そのものは迅速にやらなければいけない、被災者に対しては、しかし、それに掛かったお金、これを機構として回収するのはそれよりはかなり時間が掛かるものと考えております。

また、経営改革につきましては、二〇一六年度末の経営評価での東電の取組に一定の進展があったと認められた場合には機構の保有の議決権を二分の一未満へ低減させていくとしておりまして、最終的には東電の完全売却を図っていくのは二〇三〇年代前半をめぐって考えております。

ただ、株式の売却でありまして、それも相当な量が市場に出回ることになってきますと、その東電の改革がどこまで進んでいるのか、また、それだけ膨大な株が市場に出ることによつて株価全体がどうなっていくのか、こういうことも勘案しながら判断していく、そういう要素も出てくるんじゃないかなと、このように考えており

まして、このように、廃炉の事業、さらには賠償の事業、経営改革、それぞれに時間差が生じることは考えられるものの、その完了までにはそれぞれ相当の時間を要するものと考えておりまして、こういった全体の流れの中で、これまで資金支援を行い、そして東電全体について監督を行つてきた機構が廃炉につきましても支援業務を一元的に行う、こういう体制を取っていくことが適切であるということから今回の法改正をお願いしている次第であります。

○直嶋正行君 今もお触れになったんですが、実は、私も野党の立場ですが、福島原発をどういう仕組みでどういう組織をつくつてやるべきかということを検討してまいりました。

我々も、廃炉機構というものを新しくつくるということで、これはさつき議論があつた東電さんを公的管理する、いわゆる破綻させるというところではありませぬ。しかし、双方で協力して廃炉機構をつくつて実行するという案を取りまとめたわけですが、政府の方と異なる意見交換する中で、我々が危惧している点とか重要としていた点について今回の法案の中にもかなり織り込んでいた点というところで理解をしております。

ただ、こういう独立してやる方法と、それから、そもそも言えば電気事業法の三十条というのがあります。これは大臣の業務改善命令を出せるということでもあります。こういうものに基づいてやれば、まさに国が前面に出ることになるんじゃないかとも思うんですが、先ほど大臣のお話にもあつたんですが、ちよつと改めて、なぜ東電の廃炉・汚染水対策の支援、監督をこの賠償支援機構を活用するという制度設計でやるかというところをお決めになったのか、その趣旨をもう一度ちよつと簡潔にお伺いしたいんですが。

○国務大臣(茂木敏充君) 恐らく直嶋先生若しくは民主党も、福島復興の加速化に向けて、福島第一原発の廃炉を着実に円滑に推進することが最優先という考えでは我々と完全に一致をしている

と、このように考えているところであります。

また、今回の法改正によりまして、特別事業計画に廃炉の実施状況や実施体制の整備に関する記載、これを追加することによりまして、必要な場合には、主務大臣による命令、発動できるような形にしたわけでありまして。その中で、廃炉としてまた賠償、業務としては違つておりますが、その実施主体は東京電力であり、そこに対して現在最大の株主として強い権限を持つていたのが機構である、こういう観点から、当然、これは人員の面でも、それから資金の面でも、東電としていくか、賠償や廃炉にどう一番強い体制で臨んでいくか、その場合の人員の配分の問題をどうするか、資金の配分の問題をどうするか、全社的に考えなきゃならない問題でありますから、機構としても窓口を一本にしてこの賠償と廃炉に対する支援を行うことが適切であろうと、こういう観点から今回の改正とさせていただきます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

もうちよつと、今のことも含めて少し掘り下げて御質問させていただきたいんですが、この新総特で、先ほど申し上げたとおり、二〇一六年度末に機構が行う責任と競争に関する経営評価、この新総特の中にも何回もその言葉が出てくるわけですが、そこにおいて、新たな事業環境下で恒久的な事故対応の構築という責任と、新たな電力事業モデルの構築による競争を両立していく基礎が整つたと認められた場合に、先ほどお話ありました二〇一六年度以降、段階的に機構の議決権を低減して、役員派遣を終了するなど、自律的な運営体制に移行する、こうなつております。

これは、これから経営の在り方という中で触れておられるわけですが、一方で、廃炉・汚染水対策ということで、例えば政府の中期ロードマップでありますとか汚染水問題に関する基本方針だとか、様々な政策の計画を見ますと、例えば二〇一四年度中に陸側遮水壁の運用を開始すると、これは凍土壁のことだと思ふんですが、こういうことがうたわれていまして、二〇二〇年以内

建屋内の滞留水処理を完了する、二〇二〇年度の上半期、これ早ければということなんですが、燃料デブリの取り出し作業の開始というのが目標になつています。

つまり、さつき、なぜ廃炉という息の長い仕事と賠償と、そしてこの東電さんの事業計画を重ねていいますか、併せて考えるのかということをお伺いしたんですけれども、結局、二〇一六年ということになる、簡単に言うと、廃炉作業で見るとまだまだ山が見えない、二〇二〇年にデブリがやれるかどうか、その前の準備段階として汚染水を始め様々なことが行われていくわけでありまして、それは恐らく二〇一六年よりもう少し先になると思ふんですね。そうすると、このタイミングで恒久的な事故体制の構築を機構が本当に判断できるのかどうか、そして、自律的な運営体制への移行が可能になるのかどうか、こころをどう判断していくのかということ、政府のお考えをお伺いしたいんですが。

○国務大臣(茂木敏充君) 委員御指摘のように、二〇一六年の末の時点で全てについて見通しが立つと、こういう状況ではございません。ですから、二〇一六年の末に株式を全部売却するということを言っているわけでもないわけでありまして、そこからスタートして二〇三〇年代ということでありまして、その時点におきましてはある程度廃炉について、燃料デブリの取り出しがどうなっていくか、どんなロードマップで進められるか、こういったことも見通せるような状況になつてくるだろうと、このように考えているところでありまして、冒頭申し上げたように、廃炉のスケジュール、それから賠償に關します資金回収のスケジュール、それから最終的に東電の改革等々が進むスケジュールには完全に時間が一致するといふものではありませんが、かなりそれぞれに時間差が掛かる作業でありまして、その中で株式の売却を開始をし、そして最終的に完了すると。これにつきましても、全体の流れに沿うような形で、ある程度長いスパンでの売却というものを想定を

いたしております。

○直嶋正行君 大臣、長い時間掛けて売却するんだと、こういうふうにおっしゃっています、私、売却すること自体を問題にしているわけじゃなくて、過半数占めている大株主が過半数切ってしまう、そうすると当然影響力が低下しますよね。それを判断するタイミングとしてはちよつと早過ぎるんじゃないかというのが私の申し上げたいことなんですが。

これ、ちよつと廣瀬社長も御出席なので伺いたしたいんですけど、これ事業者の立場からいうと、やはり早く自立をしてしつかりやっていきたいということになるのかと思うんですが、恒久的な事故対応体制をつくる、構築を機構が判断すると、こう言っているわけなんです、これはどのように現時点で、この二〇一六年の段階でどういうことを想定していらつしやるんでしょうか。その点、ちよつとお伺いをしたいんですが。

○参考人(廣瀬直己君) 経営評価につきまして、私も評価を受ける立場でございますのでコメントを差し控えていた、だいたいと思っておりますが、その基となるのは新しい総合特別事業計画、認定いただいたものでございます。

この中には、おっしゃるように、廃炉の体制、これからずつとやっていく体制ももちろん入っておりますけれども、それ以外にも、賠償ももちろんですし、何よりも今後、自由化を迎えるに当たって電気事業の方も大きく改革をしていかなければいけない、また、そうしてしつかりお客様に選ばれようという体制にしていきたい、そもそももとより我々の最大の使命である福島県の責任も果たせなくなるということでございますので、そうした全てもろもろ、いろいろなことが書かれている総合特別事業計画、これ一つ一つは大変高い目標でございますけれども、これをとにかく事業者としてはしつかりやっていくこと、だということふうに認識しております。

○直嶋正行君 しつかりやっていくということなんですが、今度はちよつと別の角度からお伺い

たいんですけれども、この後参議院でも審議が始まりますが、電力システムの改革ですね、電事法の改正、こちらと併せて見るとすぐ分かりやすいですね、二〇一六年というのは。

三段階目の法案が一五年に出されて、それが決まると一六年度から具体的に電力システムの改革が始まる、こういう大本の改訂の改革が始まるということなんです、この東電さんの特別事業計画拝見いたしました、こういうくだりがあるんですね、新たな電気事業モデルへの変革、これは経営を変えていかなければならない、それから、これを否定しているわけじゃないんですが、この中に、東電は、地域独占、総括原価方式への安住との批判もある旧来の電気事業モデルへ回帰することなく、これまでに前例のない厳しい経営改革に取り組み、燃料費を始めとする抜本的なコストの削減に加え、豊富な人材や高い技術力を継続的に確保していくことで新たな事業環境に柔軟かつ迅速に対応していく、こういうくだりがありまして、先ほど申し上げた電事法改正のスケジュールと併せて考えると、すぐ二〇一六年というのは確かにそういう面では重要なポイントになるということに思っています。

大臣に、今申し上げた新総特とこの電事法、電気事業のシステム改革との関連性についてお伺いをしたいと思います、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 東電におきましては、新総特におきまして、電力システム改革、これを先取りした形で社内の分社化等々を進めることによりまして企業価値を高めると、こういったことを既に今スタートをいたしております。

電力システム改革全体として完了いたしますのは二〇一八年から二〇二〇年をめぐるところでやっております。そして、二〇一六年度末の時点で評価指標につきまして一定の前進があったという場合には公的管理を終了していく方向に動くわけであり、超の株を現在保有しているわけであり、

例えば、仮に経営評価の結果、基準が満たされな、このように判断された場合には、当然、この二分の一の株を持つている一時的公的管理を終結させる期限というのを延長するということも考えております。

ただ、元々機構としてこの株式の売却、スタートいたしますのが二〇二〇年代の半ばということでありまして、また、二〇三〇年代の前半をめぐりに保有する全株式を売却する、こういったことを想定をいたしておるわけでありまして、そういった意味で、この二〇一六年にまず東電としてどこまで改革がきちんと進んだのか、それを見た上で、そして本格的にやってくる二〇一八年から二〇二〇年の電力システム改革も踏まえた上で、実際には二〇二〇年代の半ばからスタートをして、公的管理、こういうものから自立した民間企業としての運営に移行していくことを考えております。

○直嶋正行君 ちよつともう一点、廣瀬社長にお伺いしたいんですが、これはちよつと事前にお知らせしていませんので、お答えしていただけたらということと結構でございます。

この中に、もう一つは二〇一六年度末にいわゆる社債市場に復帰するということに触れられております。この点と、先ほど来議論のあります自律的経営というところと、どういふふうにつながってくるのか、ちよつと御説明いただきたいと思います。

○参考人(廣瀬直己君) 先ほどの繰り返しになりますが、経営評価の方は機構の運営委員会によって評価されますので、私も評価される側でございます、私どもは評価されておりますけれども、申し上げるべきではないかと考えておりますけれども、社債市場の復帰につきましては、やはり現在、東京電力、経営をしていく上で一番やっぱり大きな経営上の一番難しい点というのは資金繰りであり、

新しく銀行からお金を借りるというのは非常に難しくなっております、いろいろな条件が付い

てしまうということからなかなか厳しい。そうした中で、社債が新たに発行できていないというのがもう一番難しいところでございまして、御存じのように、電気事業、設備産業ですので、これまでも相当な社債を発行させていた、それによつて資金の運用をかなりの部分やっておりますが、一方で、逆に言いますと、これまで発行してしまつた社債は当然償還期限を迎えてまいりますので、その場合に、これまではまた社債の発行によつて繰り返していくというようなこともできたわけですが、今それができませんので、当然金融機関にお願いして融資でそれを補つていかなければいけないというように、それが生じております、これは非常に事業の制約を正直受けております。

したが、いま、経営上の問題からやはりなるべく早くに社債市場に復帰したいということはありますが、一方で、これは当然マーケットが決めることでございまして、我々が発行したいといつても、買つてくださる方あるいは格付を決められる方等々の御評価をいただかなければいけないということから、やはりある程度の自己資本比率を高めるとかそうした定量的な目標を持つて、何としても早急に、できれば一六年中にそうした状態に持つていきたいというふうに考えているところでございます。

○直嶋正行君 ありがとうございました。なかなかこれ、難しいことを進めようということなんですが、

それで、この問題で最後にちよつと大臣にお伺いしたいんですが、先ほど来大臣からのお答えもありましたように、この新しい取組の中で申し上げますと、例えば保有株式の売却もそうですが、それは結局さつきお話あったように、その売却益を今度は除染費用相当分として回収すると、こういうことになります。したが、これをどういふふうに進めていくかということなんですが、一方で申し上げますと、私がさつき申し上げたとおり、機構の議決権を減らしていくことはそ

同時に、例えば国としてどれだけの議決権を持つ
つか、二分の一以上でなくても、ある程度三分の

そういう意味で、この新総特の中でも二〇一四年、遅くとも二〇一四年秋頃には値上げが必要となるということもこの中に書かれています。そういう意味でいいますと、柏崎刈羽の見通しが立たない中で、ここで二点お伺いしたいんですが、一つは、今の経済や産業の状況を見中でどういう

一方、日本経済全体への影響ということで申し上げますと、今直面しております電力の逼迫の状況、そしてコストの状況と、こういうのに対応するために、きちんとした電源の多様化を図り、また調達先の多角化を図っていくということで、恐らくベースロード電源、こういったものをどこまでしっかりと確保できるか。さらには、LNGを始めてとするミドル電源につきましても、北米からのシェールガスの輸入等々によりまして調達コストを下げていくと、こういったことが極めて重要になってくると、このように考えております。

○直嶋正行君　もう時間が来いますのでこれで

究及び開発の企画、推進を行うことと、このようになつておりますけれども、研究開発に関わる費用はどう確保していくんでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君)　まず、見える化、使途の見える化についてのお尋ねがございました。これにつきましては、新機構の業務の効率化を進めますとともに、支出の透明性の観点から、廃炉部門、また賠償部門でどのような支出があるかについて見える化をするといった工夫が非常に重要であるというふうに考えております。

今後具体的にどうするかということにつきましては、新機構の詳細な設計と併せまして具体的な

工夫の在り方について検討を進めてまいります
が、いずれにしても、透明性の確保を図るよう
にしつかりと指導をしてまいりたいというふう
に考えております。

なお、原賠機構は、これまでも、財務諸表それ
から予算、決算などをホームページで公開するな
ど、財務情報の国民への周知に取り組んできてお
りますけれども、更にこうした取組を徹底すべき
ことが必要であるというふうに考えております。
それから、今回の廃炉支援業務、研究開発の企
画、推進等の廃炉支援業務についてどのように賄
うのかということであります。

こうした業務を賄う費用につきましては、機構
の運営経費の一部といたしまして負担金、すなわ
ち一般負担金又は特別負担金が充てられることにな
るわけでございます。一般負担金、昨年度分で
千六百三十億円でございますけれども、今回の
業務追加がなされることをもってこの金額を来
年度は幾ら増やしますと、そういうことではない
というふうに考えております。

○小林正夫君 大臣に確認をいたします。

今、一般負担金の話が出てまいりました。これ
は、各電力事業者が原子力損害賠償支援機構法の
三十九条に基づいて一般負担金を納付することに
なっております。今後この新しい機構の業務の拡
大に伴って運営費が肥大化することになれば、事
業者負担あるいは国民負担が増大する懸念がある
んじゃないかと思えます。

今、政府参考人から増やす方向ではないと、こ
ういう答弁がありましたけど、改めて大臣にお聞
きをしますけれども、今回ののはあくまでも事故
の廃炉支援に関わる業務ということになっており
ます。したがって、負担金が増額されることはな
いと、このように判断してよろしいでしょうか。
○国務大臣(茂木敏充君) 今回の法改正、対象と
いたしますのは事故炉であります。同時に、あく
まで機構の機能の追加ということでありまして、
新たな資金援助を目的としたものではございませ
ん。

今回の廃炉関係業務の追加によりまして、廃炉
支援に関わる機構の人員費等ごく一部増額する費
目はあると想定をされますが、新機構の業務の効
率化等によりこの費用増が一般負担金の増額につ
ながらないものとするのが重要であると、その
ように考えております。

○小林正夫君 次の質問ですけれども、見直し後
の機構が担う廃炉に係る業務を明確にするととも
に、より効率的な運営が確保されることが重要な
と考えます。また、機構運営の透明性を確保する
適切なガバナンスが重要だと考えますけれども、
この点についてはどう担保していくんでしょう
か、お聞きをいたします。

○政府参考人(横谷敏秀君) 今回原賠機構に新た
に業務追加をいたします廃炉関係業務といたしま
しては、まず第一に廃炉研究開発の企画等ござ
います。第二に廃炉の適正かつ着実な実施のため
の助言、指導、勧告、第三に廃炉に関する情報提
供等、こうした業務を新たに行わせたいというこ
とでございます。

こうした業務を行うに当たりまして実効ある廃
炉支援を効率的に行うことが重要でありまして、
この効率的な業務の運営ということにつきましては
は、機構はこれまでも、業務方法書において例え
ばより効率的に業務を遂行できる場合に限り業務
を委託することができるというふうに定めており
ます。政府といたしましては、こうした効率的な
運営の下で廃炉支援業務も推進していけるよう
しつかりと指導をしてまいりたいと考えておりま
す。

また、今回の法案では、機構が、毎事業年度、
事故炉の廃炉に係る業務の実施状況を主務大臣へ
報告をし、これを主務大臣が公表する規定という
のを盛り込んでおります。これによりまして、機
構の廃炉業務の透明性を確保しながら、広い意味
でのガバナンスを図っていきたいというふうに考
えております。

○小林正夫君 先ほどの直嶋先生との質疑の中で

も、電力システム改革との関係の話がありまし
た。そして、電力システム改革が行われて法的分
離などされた場合に、一般負担金の費用を負担す
ることができなくなつて債務不履行を起こすこと
も考えられなくはないと、私このように思いま
す。その場合は回収不能になるけれども、その場
合の対処はどうするのか。電力システム改革が行
われれば現実問題として発生し得る課題じゃない
かと思えますけれども、いかがでしょうか。
○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

一般負担金につきましては、原子力損害賠償支
援機構法に基づきまして原子力事業者が負担する
制度となっております。電力システム改革によ
りまして法的分離が行われた場合の後につきま
しては、基本的にはその原子力発電所を保有する事
業者が一般負担金を支払う主体になると想定して
ございます。

原子力損害賠償支援機構法に基づきますと、一
般負担金の総額につきましては、機構の業務に要
する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を
適切かつ確実に実施するために十分なものである
と同時に、各原子力事業者の収支状況に照らしま
して、電力の安定供給等に支障を来し、又は利用
者に著しい負担を及ぼすおそれのないものとして
機構が毎年度議決することになっております。

したがって、電力システム改革後におきま
しても、こういった要件の下に基づきまして適切
に算定される一般負担金を原子力事業者において
支払っていただくということになるかと考えて
おります。

○小林正夫君 次に、大臣に質問をいたします。
原賠機構には運営委員会が今あります。新しい
機構の見直しの後には、第二十二条の二により廃
炉等技術委員会が新たに設置をされる、このよう
になっております。それぞれどのような役割を担
うのか教えていただきたい。また、廃炉等技術委
員会はそのぐらいの人員を配置するのか。信頼さ
れる人材の登用が最も私は大事だと思います。ふ

さわしい人の目星は付いているんじゃないか。私
は、事業者以上に精通している原子力技術者をど
う確保していくのか、ここがポイントだと思いま
すけれども、大臣、いかがでしょうか。
○国務大臣(茂木敏充君) まず御指摘のありまし
た機構の運営委員会の方であります。機構の予
算の作成であったりとか決算の実施、さらには業
務方法書の作成等、現行法に基づきます賠償支援
業務に加えまして、今回追加をされます廃炉支援
業務を含めて、機構の組織全体の運営に関する重
要な事項を決定する役割、これを運営委員会の方
で担うことになっております。

一方、今回の法案で盛り込むことにいたしまし
た廃炉等技術委員会、これにつきましては、その
役割は、廃炉を実施するために必要な技術や研究
開発について方針を定める等、廃炉に関する重要
な技術的判断、これを行うこととしたしておりま
す。

したがって、全体の組織の運営であつたり
とか資金の問題、こういったことを担当します運
営委員会と、技術的な問題を中心に様々な全体の
企画を行います廃炉等技術委員会、これは明確な
役割分担ができていてと考えております。

その上で、この廃炉等技術委員会の委員、法律
上八人以内、こういうことになっておりまして、
その中でも、原子力工学、土木工学その他の廃
炉等を実施するために必要な技術に関して専門的
な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事
長が主務大臣の認可を受けた上で任命する、こ
ういうことになっております。

具体的な人選、極めて重要だと思つておりま
して、今申し上げたような観点から、極めて重要か
つ高度な役割を担う人物でありますので、専門性
や判断力を備えた人材を確保していきたいと思
っております。この法案成立後、速やかに人選に
入っていききたいと思っております。

○小林正夫君 非常に大きなポイントになる人事
だと私は思います。国民の方から見ても、この人
の言っていることなら大丈夫だと、こういうふう

に信頼できるような人材を是非配置をしていただきたい、このことをお願いをいたします。

この資料ですけれども、この⑥のところなんですけれども、廃炉業務を一部委託として実施ができれば、このようなことが⑥に書いてございまして、いろいろなものが新しい機構に電力事業者の方から委託できるんじゃないかと、具体的に教えてください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 新しい機構では、研究開発の企画等を専門人材を集めて行うことを通じて、より高度な専門的知見を蓄積するということを期待をしておるわけでございしますが、こうした専門的知見が蓄積をされた場合等におきまして、この⑥の委託、第五十五条の二でありますけれども、この条項は、そういった状況において機構が廃炉事業の一部を受託できるようにするための規定であります。

この規定に基づいて実際に委託するかどうかというのは事業者の判断になりますし、また、現時点で具体的に想定している委託内容があるわけではございませんけれども、あえて考えられる事例として申し上げますと、例えば第三者の視点とか信頼性が重要となる放射線環境下での困難な放射性物質の調査分析でありますとか、最先端の遠隔操作技術の安全性、信頼性の評価ですとか、すなわち、事業者が実施することが困難でありましたり、信頼性等が問われたりするようなもの、こういった場合に機構に委託するといったことができるようにしておきたいというものであります。

廃炉の現場作業そのものは、東京電力が既に計上した一兆円に加えまして、今後十年間で更に一兆円を捻出して自ら行うということにしております。こうした現場作業を機構が受託して実施をするということは想定はしておりません。

○小林正夫君 大臣にお聞きをいたします。昨年の十二月の二十日の日に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」という内容が閣議決定されました。その中において、東京電力の企

業価値を高めることも中に盛り込まれておりました。具体的にどのようにして企業価値を高めていくのか。

さらに関連した質問をいたしますけれども、東京電力は、日々の電力の安定供給を行いながら、現在、福島第一の廃炉業務にも取り組んでいる、こういう状況でございします。

東京電力の依願退職者、これを調べてみますと、平成二十三年以降千六百六十五人、原子力部門でも百九十五人が依願退職をされている、このような実態になっております。このように退職者が後を絶たない、これが現状でございまして、その多くの理由は、東京電力のこれから先、この姿が見えないと、こういう不安を持っていて退職をされる方が多いと、このように私、受け止めております。

そこで、三月三十一日の原子力損害賠償支援機構の運営委員会が、責任と競争に関する経営評価、これを決定をいたしました。これは、東電が責任と競争を両立して事業展開を行っていくことを支援するとともに、事故への債務を十分果たしているかを否かを監視し、同時に国民負担最小化の観点から経営改革の進捗を評価していく、このような監視と評価の結果を踏まえて、一時的公的管理から自律的運営体制への移行の是非を二〇一六年度末に判断していくと、このようになっております。

先ほど直嶋先生の方でこの関係の質疑が少しありましたけれども、この二〇一六年度末に判断したときに良い評価を受けた場合に、二〇二〇年代及び二〇三〇年代の東京電力の姿をどういうふう

に描いているのか、教えてください。○国務大臣(茂木敏充君) 東京電力、一方で果たさなければいけない責任というのがあります。同時に、新たな電力システム改革の中でしっかりと競争力を付けていく、この二つの方向の改革を進めていく必要があると思っております。責任という意味では、廃炉・汚染水対策、そして賠償の問題等々にしっかりと取り組みつつ、同時に電

力の安定供給と、もう一つの責任もしっかり果たしていかなきゃなりません。

一方で、電力システム改革等々によりまして事業環境が大きく変わってくる、こういった中で、魅力のある事業体として、また、顧客に対しても様々な魅力のあるサービスであったりとか料金メニューを提供できる、しかもそれを競争的な価格で提供できる、こういう事業体に変更していくと、こういったことが求められているんだと思います。その中で、委員おっしゃったような自律的運営体制へ段階的に移行していくということが行われると思っております。

こういったことがやはり東京電力として、社員であつたりとか関係先にいかに夢を持って、そして現実的にどう説明をし納得をしてもらうかというところは、人材をしつかり確保していく上からも極めて重要な課題だと、こんなふうに考えております。今、東京電力におきましては電力システム改革等々も先取りをした改革というのが進められているところでありまして、そういったものもどう進捗していくのか、我々としてもしつかりとそのフォローをしながらか、また、廃炉の問題等々、東電だけでやるのにはなかなか困難な事業もあるわけでありまして、国としてもそういった意味では前面に立つて全体の進捗管理等々も行っていくべきかと考えております。

○小林正夫君 二〇二〇年代、二〇三〇年代、東電の姿がどうなっているのか、このことをもう少し具体的に話をいたされれば有り難いと思

いました。○国務大臣(茂木敏充君) 一言で言えば、公的管理体系から脱却をするということでありまして、その中で、もちろんこれは株式の保有だけの問題ではありませんが、二〇二〇年代半ばにこの機構の株式の売却をスタートするということになりまして、当然、言ってみますと公的管理の色合いとい

うのは薄まってくるということでありまして、この計画、基準に沿った改革というものが順調に進んでいきましたら、二〇三〇年代にはこの全株式の売却が終わるということですから、完全に民間企業という形で再生をするということになってくるんだと、このように考えております。

○小林正夫君 次の質問に入ります。現場作業員の労働環境の改善と健康管理という点で何点が質問をいたします。

まず、福島第一の作業員、大変厳しい環境で今でも作業に当たっているわけなんですけれども、作業員の安全確保の観点から、作業の着実な実施、こういう意味での観点も含めて現場の労働環境の改善を図る必要があると。

幾つか新しい計画の中で、東電としてはこういう対策をやっていく、このことも明らかにしておりますけれども、私は、この安全対策も東電に任ずるということではなくて、国がしっかりと関与してこういうものを進めていく必要があるんじゃないかと、結果としてそのことが廃炉の進捗を進めていくことになる、このように私は思いますけど、是非、安全対策上の問題も国がしっかりと関与してやっていくということ、こういうことをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 労働環境の改善であつたりとか安全の確保、極めて重要な問題だと思っております。

様々な現場で行っております作業につきましても、やはり東電が主体になって実施をするという部分は大きいとは思いますが、その一方で、例えば政府としても、過酷な状況の中で少しでも働きやすい環境を整備するために、廃炉・汚染水対策現地事務所、これが現地の関係企業にヒアリングを行い、労働環境改善に向けた作業員の要望等を把握する、それを東電によりまして労働環境の改善策の反映等にもつなげてまいりたい。そういう現場の声を国としてもしつかりと捉えて、やるべきことを東電としてやっているかということにつ

いてはしっかりと指導をしていきたいと思っております。

同時に、過酷な環境でやっていることは間違いないわけでありまして。少しでもこの過酷な環境とこののを改善する。これは、言ってみますと、日々の作業というよりも廃炉・汚染水対策に関わります構造的な問題、地下水四百トンの流入をどう抑えていくか、汚染源をどう取り除いていくか、こういう構造的な問題を一つでも解決に近づけることが作業環境そのものの安全性を高めるということにつながるわけでありまして、こういった面におきまして、研究開発の予算措置であったりとか技術的に難易度が高い問題につきまして、国が前面に立った取組を進めてまいりたい、そう考えております。

○小林正夫君　そこで、今日、国交省にも来ていただきました。いい作業環境で仕事をすることがいい仕事の結果を生むと、このように私、長い間自分も働いてきてそのように思います。

それで、今、福一の原子力事故の対応に当たっている作業をやられる方は、おおむねいわき市に居住しながら、毎日通勤をしながら福一の方に、現場に向かっているということなんですけれども、朝夕が非常に国道六号線とか常磐道が混む。特に常磐道の出口のところ二十分か三十分ぐらいいつも待たされる状態が続いて、それでなくとも渋滞というのは心がいらいますと、こういうことに私はなると思っています。したがって、朝がそういうものからスタートしているのが今の状態だということに思っています。

そして、高速道路の出口の関係ですけれども、原発事故の警戒区域等に居住されている方、そして居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けている方、この方たちを対象に無料措置が行われている、高速道路を降りるときにその証明書に係る人に見てもらった、こういうことがあるものですが、そこで大分時間が掛かって渋滞を引き起こしているという実態もあると、このように伺っております。

今言ったように、いわきから富岡の常磐高速道路をむしろ無料化にして、証明書を提示しなくてもそこがスムーズに通過できるように、こういう対策も私は必要だと思っております。特に、福一の原子力の廃炉に向けた仕事というのはもう国家的な仕事になっておりますから、是非いい作業環境で仕事ができるように、これもそういう方向で解決をしていく必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(谷脇暁君)　お答え申し上げます。

今お話ございましたように、原発事故による避難者に対しては高速道路の無料措置を実施してございます。これ、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で、高速道路会社の負担において実施をしているというものでございます。この際、今先生からお話もございましたように、被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方であるといったことを確認するために、高速道路の出口の料金所におきまして被災証明書等を提示していただくことになっております。広野インターチェンジの出口料金所におきましては、交通が集中する朝の時間帯に渋滞が発生しているというふうに承知をしております。

この無料措置に当たりましては、被災されている方、避難されている方であるという本人確認をどうしても行う必要があるというふうに私どもは考えているところでございます。現在、広野インターチェンジの出口料金所における一台当たりの対応時間といえますのは、通常の一般の出口料金所のおおむね半分ぐらいということで、普通のあれに比べますとかなりスムーズにはいってあるというところでございますけれども、今御指摘ありました更なる対応時間の短縮に向けて工夫を行うように道路会社と調整を行っていききたいというふうに考えております。

○小林正夫君　是非、朝の現場の実態も直接見ていたいただきたいということをお願いしておきますけど、茂木大臣、今国交省からそういう話がありました。これは、普通に考えればなかなか私が

言っている要求は難しいかもしれませんが、証明書を出して無料で通過できる方、これはもう大変大事ですからもちろん継続をしたいと思います。ですが、先ほど言ったように、ここ渋滞解消をしてあげないと、毎朝二十分ぐらいそこで待たされた、それから福一の現場に入っていく、こういうことが繰り返されれば先も行われる可能性が非常に高いんですね。

ですから、これは政治的判断として、茂木大臣、是非無料化にして、誰でもスムーズに高速道路の出口が通行できるように、これは政府として考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君)　福島復興を進める、そして廃炉を進めると、こういう観点から貴重な御提言をいただいたと思っております。政府全体として考える問題でありますから、検討させていただきますかと思っております。

○小林正夫君　是非よろしく願いました。次に、今日は厚生労働省に来ていただきました。あそこ福一の現場で働いている人たちが、また働いた人たちの健康管理について質問をいたします。

これは事故の起きた二〇一一年の五月の二十日の日に、これは福島第一原子力発電所における作業員の健康管理、あるいは被曝線量の管理、そして長期的な被曝の線量の追跡、こういうことを目的として、厚生労働省に福島第一原発作業員健康管理等対策室を設置をいたしました。その後、電離放射線労働者健康管理対策室に名称が変わった、このように聞いておりますけれども、現在どのような体制で行っているのかということ、現在ここで管理している人の数、そして被曝線量の管理状況、さらに長期にわたる追跡の状況などを教えていただきたい。さらに、今後新たに取り組むものがあれば、これも報告を願いたいと思います。

○政府参考人(半田有通君)　お答えいたします。先生今御指摘ございましたように、厚生労働省では、事故直後の平成二十三年五月二十日に東京

電力福島第一原発作業員健康管理等対策推進室というものを設置したものでございますが、これを平成二十四年四月一日に発展的に改組いたしました。電離放射線労働者健康管理対策室というものを安全衛生部内に設置してございます。

この室では、室長以下七人の体制でございます。一つには、東電福島第一原発などにおきます放射線業務や除染等業務に従事する方々の放射線障害防止のための法令、基準、ガイドラインと、こういったものの整備を行ってございます。二つには、緊急作業従事者の被曝線量や健康診断結果等のデータベースへの登録、これに基づく長期健康管理というところを行ってございます。三つ目といたしまして、東電福島第一原発の廃炉・汚染水対策作業に係る作業届のうち、特に専門性が高いというものに関しましてこの審査の指導を行ってるところでございます。

次に、この管理状況でございますが、東電福島第一原発の緊急作業に従事された方、一万九千三百四十六人いらっしゃいます。これらの方々につきまして、大臣指針に基づきまして被曝線量などを蓄積するデータベースを構築いたしまして、離職後も含めた長期的な健康管理を行ってるところでございます。

被曝の状況でございますけれども、緊急作業従事者の被曝状況でございます。一つは、通常被曝限度の百ミリシーベルト、これを超えた方が百七十四名いらっしゃいます。五十ミリシーベルト超で百ミリシーベルト以下の方、これは七百三十一人となっております。なお、この緊急作業従事者に対してはデータベースにデータが登録されてございます。現時点では緊急作業従事者の九七・六％に当たります一万八千八百七十四人の方々に登録証を発行しているところでございます。引き続き、全ての緊急作業従事者に対する登録証の発行を着実に実施していきたいと考えております。

次に、課題等でございますが、御案内のとおり

り、東電福島第一原発では厳しい環境の下で作業が行われているということでございます。同原発の廃炉に向けた作業はこれから数十年の長期にわたるとされておられまして、作業員の被曝線量管理や被曝低減措置、健康管理を徹底させることが重要であると考えてございます。このため、私も厚生労働省といたしましては、引き続きこれらの措置が適切に実施されるよう、東京電力や元請事業場をしっかりと指導していきたいと考えております。

さらに、緊急被曝限度を一時的に引き上げた間に通常被曝限度を超える被曝を受けた方が存在することを踏まえまして、放射線の被曝による健康影響を調査するために、緊急作業従事者に対する疫学調査というものを昨年度から順次実施しているところでございます。この疫学調査は何十年にもわたって追跡調査を行う必要があるため、私どもとしましては、本年度以降も着実に必要な研究を実施していきたいと、このように考えているところでございます。

○小林正夫君 福一で働き終わった人たちからも、自分の将来の健康不安、こういうふうな心配をしているんだというふうに訴えている声が届いてきております。是非国として、あそこで働いた人たちの被曝線量など、こういう健康管理について追跡をしながらやっていただくことを改めてお願いをしておきたいと思っております。

次に、質問に入ります。
おとといの日曜日の夜、二十一時からNHKで、原発廃炉の四十年、こういう放映が一時以上になつておりました。その中で、ロボット開発だとかあるいは模擬施設を造つてこれからの廃炉に取り組む、こういう放映がされておられて、多くの人が新たな技術に挑戦して頑張っているんだということを、私、素直にそういうふうな受け止めました。

そして、これから、今は四号機のプールに入っている燃料棒の取り出しをやっているわけなんです、燃料棒の取り出しについては今度三号機に移るといふのが計画だと思っております。三号機は非常に放射線量も高いと、このように聞いておりますので、四号機とは全く違う作業になり、やはり人が入らないでもその作業ができるような新たな技術開発もしていかなきゃいけない。そういう点では、ロボット開発、この間テレビでやっておりましたけれども、いろんな工夫も必要だと私思っています。

さらに、福一の五号、六号機、これを一つの訓練の足掛かりにして廃炉を順調に進めたいと、こういうふうな言われて計画をされていると思えますけれども、あそこは商業用の運転としてやってきたところですからもちろん原子力設備になつております。したがって、放射線がない、そういうような模擬施設を造つて、やはりいろんな技術開発をしていくことも必要だと思います。ちよつと、時間があれば具体的にどういう状況になつていくかということをお聞きしたかったんですが、むしろこういうことをしっかりと国としても進めてもらいたいと、こういう要望をさせていただきま

す。
さらに、この中で、一つなんです、作業をやる方の防護服の関係です。作業をやる方がこれからも放射線がある中で作業をやっていくんですけれども、私、今言ったいろんな技術開発に加えて防護服の開発も大変必要じゃないかと思つて、そして、安全で働けるといふ、そういう範囲が広がつていけば広がっていくほど私は廃炉の仕事が先に進んでいく、こういうことになつて、今どういう取組がされて、どういう課題があるのか、これを教えていただきたい。

○政府参考人(齋藤敏秀君) 作業員の方々の被曝を抑える上で様々な取組が必要だと考えておりまして、その中で防護服がもっとうまく使えないかという御質問と理解をしております。
現在、防護服としましては、例えばタンクステンのベストなんというのがございます。これはただ非常に重とございまして、九キロから十五キ

ロ、一着するといふものでありまして、これを身に着けて作業するといふのは大変なことでありまして、それ以外にも様々な防護服の売り込み等がありますけれども、いずれも、ガンマ線を遮蔽するという観点からは密度が非常に詰まつたものじゃないといけないといふことで、非常に重たいものが大半になつております。

もちろん、非常に作業性にも優れたものと、そういう可能性がありますれば防護服の開発についても進めていくべきと考えておりますけれども、現時点におきましては、取り急ぎ、その作業員の方々の被曝を抑えるために、敷地の中の除染を進めたり、作業に支障となる瓦れきを除去したり、あとは作業する場所で遮蔽体を設置をして作業員の方々が被曝をされないようにする、線量を下げていく、そういうことをまず進めていくべきだといふことで考えております。将来的な課題であらうといふふうな考えております。

○小林正夫君 私は専門屋じゃないので全く分かりませんが、宇宙に行く場合のあいう特殊な防護服といふんですかね、宇宙に出ていっても大丈夫だと、そういう防護服も開発されているわけですから、私は防護服の開発も福一の廃炉に向けた大きな一つの技術開発になるんじゃないかと思つて、是非そのことは取り組んでいただきたいと、このようにむしろお願いをしておきたいと思つております。

ちよつと時間の関係で最後の質問になりますけれども、原賠法の見直しについてお聞きをいたします。

これは、衆議院の経済産業委員会での法案のときにも、早急に結論を得るよう更に検討を進めること、こういう旨の附帯決議が付されました。原賠法では、電気事業者に無過失・無限責任が課せられております。今回、政府がエネルギー基本計画において原子力をベースロード電源と位置付けたわけなんですけれども、今後も原子力発電を利活用していく考えを閣議決定で決めたわけですから、しかし、電気事業者にとつてみると、この

無過失・無限責任、これが残されたままではなかなかこの原子力発電を民間で担っていくことは難しい面があるんじゃないか、このように私は受け止めているんじゃないかと思つております。

そこで、原賠法の見直しについて、私は早急な課題だと思ふけれども、いかが取り組みますのか、教えてください。

○大臣政務官(富岡勉君) 小林委員の質問にお答えしたいと思います。

原子力損害賠償法は、原子力損害を賠償するための措置として、一万キロワットを超える原子炉については一千二百億円の損害賠償措置を講ずることを原子力事業者が義務付けております。これに加え、原子力事業者が原子力損害賠償責任を負う額が一千二百億円を超え、かつ必要があると認められるときには政府は必要な援助を行うものとされており、具体的には、原子力事業者からの申込みに基づき、原子力損害賠償支援機構が原子力事業者に対して損害賠償の履行に充てるための資金交付などの資金援助を行うことができることとされております。こうした仕組みにより、原子力事業者が無過失・無限責任を確実に履行できるように図られていると考えております。

また、福島第一原発事故の対応では、昨年末の福島復興に係る閣議決定等も踏まえ、国がしっかりと前面に出て果たすべき責任を果たし、被害者の救済及び事故収束に万全を期すこととしております。

このように、現行法により原子力損害賠償制度の運用がしっかりとなされておられ、去る九日の衆議院経済産業委員会において、辻元議員の質問に対する答弁についてもそのような趣旨で申し上げたものであります。

原子力損害賠償制度の更なる見直しについては、エネルギー基本計画において、原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進めるとされておられ、本計画に従い、引き続き関係省庁とも十分連携をし、対応してまい

りたいと考えております。

○小林正夫君 時間が来ましたけど、この質問の
まじめに大臣、最後、一つだけお聞かせくだ
さい。原子力技術者、この確保の關係です。非常に
原子力を学ぶ人が少なくなってきた、このように
言われておりますけれども、やはり福島第一の
あるいは今後の原子力考えると、そういう人た
ちの人材育成等、そういう技術者を確保してい
かなきゃいけないという大きな課題だと思いま
すけど、このことについてどう取り組むのか、最
後、お聞かせください。

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますの
で、答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣(茂木敏充君) 今般閣議決定をいたし
ましたエネルギー基本計画におきましても、人
材、そして技術の面から確保していく規模を見極
めると、検討することになっておりまして、重
要な課題として取り組んでまいりたいと思
えております。

○小林正夫君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(大久保勉君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開会

○委員長(大久保勉君) ただいまから経済産業委
員会を開きます。

休憩前に引き続き、原子力損害賠償支援機構法
の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行
います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。

本日は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改
正する法律案につきまして順次質問をしたいと思
います。

東日本大震災から四年目を迎えました、私も
昨年夏の初当選以来、被災地を伺いして多くの

皆様とお会いする機会をいただき、様々なお話を
伺いました。また、現地に伺うたびにインフラの
復旧が着実に進んでいることを実感いたします
が、他方、福島県の被災地域と比べますと復興の
格差という問題が厳然と横たわってきていること
を私も深刻に受け止めております。

また、福島におきましては、他の被災地域以上
に風評の問題が依然として深刻であります、そ
れに加え風化という新たな風が勢いを増してきて
いる中、原発事故の処理や賠償問題を始め、廃炉
に向けた取組といった長く険しい道のりを一歩一
歩着実に進めていかなければならない状況がござ
います。

ここで私が改めて思い出しますのが、安倍総理
が昨年九月、ＩＯＣ総会でスピーチされました
が、午前中も出てまいりましたが、あのザ・シ
チュエーション・イズ・アンダーコントロールと
いう力強いメッセージでございます。これは福島
の完全復興を約束する、言わば日本が世界に向け
た国際公約でもあります。今回の改正案にも盛り
込まれました廃炉事業などにつきましても、大変
な難事業ではございますが、全ての困難を乗り越
え、福島を再生する責任が私も一人一人にある
と考えております。

この法案の改正内容につきましては、国が前面
に出るという強い意思が表れたものであると評価
したいと思っておりますが、まず、福島の復興の現状に
つきまして率直な御見解を、現地の最前線で陣頭
指揮を執っていた、だいております原子力災害現地
対策本部長の赤羽一嘉副大臣にお伺いしたいと思
います。

○副大臣(赤羽一嘉君) 私も、原子力災害現地对
策本部長を一昨年十二月二十七日に拝命をいた
しまして、昨年の一月二日から原則毎週二日間、
福島第一原発の被害地域に足を運んで仕事をさ
せていただいておりますが、昨年八月に避難指示区
域の見直しが行われましたが、被害を受けられ
ました住民の皆様は、帰還に向けた取組を進めてお
りますが、やっぱりそこの大変大きな課題は、こ

れから三十年、四十年とも言われている、また、
ふるさと帰還の大前提でございます福島第一原
発、また廃炉・汚染水対策ですね。これをしつつ
やりやり切っていかなければいけないということが
大前提でございますし、当然、それに加えまして
除染、賠償、インフラ整備、商業機能の回復です
とか雇用の創出が重要な課題となっております。
また、その中でもリスクコミュニケーションとい
うのが大変難しい状況になっておりまして、この
リスクコミュニケーションをどう再構築するか、
このことが風評被害を解消していく、これも大変
大きな課題だというふうに考えております。

その中で、昨年十二月二十日に政府といたしま
して福島第一原発からの復興の加速というも
のを閣議決定いたしました。一つは、帰還に向け
た取組の拡充と新たな生活の開始に向けた支援の
拡充という両面の福島支援、もう一つは、福島第
一原発の廃炉・汚染水対策に対する重層的、予防
的な、政府が前面に出る対策を打ち出させてい
ただいたところでございます。

こうした中で、この四月一日、御承知のよう
に、初めて田村市の郡路地区で避難指示の解除が
実施をされたところでございます。解除をいたし
ましたが、きめ細かく地元の皆さんの要望を開か
せていただく中で、まだまだ商業施設が足りない
ですとか様々な御指摘をいただいておりますの
で、公設民営の新たな商業施設の回復、また雇用
の創出等々、国としてできる限りの支援を行って
いくと。解除したから終わりではないということ
を具体的に進めていかなければいけないと、こう
考えておるところでございます。

続きまして、川内村でも住民集会を続けており
まして、四月二十六日から本格解除に向けての事
前準備宿泊も予定されておりますので、しつかり
と復興の加速を進めていかなければいけないと。
当然、もう少し中長期的に見ると、また面的に
見ると、いわゆるこの浜通りについても将来の見
通しをつくらなければいけない、産業基盤の再構
築もしていかなければいけないということで、こ

の一月から私的懇話会という形で福島のイノベ
ーション・コースト構想研究会というものを立ち上
げながらしっかりとしたものをつくっていきたく
い、こう考えておるところでございます。

いずれにしても、震災四年目を迎えた、今から
まさに復興の加速を始めていくんだということを
肝に銘じながら、しっかりと取り組んでいくこと
をお約束したいと思います。

○杉久武君 ありがとうございます。

赤羽副大臣におかれましては、御自身が阪神・
淡路大震災の被災者であつた御経験から、同苦の
精神、すなわち福島の皆様の苦しみを我が苦しみ
としながら、日々膝詰めで被災者の皆様と対話を
されておられますことを、まずもって感謝申し上げ
たいと思います。

また、赤羽副大臣が阪神・淡路大震災を契機に
被災者生活再建支援法の改正という、私有財産へ
の国費投入も可能にした前代未聞の大変な御活
躍、御経験がございしますので、福島の復興にも具
体的、有効的なビジョン、対策というものを、大
きな貢献をされることを私も期待をさせていただ
いております。

そして、今赤羽副大臣からお話ございました
が、本年一月に副大臣が立ち上げられました福
島・国際研究産業都市構想、イノベーション・
コースト研究会というものについて少し触れさせ
ていただきたいと思います。

これについては、赤羽副大臣を座長に、福島県
内の企業の皆様や自治体の関係者、また学識経験
者などが参加をされて、既に四回会議が行われて
いると聞いております。この研究会の中で、福島
の地域経済の将来像や、そのために必要な施策な
どの議論を重ねられた後に、本年六月をめどに提
言をおまとめになるというように伺っております。

特に福島第一原発の廃炉を進めるに当たって
は、廃炉に関する研究開発拠点や部材の試作、製
造拠点を始めとして、技術者の研修拠点や新規居
住者向けの社会インフラの整備など、大変な規模

の整備を集中的に行う必要があるというふうに認識しております。現地では、従前ございました原発関連産業の基盤そのものが失われている状況でございますので、廃炉関連事業を中心とした新たな産業の集積、また加速することによって福島経済復興を進めていただく必要があると思っております。

また、この研究会では、政府の施策に現地の声、また現場の声を十分反映させていくという、赤羽副大臣らしい狙いが込められているようにも感じておりますが、ここで、イノベーション・コースト研究会の現在までの流れと今後の展開につきまして副大臣にお伺いしたいと思っております。

○副大臣(赤羽一嘉君) 今御指摘のように、福島第一原発の被害があったこの地域、特に浜通りの地域は、これまで原子力関連産業で地域経済が支えられていたところでございます。これが三、一の事故以来、そうした産業基盤が失われてしまったということがまず一つ。また、そういったことを踏まえながら、昨年の十二月二十日の閣議決定の中で、双葉郡を始めとする面的に少し広い部分、広い地域の中長期的なこれからの構想を作っていくなければいけないという閣議決定がございまして、それを受けてこの福島イノベーション・コースト構想研究会を立ち上げたところでございます。

そもそもこの廃炉自体も三、四十年掛かると。それも人類史上初めてのチャレンジともいえます、開発しなければいけない技術もたくさんございまして、それを集中的に国が責任を持つてプロデュースするというか統括すると、こういったことが求められているというふうにも考えております。ですから、今御紹介いただきましたように、それぞれの専門家、また地元の首長の皆さん、関係者の皆様が集まっていたと思いますが、これまで四回の構想研究会で、まず廃炉そのものの研究についての発表があり、そしてそれに伴う遠隔操作のロボットの開発、またその実証訓練をできる

フィールドが必要だといった東大の浅間先生からの御提言があったり、また産学連携拠点についてのそれぞれの大学の専門家の皆さんからの御提言をいただいているところでございます。

今後は、再生可能エネルギー産業に関する産業の集積ですとか、この地域は元々農業がなりわいの地域でもありますので農業の再生、また、インフラの再整備についても議論を行って、今言われたように、六月を目途に一つの具体的な案として御提言をさせていただこうと、こう考えております。

しかし、これ大事なこととは、絵に描いた餅で終わらせるといふことでは何の意味もないわけでございます。この提言をどう具体化していくのかということが大切であります。このことについて、衆議院の委員会でも、余りにも話が大きいので、本当にできるのかといった御質問もございまして、ゼロから全て一〇をつくるというのはなくて、実は、例えばモックアップ試験施設はもう既に今年度中の完成を目指しているといったものがあつたり、この四月一日から郡山では再生可能エネルギーの産総研の福島の研究所も開設いたしました。そうした既存の現実にもオパレーションが始まるようになっている部分につきましても、このイノベーション・コースト構想研究会の中で、国が全ての責任を持つて、各省がそれぞればらばらにやるのではなくて、一つの本当に大きな地域をつくっていくんだ、新しく再生させていくんだというのを念頭に置きながら頑張っていくたいと、こう考えております。

私は、福島第一原発事故という大変な被害と大変な経験をされて一番苦しまれたこの福島の皆様をやつぱり一番幸せになる権利があるんだと。それも一つ、二〇二〇年の東京オリンピックということを目途に大胆に地域再生をしていくというふうな考えておられて、これからもしっかりと具体的なものになるように全力を挙げていきたいと、こう考えておりますので、今後とも皆様方からの御支援も賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○杉久武君 ありがとうございます。赤羽副大臣からは、福島の復興に具体的な光を差すような大変強いお話がございましたが、この研究会では、今お話ししたいただきましたように、研究拠点の構築や災害対応ロボットの研究といった、産官学の人材を呼び込んで世界最先端の技術を集積させ、地元住民の雇用も創出し、活力あるコミュニティの構築を進められるということであると思っております。

また、先般、地元の福島県議会においては、原発事故を後世に伝えるための施設整備などの構想をイノベーション・コースト研究会の中に加えるようにという働きかけを行っていくような動きもあつたと聞いておりますので、いずれにしましても、この研究会で福島復興の屋台骨となつていただくような提言となりますよう、一層の御活躍をお願い申し上げます。

この研究会に関連してもう一つ質問をさせていただきます。先週十四日の第四回目の研究会におきまして、国際廃炉研究開発機構が、平成二十八年度末までに国内外の大学教員らが常駐する、これは仮称ですけども、福島復興研究大学連携拠点という共同研究施設を浜通りに設置をするというお話があつたと伺いました。

この連携拠点では、熔融燃料の取り出しなどに向けた技術開発を担うと同時に、廃炉に関わる人材育成も進めていくものと聞いております。ここには福島大学を始め十数校が参加予定とのことですが、この福島復興研究大学連携拠点がどのように進められていくのか、特に人材育成の観点から文部科学省にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(田中正朗君) お答え申し上げます。原子力災害現地対策本部長の下に設置されてございます福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会におきましては、今後この研究開発拠点、産業拠点、人材育成拠点、地域

開発の在り方等が検討されていると承知してございます。その検討の一環として、委員御指摘の福島復興研究の大学連携拠点についても、国際廃炉研究機構、I R I Dが行う廃炉研究や日本原子力研究開発機構が進める研究開発拠点に対して、大学が関与しやすくなるための大学側の拠点としての機能するためのものとして現在提案されているというふうに承知してございます。

文部科学省といたしましては、福島復興に向けた人材育成についての重要性は十分認識しておりますので、今後とも関係省庁と連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えてございいたします。

○杉久武君 午前中の質問の中にもございましたが、やはりこの人材確保というところについては非常に重要な点であると思っております。原発の廃炉に向けて高度な専門知識を有する人材の育成事業は極めて重要なことでありますが、他方、今回の原発事故を契機として、大学の工学部等におきまして原子力関係学科が減少しているという話を耳にいたします。また、そもそも原子力関係の学部、学科に志望される学生さんの数自体、これが減少している。また、原子力関係企業への就職についても、その企業説明会に参加する学生も減っているというのを聞いております。

そこで、大学の原子力関係学科や学生数、就職などの現状につきまして文部科学省に伺います。○政府参考人(田中正朗君) お答え申し上げます。文部科学省では、名称に原子という単語が含まれる学科を原子力に関係する学科と考え、この原子力関係の学科を設置している大学に対しまして、志願者数、合格者数及び入学人数に関する調査を行っているところでございます。平成二十五年度におきまして原子力関係の学科は、三大学に三学科が設置されているところでございます。震災前の平成二十二年度におけるこれらの学科への志願者数は五百四十一名、合格者数は二百四十八名、入学人数は百三十四名でござい

ました。これに對しまして、震災後の平成二十五年度における原子力関係の学科への志願者数は震災前に比べて約二割減の四百四十七名、合格者数は約一割減の二百二十四名、入学者数は約三・五割減の八十七名となつてゐるところでござい

ます。一方、原子力関係企業への就職状況についての御質問もございましたが、残念ながら文部科学省ではそういった調査を行つておりません。

なお、一般社団法人日本原子力産業協会が主催してあります原子力関係企業の合同就職説明会に關しまして、大阪と東京の二会場で開催してゐると聞いておりますけれども、同協会が公表してありますデータによりますと、震災前の平成二十二年

度における参加企業数は延べ六十五社、参加学生は一千九百三名であつたのに対して、震災後の平成二十五年度における参加企業数は震災前に比べて約半減の延べ三十七社、参加学生は約八割減の四百二十名となつてゐると承知してござ

います。○杉久武君 今お話しいただいたように、やはりかなり人材を確保するという面で厳しい数字が出てゐるのではないかとこのように理解をしており

ます。やはり学生の皆さんの原子力離れに歯止めを掛けま

せんと、原子力関連学部

の廃止といった事態も起こり得るわけであり

準によりまして、電力会社が持つてゐる商業用原発だけでなく、これら二つの大学が保有をしてゐる実験用や研究用の原子炉の安全性も審査をするということ、大学の原子炉の運転も停止となり、再稼働の見通しが立たないというような報道もありましたので、これについて確認をさせていただきたいと思ひます。特に、近畿大学は私の地元の大阪の東大阪市の研究所内にござい

ますが、それでも商業用原子炉と同じ構造を持つ原子炉でござい

ます。○政府参考人(大村哲臣君) お答え申し上げます。

ここで確認として、京大、近大の原子炉、これは今どういふ扱いになつてゐるのか、原子力規制庁にお答えいただきたいと思ひます。

御質問のありました京都大学の研究用の原子炉につきま

しては、原子力規制委員会におきま

す。現状確認を経て現在運転中

でございまして、本年五月の定期検査まで運転予定と聞いております。それから、質問にござ

いました近畿大学の研究炉、それから京都大学の臨界実験装置というものがござ

います。昨年十二月に施行されました試験研究用原子炉施設に対する新規制基準におきましては、試験炉の構造等が多種多様であるということ、それから、あと、異常時の影響もこれは様々であるとい

うようなことから、こうした炉の型式とか出力のレベルに

応じた措置を事業者に対して求めているというござい

ます。例えば、比較的高い出力の原子炉、今の例で申し上げ

ますと京都大学の研究炉でござい

ますが、以上のような場合に周辺公衆に影響を与えることは否定できないとい

うことでござい

ます。しかしながら、出力が低い炉、先ほどの例でい

きますと京都大学の臨界実験装置、それから近畿大学の研究炉とい

うようなもの、同様の事故が発生した場合にお

きましても敷地外への放射性物質による影響が非

常に小さいということ、これらの対応を求

も指摘をされておりますように、規制側と推進側の緊張関係を保つた上で効率的に研究開発を実施する必要がありますというふうに考えてございます。
○政府参考人(森本英香君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、会計検査院から、経済産業省及び原安機構の実施した研究が効率的、効果的に実施されているかを検査したところ、双方の研究目的が異なるものの、同一の解析コードを用いて業務内容に同種の作業が含まれていた、こういう指摘が会計検査院からなされてございます。

規制委員会としては、先ほど糟谷特別対策監からお話があったように、推進と規制の分離という観点から、推進側と規制側との間で全ての情報を開示するということはなかなか難しいとは考えてございますけれども、検査院が指摘されておりますように、推進側と規制側が一定の緊張関係を保ちつつ効率的に行えるというものについては効率的に行うという認識が重要だというふうに考えています。

御承知のとおり、J N E S については本年三月一日をもちまして原子力規制委員会に統合されております。このJ N E S が行っております安全研究業務も規制委員会に移管されてございます。

今後、規制委員会として、この一定の緊張関係を保ちつつ効率的に行うという、こういう点についてどのようなことができるか、具体的にはどういうふうな仕組みがつかれるかということは今後引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○杉久武君 今お話に出てまいりました、推進と規制の分離という閣議決定の影響によって今回十分な情報交換がなされなかったというお話ではありますが、原発の廃炉という観点では何十年も長期的に対応しなければなりませんので、原子力事業者を規制する側、またそれを支援する側が、緊張関係を保ちながらも、廃炉に向けた研究開発につきましては国や関係研究機関が一体的に、またかつ効率的に推進をしていかなければならないと

いうように考えております。

そこで、経済産業省に質問をさせていただきませんが、今回の改正案で支援機構は廃炉に関する研究開発等の業務が新たに追加されたわけですが、検査院の指摘を踏まえ、支援機構はどのような権限に基づいて研究開発業務の役割を果たしていくのか、一元的な研究開発の主軸、司令塔として機能し得るのか、茂木経済産業大臣に確認をさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) この法案が成立した場合には、機構はその業務の一つとして事故炉の廃炉に関する研究開発の企画を行いまして、その研究開発が円滑に進むよう総合的な調整をする機能を担う予定であります。

他方、事故炉の廃炉の具体的な研究開発につきましては、新機構によりましてこのような研究開発の企画調整の下で、例えば技術的難易度が高く国として実施すべきものにつきましてはI R I D であつたりとかJ A E A 等が行い、それ以外のものについては東電廃炉カンパニーが行うなど、それぞれの役割に応じて実施をしていく予定であります。

このように、事故炉の廃炉の研究開発は、新機構によりまして一元的な企画調整機能の下で、各機関等が具体的な研究開発の実施を担うことによりまして統合的に進められることになると、また、していきいたいと考えております。

○杉久武君 ありがとうございます。
繰り返しになりますが、原発の廃炉は長期戦であります。原子力事業者を規制する側、支援する側がお互いに緊張関係を保ちながらしっかりと司令塔としての役割を果たしていただき、研究開発の推進を行っていただきたいと思っております。

さて、今回の、今御指摘させていただきました会計検査院の報告の中にはもう一つ気になる指摘がございまして、少しこの法律からは外れますが、併せて確認をしたいと思っております。

それは、先ほど指摘しましたJ N E S のS A M P S O N コードの研究について契約を行う際、不

適切な契約を行っていないのではないかという指摘がなされております。具体的には、J N E S の会計規程においては、請負契約は原則として一般競争入札によって行われるべきものとされておりまして、このS A M P S O N コードにつきましても、J N E S は規程どおり一般競争入札の公告を行い、入札を行った結果、先ほど申し上げました財団法人エネルギー総合工学研究所の者だけが応札をされた。で、この研究所が落札をしたということになっております。

しかしながら、実はこの入札が行われる前に、J N E S はエネルギー総合工学研究所に対し、事前に予算額を伝えた上に契約対象の業務を行うよう口頭で指示し、さらに一般競争入札の公告前から研究所にこの仕事を行わせていたということが指摘されております。また、解析コードといった特殊な研究でありますのでできる機関は限られているんではないかと、予算額を伝えて、しかも入札前から仕事をさせていたというのは幾ら何でもひどい状況ではないかと思っておりますが、これについて、所管であります原子力規制庁に、この件についてどういうふうな総括をされたのか伺いたいと思っております。

○政府参考人(森本英香君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、会計検査院からは、口頭で当該契約の対象となるべき業務の履行を開始させ、契約書を取り交わす前の四十七日間、同業務を実施させており、契約担当が行った入札行為及び契約の締結は形式的なものというふうになっていたと指摘されてございます。当時の原子力安全基盤機構、J N E S の会計規程に反して契約締結前に口頭により業務の履行を開始したと、この点が非常に問題だというふうにご認識してございます。

原子力安全基盤機構では、事案の発覚後、会計規程の遵守や適正な契約手続を行うことをJ N E S 内に周知徹底した上で、当時の理事長から当時の担当部長等に対して口頭厳重注意を行ったと承知しております。

規制委員会としては、これは規制委員会は既にJ N E S を統合してございますけれども、こういった一連の経緯、一連の課題というものを踏まえまして適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○杉久武君 本当に、こういった談合や不適切な契約など、過去様々な不祥事の歴史がございまして、これらは政府調達全般についても言えることではあります。何よりも考慮しなければならぬのは公平性の確保ということになります。そのため入札という方式が採用されているという原則に立ち返って、しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

そこで質問に入りますが、支援機構については、従前は資金調達に関する入札が主なものであつたと思っておりますが、今後は廃炉という非常に大きな役割、権能を有する組織体になります。今後、支援機構からは様々な発注、入札が行われるのではないかと考えられます。発注の大小にかかわらず、国民の皆様から信頼されるよう、公平性、透明性、また競争性の高い入札契約制度となるようにはお願いしたいと思っております。

支援機構に係る今後想定される廃炉に関する事業の発注や入札に関する規約などにつきまして、経済産業省に確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 機構は公共性の高い業務を行いますので、とりわけ公正性、透明性を契約に当たって確保していかなければいけないというふうに考えております。機構の業務方法書には、契約を締結するに当たっては公正性、透明性の確保を図らなければならないという定めがありまして、さらに、独立行政法人に準じた会計規程を定めております。機構は主務大臣が監督するわけでありまして、こうした公正性、透明性がしっかりと図られるかということをしつかりと監督をしてまいりたいというふうに考えております。

○杉久武君 廃炉に向けた取組につきましては巨額の資金が長期的に使われると思われまうので、

政府には一層のコスト管理をしていただきたい、そして、透明性、公平性の担保をしつかりお願いしたいと思ひます。

続いて、東電の経営合理化について伺います。コストといふと、この第一原発の廃炉について機構の支援を受けることになる東京電力については、慢性的な高コスト体質であるという指摘がございます。先ほど来お話しさせていただいております会計検査院の報告の中では、東電は経営合理化によって平成二十四年度においては予定を上回る四千九百六十九億円のコスト削減が実現したという、そういった意味では良い報告が書かれておりましたが、一方で、まだまだ東電の高コスト体質は一向に改まっていけないという、そういった一部報道もございます。東電の調達委員会には経費削減のために大変な努力をいただいておりますが、それでもまだまだ契約価格が適正ではない、現場のコスト感覚がいまだにおかしいのではないかと、そういったことも聞かれます。今、東電が置かれている立場、国費の投入が現実的に行われているという実態を真摯に受け止めていかなければならないといった、そういった厳しい指摘もあると思ひます。

そこで質問いたしますが、東電の再建計画として、新しい総合特別事業計画では、平成三十四年度までに四兆八千二百十五億円のコスト削減を達成させようとしておりますが、恒常的な合理化の達成のため、資材調達の見直しを始め、今後どのようなことを実施されるのでしょうか。また、支援機構は東電の経営合理化達成のためにどのような役割を担うおつもりなのか、資源エネルギー庁に伺いたいと思ひます。

○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、東京電力は経営合理化というものを進めているわけでございまして、前回の総合特別事業計画の場合は、目標と定められました人員削減あるいは資産売却等につきまして、基本的にこれをクリアしたわけでございます。今年の

いわゆる新総特、一月に認定をいたしましたものでございますが、これにおきましては、前回の計画よりも一・四兆円のコストカットを上積みし、先生御指摘のとおり、十年間で約四・八兆円のコストカットというのを実現していくことになるかと考えております。

また、この場合、東電は、いわゆる単純なリストラというのではなくて、メーカー等々の調達先まで含めた電力のサプライチェーンの構造全体にわたってコスト構造を抜本的に見直しを行う取組というようなことを進めているところでございまして、例えば外部の人材を活用して、個別の金額の大きい調達につきましては外部人材とともにチェックをし、いわゆる調達改革を推進していくといったことであるとか、あるいは競争入札の調達比率を六割以上とすることを前倒しで行う等々の取組ということを想定をしております。こういった取組をしつかりとやっていただく必要があると考えております。

いわゆる機構でありますけれども、この新・総合特別事業計画の共同作成者という立場でもありまして、最大株主でもあるわけでございしますが、今申し上げましたこの東電における経営合理化等の進捗につきましては、今年の三月に策定された経営評価の基準というものがございまして、それを通じて評価を行うことでこの着実な履行を促していきたいと考えております。

経営の合理化ということにつきましては終わりのことではないわけでございまして、引き続き、しつかりとした東京電力における努力があるように、政府としても厳しくチェックをしてまいりたいと考えております。

○杉久武君 本日にこれは、企業体質を変えたいというのは非常に大変なことでありますので、厳しい指導監督をお願いしたいと思ひます。時間もありませんので、最後にもう一問だけ御質問させていただきます。午前中もお話がありました支援機構が保有する東電の株式についての質問であります。

今回、支援機構から、国から五兆円の国債の交付を受けて、それを更に枠を増額して九兆円に増額をされていると思ひます。この賠償の見通しと四兆円の上積みの背景をまず確認させていただきたいのと、あと、東電の株式を今後売却することによって除染費用二・五兆円に充てるというお話もありますが、一兆円の株式で二・五兆円の利益を上げるというのは相当ハードルが高いと思ひます。一方で、今持たれている株は普通株ではありませんので、そもそも時価のない株式であります。また、今、東電の時価総額は六千六百億しかございません。このような状況の中で本日にこの除染費用を株の売却によって賄っていくのか、そういった点について、今後の計画、見通しについて質問させていただきます。

○委員長(大久保勉君) 時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

まず、交付国債の増額でございしますが、今年度予算におきまして五兆円から九兆円に引き上げております。具体的な内容を挙げますと、損害賠償につきましては、新しい総合事業特別計画では四・九兆円程度と見積もっております。それから、除染、中間貯蔵の費用につきましては、これは環境省の試算等によりまして、除染実施済み又は現在計画されている除染の費用は約二・五兆円程度、中間貯蔵施設の費用については一・一兆円程度と見込まれております。

それから、株式の売却でございしますが、これは新しい総合特別事業計画におきまして、二〇二〇年代半ばに一定の株価を前提に保有株式の売却を開始する、それから二〇三〇年代前半を目途に保有する全株式を売却するという計画になっております。当然のことながら、東京電力が企業改革を進めまして企業価値を高めていくということが大前提になりますので、政府としてもそれをしつかり監督してまいりたいと思っております。

○杉久武君 しつかりと、やはり現実的にできるかどうかという観点でしつかり今後も見ていたいただきたいと思ひます。

時間になりましたので、質問を終わります。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

本日は、原子力損害賠償支援機構法を議論したときの原点に戻つていろいろと質問させていただきたいと思っております。私が提案をさせていただいております原発国有化については質問要旨の一番最後に書かせていただきましたけれども、最後にちよつとだけ言及しようと思っておりますが、毎回毎回、原発の公的管理について聞かされて皆さんも聞き飽きているだろうというふうに思ひましたし、また、経費削減のためにも本日はこの国有化スキームの図も配付をしませんでした。

しかし、自民党の滝波委員から、みんなの党案に対してかなりの時間を割いて言及していただきましたし、政府参考人やまた参考人からもいろいろと御答弁いただきましたので、廣瀬社長に至っては、退席されて今はおられないけれども、ふだん私が質問しているときよりも大分うれしうにはきはきと答えられているという印象を受けましたけれども、今回もそういった意味ではみんなの党の案についても後ほどしつかりと取り上げさせていただきます。このように思っております。

さて、二〇一一年の八月です、復興特別委員会で原子力損害賠償支援機構法を議論したときのことを私は本日に昨日のことのように思ひ出します。

同法案には最後まで反対をさせていたいただきましたが、大きく分けると二つの理由があったと記憶しております。第一に、経営に失敗したら責任を取るという資本主義の原則、これを踏みにじっている、明確な理由なしに東電の破綻処理を回避してしまつていくという点ですね。そして第二に、同法案によって、日本のエネルギー政策は新しいより良い未来に向かう可能性、これを潰して

しまうのかなと。つまり、地域独占や総括原価方式の仕組みを温存して国民に不当な負担を求め続けてしまふ、このようなものになってしまうのではないかと。ところで。

それから約三年経過したわけですが、同法の改正に当たっては、やはりもう一度その当時の議論に戻る必要があると思っております。

原発事故から数日たった段階での新聞記事等を拝見していただきました。二〇一一年の三月二十一日までは主要各紙で、例えば、政府が賠償法の三項のただし書を適用する方向で検討しているというような内容が主流なんです。しかし、その同日に当時の枝野官房長官が、一義的には東電に責任を持っていただくことになるという発言をしてからその方向で一気に話が進むということになったわけです。

そこで、先日、政府に当時の決定についてヒアリングをさせていただいたわけですが、この三項一項についてはしっかりと会議で明確なプロセスを経て決定したわけではないという回答をいただきました。これを聞いて私は驚いてしまったわけですね、こんなに大切なことを、ちゃんとした議事録も残さずにふわっとした感覚の中で決めてしまったのかと。これは前政権の話ですけども、これを聞いて茂木大臣はどのように感じられるか、お答えいただければと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、前政権の話であります。それから、新聞がこのただし書を適用するんではないかと、こう報道したことにつきまして、私が書いた記事ではありませんので、コメントはしにくい部分がございます。

ただ、事実関係として、これ文科省の専管事項であります。原子力損害賠償法の第三条のただし書に定める異常に巨大な天変地異については、昭和三十六年の原子力損害賠償法提出時の国会審議におきまして、委員もよく御案内のとおり、人類の予想していないような大きなもの、全く想像を絶するような事態などと説明されていたと思

います。そのような中で、前政権では、今回の東日本大震災について、過去に今回の地震や津波を超えるような災害が発生していることを踏まえ、三項一項のただし書には当たらない、このように判断をしたと承知をいたしております。

○松田公太君 ありがとうございます。

先日、本会議の趣旨説明、質疑におきまして、私は菅官房長官に、現政府も同じ考えでしようかと、つまり、福島第一原発の事故は異常に巨大な天災地変によって生じた損害ではないとの考えで、そういう理解でよろしいでしょうかという質問をさせていただいたわけですが、残念ながら、菅官房長官からは、当時の政権は三項一項のただし書に当たらないと判断したと考えておりますという答えしかいただけない、現政権ではどう考えているかということはお答えいただけなかったんですね。

茂木大臣に是非この部分を代わりにお答えいただければと思います。政権交代した新政権ではどのような判断をされているのでしょうか。茂木大臣、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(茂木敏充君) これも、私、官房長官ではありませんから、官房長官に聞いたことを私がどう考えているかと言われても難しい問題ですけど、よく考えていただきたいのは、前政権ではただし書には当たらないと、このような判断をしました。これが三年前になるわけでありまして、既にその判断に基づきまして現行スキームで被災された方々に対する賠償が進められていることになるわけがあります。

松田委員どのようにお考えなのかよく分からないんですけど、もし方針を全面的に見直すとして、既に三年間たつてからですね。そうなりますと、一旦賠償というのはやめるということになります、基本的に。福島の復興を遅らせ、時計の針を戻すことになってしまふのではないかと。いや、そうではなくて、今までやった分については今までのやり方で、それから今後についてはこれただし書に沿つてということになりますと、これ

まで賠償を受けた方と今後賠償を受ける方で適用というのが全く違つてくると。相当現場に混乱が生じると思います。それをよしとされた上で質問されているのか、その上でまたお答えをさせていただきます。

○松田公太君 その判断におきましては、現政権よりもなおさら私がお場でコメントすることではないのかなというふうに思っておりますけれども。

ただ、仮に現政権が三項一項のただし書に該当するという判断をした場合は、やはりもう一度一からこれは見直すべき事項なのかなというふうには感じているわけです。もし仮に、そうではないということを確認に議論の中で話をされて、それを議事録にしっかりと残されて進めるといふことであれば、それは前政権と判断が変わらないといふことです。現在の機構法という形で進めるといふことは理解ができるんですね。

私がお聞きしたいのは、やはりそこがちょっとあやふやになっている。これ重要なポイントですから、ここをもう一度しっかりと、前政権が判断したことだからということでもそのままスルーしていつてしまふのではなくて、もう一度現政権でも、しかも今回のような改正でどんどん変わっていくわけですから、機構法ですね、考え直すべきじゃないかなというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) まず今後のことについて申し上げると、万が一にも事故が起これないような安全対策を取っていくと、こういうことが大前提になります。その上で、万が一事故が起これた場合には、我々の政権として責任を持つて、このただし書条項に当たるか、明確にその理由も含めて判断をさせていただきたいと思っております。

一方で、過去の問題につきましては、既にその判断に基づき様々なことが進んでおります。そのことにつきまして、現行でその判断を変えることに伴います混乱であつたりとか問題が非常に私は

大きくなると考えております。

○松田公太君 ちょっとしつこくて恐縮ですけども、それでは質問の仕方を変えますけれども。例えば、前政権の話ということになつてしまつていますが、自民党もこの支援機構法を作ったときは、修正案、これを一緒に提出をして、民主党と一緒に法案を提出しているわけですね。

ですから、最終的には自民党、民主党とあと公明党さんが中心となつてこの話をまとめたというふうに記載しておりますけれども、そういう意味では、自民党の中でやはりこの部分については話し合いが絶対あつたと私は考えているわけですが、これも、この第三項一項についてどうなんだという議論、民主党と一緒に話を進めるんだつたら、まずはその部分をクリアにしようじゃないかという話し合いがあつたと私は思うんですが。

当時、茂木大臣は広報本部長でいらつしてやつて、政調会長ではありませんでしたが、その数か月後には政調会長に私はなれたというふう存じておりますので、その頃の党内議論には大分お詳しいんじゃないかなと思いますので、自民党内のことを細かく詳細にどうのこうのと言えないというふうに言われると思ひますけれども、大体どのような、そういう議論が本場にあつたのか、自民党の中でこのことを教えていただければと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 私も当時の議論、私は広報本部長という立場でありましたが、詳細に全てについて把握はしていませんが、自民党という政党は、一つの方針を決めるまでは様々な議論が起きます。その中で、例えば政策を決める、党の部会であつたり政審、総務会、こういったプロセスを踏んで決定を行う、その下では、その決定について党に所属する議員としてしっかりと従つていく、こういう伝統を持っております。

今回の決定について、恐らく原賠法十六条というものが適用されると、判断の後で。これについて、十六条を適用するときにこの機構の在り方についてはどうしたらいいのかということについ

では様々な議論があつたと、そう承知をいたしておきますけれど、では、この政府の判断が正しかったのかどうかと、その点につきましてどんな議論があつたかということ、私はよく承知をいたしておきます。

○松田公太君 なぜ私がここにこだわるのかといひますと、やはり現在のごときで東電の負担でどこまでが国の負担なのかというところが非常に分かりづらいというふうに思っているんですが、こういつたあやふやな状況というのは、この原点に起因しているんじゃないかなというふうに思っています。

しっかりと議論をして、例えば記録に残る形で、例えば自民党の中だけではなくて、自民党と民主党の与野党間でもどのような議論があつたのか、それが明確に残っているのか。それがしっかりとあれば、例えば東電にやはり一義的な責任があるということであれば、もっと東電に全面的、全面というのとは全体的という意味ですね、全面的に負担をしっかりと見てもらうという方向で堂々と話ができるのかなというふうに思っています。

ただ、現状は、現政権は、国民にはやはり東電が悪いんだという訴え方をしながらも、あるべき形の措置をとることができていないという中途半端な状況なのかなというふうに思っています。例えば東電に法的整理などの重い責任を取らせる、イコール自分たちにもある意味その矢印が向いてきてしまふ、責任を追及されてしまふ可能性が出てくるということも私は恐れています。

結局は、東電救済、全ての原資はやっぱり国民が負担している。ですから、国民に対する私は説明責任があるんじゃないかなというふうに思っているわけですね。

修正案の合意に至るまでの三条一項に関する両党の話し合いの議事録があるならば、その資料提出を私は委員会にお願いしたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長(大久保勉君) 後日理事会で検討いたします。

ます。

○松田公太君 ありがとうございます。それでは、私がかねてから提案をさせていた、いております原発国有化スキーム、この点ですけれども、これ非常にクリアだと思っております。

三条一項のただし書には該当しないという同じスタートラインですけれども、その後は、電力再生委員会が発動され、事故を起こした事業者のデューデリジェンスを行うという立て付けになっているわけですね。そこで債務超過などを該当するかを確認して、初めてその後、公的管理をするかどうかの判断を下すわけですね。

そして、賠償はしっかりと行いながら、国が東電に代わって汚染水対策も廃炉も、その部分については完全にテークオーバーすると。国が前面に出る、前に出るという意味ですね、この部分は。そういうあやふやな形じゃなくて、国が最初から最後までその部分については全責任を負うという考えです。これは非常にフェアで、国民もこの方式であれば自分たちが費用を負担していることにも納得していただけるのではないかなと思っております。

そして、将来的にはグリッドからの収益でその負担金も回収できるということが私は明確だと思います。そこが実は滝波委員が言われていました金融再生法のスキームと一番大きく違うところだと思っております。

確かに長銀と日債銀は外資系に売られてしまふ、ある意味ぬれ手にアワ的なキャピタルゲインを得られてしまったのかなというふうに言えると思います。しかし、私が提案しているこのスキームは、送配電網を処理が終わるまでの間、一時国有化をして、そこから上がる収益で廃炉対策やそれまで投下された国費の回収を行うというものなんです。つまり、しっかりと国民に還元されるという点なんですね。

そして、上田長官からも幾つかいただきました。私どもの案と政府案の違いということで御指摘があつたんですけれども、まず第一に、みんな

の党案の方が国民負担が増えるというお話がありました。確かに、一般担保付社債の償還、そのために一時的に費用がかさむという部分はあるかと思ひますけれども、廃炉や汚染水費用は送配電部門からの収益などで、先ほども言いましたが、中長期的には回収ができるんです。最後には送配電部門を売却することによって実は何兆円もの収入を得ることもできるということになっております。

そして第二に、機構があるなら東電は債務超過にならないということもおっしゃっていました。が、そもそもその話に私は今回のあやふやな状態の原点が見えるのかなというふうに思っています。

またちよつと話が戻りますが、二〇一一年、機構法の議論をする復興特別委員会の中で当時の菅総理とも議論しましたけれども、菅内閣で閣議決定された当初の機構法案には、東電を債務超過にさせないという言葉が入っていました。これは皆さん御記憶あるうかと思ひますけれども、これは資本主義のルールをねじ曲げたとしてもない発想だと私は思っています。現政権ではそのような社会主義的な考え方を持ち合わせていないと思っておりますけれども、先ほどの長官の答弁を聞く限りちよつと心配になつてしまふなというふうに思っています。そもそも我々のスキームでも、賠償には特化した機構を残して今までどおり賠償をするということですから、賠償が滞るといふような心配はございません。

そして第三に、金融機関の債権カットは財産権の侵害に当たりますよという話でしたけれども、最悪、例えば強制的な債権カット、最後しなくてはいけないという場合、当然電力再生委員会と管財人、そして裁判所の下で行われるということになりますので、財産侵害の心配は私は回避できるというふうに思っております。また、繰り返してすけれども、一般担保付社債は償還します。

そして最後に、これ四点目として言われたことですが、東電は債務超過ではないので、金融機関

が個別交渉では債権カットに応じてくれないだろうと、そういった御心配がありましたけれども、これも私たちのスキームでは、独立した電力再生委員会がしっかりとした資産査定、デューデリジェンスの下に、現在のキャッシュフローが回っているからという表面的な安易な状態ではなく、実質はどうなんだという判断をすることがベースとなっているわけですね。

先日の本会議では茂木大臣にちよつとこれも答弁をうまうかわされてしまったんですが、事故当時も現在も、私は東電が債務超過であることは間違いないというふうに思っているわけなんです。よって、債務超過で潰れそうな会社に対する融資を例えば金融機関にカットしてくれと、そういう判断をしていたのだとしても、善管注意義務違反には私は当たらないと、このように思っております。

いかがでしょうか、茂木大臣、今回の法改正でこの賠償機構にまた廃炉の機能を付けるというやり方よりも、公明正大な形で私どもが提案しております原発を国有化するというこの考えの方が良いロードマップだというふうに思われませんか。

○国務大臣(茂木敏充君) 御提案のスキーム、何度かお話を伺っております、よくお考えいただいているとは思っております。

ただ、一点確認したいんですが、松田委員長も最終的に、これが東電という形になるのかどうかは別にして、未来永劫、国がこの東電が行っている大半の事業をそのまま国有で続けると、そのようなお考えをお持ちじゃないんだと思ひます。それは我々も一緒であります。

一旦、何というか、破綻処理をするか、それとも現在のスキームを進めるかということでありまして、一旦破綻処理を進める、こういふことになりまして、当然そこで追加的な費用が幾つか掛かってくるかと考えておりました、廃炉費用二兆円、そして国が機構を通じて出資しました一兆円の株式、これは確実に毀損することになります。それ

から、送配電資産の購入額五兆円等々、八兆円以上の費用が松田スキームではどんと出ていくという話になるんだと思います。

それは戻ってくるというんですけれども、我々の考えでも戻るからその株式の売却益、これを除染の費用等々の返還に充てるという話でありまして、そこところは、最終的には東電なりに企業価値を上げてもらって、それで株式の価値も上がり、それで国民負担を少なくしていくということは一緒なんですけれども、げたを履かせてしまった八兆円部分、それは松田プランというか松田スキームでは残ってしまうんじゃないかなと、こういうふうに思います。

○松田公太君 ありがとうございます。

実はその八兆円の部分なんですけれども、私のスキームでは、小売部門と発電部門、原発以外の部分ですね、これを一旦売却するということも想定されておりまして、そのげたの部分というのは大分減るような形になるのかなと。現状の試算、二〇一三年の三月末、また二〇一三年の十二月末時点での有報をベースにこれはざっくりとしましたけれども、この二つだけで二兆円から三兆円の収益が上がるんじゃないかなというふうに考えております。

また、一兆円が毀損するという部分はおっしゃるとおりです。それ一旦、優先株で出している部分がこれがゼロ、一〇〇%減資をして一旦原発公的管理機構がまた買い直すということになりますので、これはゼロになつてしましますけれども、廃炉、汚染水の部分に関しては、先ほど来申し上げていますように、送配電部門からの一千億円以上の収益が年間あるわけですから、この部分をしっかりと充てていくと。

しかも、この送配電部門がじゃ幾らぐらいの資産価値があるのかということも、細かくは私も中までは見れていないのでできておりませんけれども、有報などをベースに考えて、これは大臣が一番お詳しいと思いますけれども、例えばDCFで考えるのか資産価値で考えるのか等いろいろ見方

があります、実際購入した資産価格で考えるのかと。ただ、どんなに低く見積もっても、私は六兆円、大体六兆円から八兆円ぐらいの価値があるんだなというふうに試算しているわけですね。ですから、この部分を最終的には売却することによってしっかりと回収ができる。

実は、先ほど公明党の委員からもお話がありましたが、キャピタルゲインで、東電のですね、それを売却することによって得ようという、ちよつと非常に不安定な考え方、もう株価というのはどうなるか分かりませんから、よりも、その資産の売却によって、特に送電網というのは毀損するような資産ではありません。非常に安定的に長期にわたって収益を稼げるというものでありますから、この部分を売却することによって回収をするという方が私は理にかなっているのではないかなというふうに思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) ちよつと私、例えばリテールのビジネス、よく存じ上げないところもあるんですけれども、設備をかなり持っている産業では恐らくそういうやり方をしないと思います。そちらの方がリスクが高くなると思っております。キャピタルゲインで確実に取っていく、そういう戦略を取らないと経営コンサルタントとしては多分失格になると思います。

○松田公太君 今までは、今回初めて数字的な話を出してしまつていますが、数字的な話は余りしてきませんでした。今日お聞きしたいのは、政府内でこの東電の資産価値というのをしっかりと査定されたことというのは一度ぐらいございますでしょうか。一番最初の段階でされたという記憶はありますけれども、それ以降があつたら教えていただければと思います。

○政府参考人(上田隆之君) 東電の資産価値につきましては、この事故が起こったときに、東京電力に関する様々な、資産のデューデリジェンスという観点から様々な査定という検討は行われたと承知しております。その後は、もちろん東京電力の資産でございますので様々な東京電力の貸借

対照表の書類に載っているところでございまして、例えば現在の東京電力の書類によれば、東京電力全体の資産は約十三兆円、そういったような数字になっているわけでございます。

○松田公太君 おっしゃるとおり、一番最初にしっかりと資産を査定された。ただ、そのときも、たしか賠償額が幾らになるか分からないからちゃんとした資産査定、デューデリジェンスでないんだという結論に達していたかと私は記憶しておりますけれども、原子力損害賠償支援機構に政府は御存じのとおり七十億円出資をしているわけですね、これちよつと五〇%になるわけですねけれども、そして、機構が今度一兆円の優先株を東電に出して、過半のオーナーとなっているわけですね。

是非私がお願したいのは、これはもう完全に子会社ですから、自分たちがお持ちの子会社が例えば今回のような改正によつてどういう資産の価値になるのだろうか、そういったことも是非検討して、資産査定を随時私は事あるごとにしたい。ただ、これだけのお金を投下しているわけですから、通常であれば、普通のベンチャーファンドであれば毎年のようにデューデリジェンスを私は行ふんじゃないかなというふうに思いますが、それを今後やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 原子力損害賠償支援機構の方でこの東京電力の財務状況については常にチェックをいたしております。どのような財産がありましてどのような財産の処分が行われているかということも含めまして、支援機構の方におきまして毎年きちつとしたチェックが行われていると考えております。

○松田公太君 それは有報ベースでチェックをされているということですね。中まで入られて、しっかりと監査も含めてやられているんでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 基本的には財務諸表

等中心であると考えておりますが、必要に応じて報告の徴収あるいは書類の提出命令等ができませんので、そういったことも不可能ではないと考えております。

○松田公太君 是非お願いできればと思います。時間来ましたので、私の質問、以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。今日は、賠償問題を中心に質問したいと思っております。

本会議では、大臣答弁に立たれまして、原発事故と相当因果関係のある原子力損害について適切な賠償を行うとの基本的な考え方に従い、被害の実態に沿った賠償を行うよう引き続き東電を指導するというものでした。

そこで、今年の二月に福島原子力損害対策協議会が緊急要望に来ております。その主な内容についてまず最初に確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(藤原正彦君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、今年二月六日に、福島県原子力損害対策協議会として、村田副知事を始め関係自治体、団体の代表者の方々から原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望の実施について御要望を頂戴しております。

主な要望内容といたしましては、第一に、中間指針第四次追補を踏まえた東京電力による的確かつ迅速、十分な賠償の実施、第二に、被害者の視点に立った親身、親切的賠償、第三に、全ての損害に対する十分な賠償期間の確保、第四に、避難指示等区域に対する賠償といった諸点について御要望を頂戴しているところでございます。

○倉林明子君 御紹介ありましたように、この二月に來られたこの福島原子力損害対策協議会というのは、知事を会長といたしまして県内二百八の団体そして自治体で構成された、いわゆるオール福島という団体と呼べるものだと思うんですね。表題にもありました、中身の紹介もありま

したとおり、原子力損害賠償の完全実施を要望している、そして、実施の状況を踏まえれば、まだ不十分だというのが御紹介のとおりだったと思うんですね。

そこで、改めて確認をしたいんですが、原子力損害賠償紛争解決センターということで設置されております。この位置付けはどうなっているのかということ、原発事故に伴います東京電力の損害賠償に対して和解仲介手続、実施されておりますが、現状、実施状況どうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(田中正朗君) お答えいたします。

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わります原子力損害賠償につきまして、原子力損害賠償紛争審査会が策定いたしました指針を踏まえまして、基本的には東京電力と被害者との直接交渉により賠償が行われるものでございますけれども、直接交渉が難航する場合などには、今委員から御指摘のございました原子力損害賠償紛争解決センター、私どもこれA D Rセンターと略称しておりますけれども、A D Rセンターにおきまして和解の仲介を実施しているところでございます。

このA D Rセンターにおきましては、平成二十三年九月一日の申立て受付開始以来、平成二十六年四月十八日、ちょうど先週金曜日になるかと思えますけれども、までの累計で一万一千二件の申立てを受け付けております。このうち、既済件数は八百二十二件、そのうち、全部和解成立件数は六千五百四十二件となっており、ところでございます。

○倉林明子君 A D Rに寄せられている多くの解決を望む声があると。それだけ、うまく一回ではいかず、東京電力との関係では納得できず、持ち込まれているものがこれだけあると。解決も着実に進めてもらっているということとすけれども、その大きさというものを示しているというふうに思っていますね。

そこで、このA D Rに寄せられている東京電力

に対する意見、要望、不満というものが去年の時点で取りまとめられておりますが、その中身について主なものを御紹介いただきたいと思えます。

○政府参考人(田中正朗君) ただいま申し上げましたA D Rセンターでは、平成二十四年一月から十二月までの活動状況を報告書として取りまとめ公表しているところでございます。

この報告書の中では、A D Rセンターへの電話による問合せの中で、東京電力への意見、要望、不満として、例えば、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針に個別に明記されていない損害は支払われたいと言われた、東京電力への直接請求とA D Rセンターへの申立てを両方行っている場合に直接請求の手続を進めてもらえない、過去にA D Rセンターで和解し、その他の損害を直接請求で解決しようとしたところ、東京電力から請求書を送付してもらえず、送付を依頼しても拒否されたといった事例が寄せられていることが報告されてございます。

文部科学省では、それまでも東京電力に対して賠償における誠実な対応を要請してきたところでございますけれども、このような状況に鑑みまして、平成二十五年三月五日、報告書の公表と同時に、東京電力に対して、事故の被害を受けた方の迅速な救済という損害賠償の原点に立ち、被害を受けた方に対する誠意ある対応を徹底するように改めて文書で要請したところでございます。

○倉林明子君 昨年、そういうことで事例の公表もして、東電の方にも直接指導もしていただいたところ、その後東電は指針を上限として扱って支払を拒むと、こういうケースが相次いでいるというのが現地から上がってきている声でもあります。

こういう対応というのは原賠審の求めている基本的な対応と違うと思うんですけれども、基本的な対応の考え方、指針を受け止めて東電が取るべき対応としてどうお考えか。いかがでしょうか。

○政府参考人(田中正朗君) お答え申し上げます。

す。

今回の事故により生じる原子力損害に関しましては、事故との相当因果関係が認められるものは全て原子力損害賠償法に基づき東京電力より適切な賠償が行われることとなっております。

原子力損害賠償紛争審査会が策定しました指針は、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や損害項目を示すことができる事柄についてその損害賠償の目安を示したものでございます。このため、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは当然賠償の対象になることも指針に明記しておりまして、東京電力に對しまして、指針の趣旨に沿って合理的かつ柔軟な対応を行うよう求めているところでございます。

文部科学省といたしまして、引き続き関係省庁と連携をして、公平かつ適切な賠償が迅速に行われますように、果たすべき役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

○倉林明子君 いまだにそういう声が上がってくるというのが現場で東電が取っている対応だということ、非常にこういう対応が被害者の不満、不信につながっているというふうに思うんですね。

そこで、大臣の認識も、こういう東電の賠償に対する対応というのが現地の不信を買っているということについてのお考え、認識を伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(茂木敏充君) 原発事故による賠償につきましては、指針に記載されたもののみならず、今も答弁ありましたように、事故と相当因果関係のあるものについて被害の実態に沿って適切に賠償を行うことが必要だと考えております。

今後とも、東電に對しまして、被害者の方々の実態を踏まえた親身な賠償を行うよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。

○倉林明子君 そこで、賠償の指針、基準ということなんですけれども、事故との相当な因果関係があつて、合理的で柔軟な対応が必要だということ今

お話もありました。当然ながら、被害者が納得できるといことが求められており、この基準を策定する主体ということを考えましたときに、和解の仲介と同様に厳格な中立公正、この立場が要請されるんだと思うんですね。

ジェー・シー・オーの事故がありまして原賠法が見直された経過がございました。このときに議論の中で、政府は紛争当事者たり得るという上で、賠償額が賠償措置額を超える場合、支援することとなり、今まさにそういう事態ですけれども、基準の策定は利益相反関係となるおそれがある。同時に、国が直接の策定主体となることは妥当性がないというふうになされております。私も本当にそのとおりだと思うんですが、どういう議論があつたのか。いかがでしょうか。

○政府参考人(田中正朗君) 今委員が御紹介になられましたのは、当時ジェー・シー・オーが臨界事故を起こした後、平成二十年九月八日に原子力損害賠償制度の在り方についての検討会が行われた際に提出された資料の中に記載されていたものであろうかと想像してございます。

そのときに、このジェー・シー・オーの事故を踏まえまして、文科省では、従来の原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務に追加して、原子力損害賠償の実施の参考となるべき賠償の範囲等に関する一般的な基準、今回でいいますと指針でございまして、指針を策定するという業務を追加するというにいたしましたわけでございます。

その際に、その検討会の中で行われた議論として、今委員が御紹介されたような、政府は補償契約の保険者として潜在的に紛争当事者たり得るほか、原子力損害が賠償措置額を超えるおそれがある場合には、事故後早期の段階において損害の専門的な調査、評価に基づき、国による事業者への援助の必要性を判断しなければならず、基準の策定はこれらと利益相反関係となるおそれがあり、国が直接の策定主体となることは妥当ではない、そのような議論がなされたことと承知してございます。

○倉林明子君 私は大事なところだというふうに思っただけです。

ところが、実際、この福島事故の後、どういうことになっているかといいますが、一昨年、二〇一二年の七月の二十日に、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方ということで経産省が公表しております。そして、同年八月三日の第二十七回原賠審で経産省がこの中身を説明しているんですね。原賠審の委員からも、どうして紛争審査会自体でなくて経産省が作ったのか、十分な説明になっていないという疑問が示されております。基準を策定するに当たっては妥当ではないという立場にある経産省が策定主体になっていたと、これこういうことではないでしょうか。

○政府参考人(藤原正彦君) お答え申し上げます。

委員から御発言があったとおり、平成二十四年七月二十日に、経済産業省は避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方というものを取りまとめて公表いたしました。

この考え方という文書を策定いたしましたのは、同じ平成二十四年三月に原子力損害賠償紛争審査会が区域見直しに伴う賠償の基本的な考え方に関するいわゆる中間指針第二次追補を公表したのを受けて、その内容を踏まえて東京電力が実際の賠償金支払の詳細を定めた賠償基準を策定することになっていったわけでございますが、その策定に当たって、政府としては、その策定を東京電力任せにせず、被害を受けた自治体あるいは住民の方々の意見や実情を伺って、それを吸い上げた上で東京電力が可能な限り賠償基準に反映することが必要であると考えたからでございます。

○倉林明子君 その後、十二月二十日、住宅確保や精神的損害の賠償の指針を追加する政府の閣議決定ということで、それ拡大するというこの閣議決定ではあるんだけど、原賠審の前にこういう考え方が示されてくるということがあるんです。

この中身をよく見てみれば、結局新たな基準の

中には補償の打ち切りということにつながる中身がありまして、現地からは、手切れ金かという被災者の声が上がっているというところは、本当重く受け止める必要があるんじゃないかと思っております。早期帰還ということを目指すという方針転換の下に出されてきた中身なわけです。

そこで、改めて確認をいたしますが、この早期帰還を促進するという観点から、セットで避難指示解除の要件が示されました。これ、中身、具体的に示してください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 避難指示の解除につきましては、平成二十三年の十二月、原子力災害対策本部決定に基づき、三つの要件を決定をいたしております。

第一に、空間線量率で推定された年間積算線量が二十ミリシーベルト以下になることが確保であること。第二に、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスがなお復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。第三に、県、市町村、住民との十分な協議。こうした三つの要件を満たしたことを確認した上で実施するというのが政府の方針でございます。

○倉林明子君 非常に大きな怒りの声も上がっていたのが、二十ミリシーベルト以下。長期的には一ミリシーベルト以下を目指すというものの、二十ミリシーベルト以下というところへ帰るように解除の要件として入ったというのは重大だと思っ

ているんですね。この二十ミリシーベルトとい

半年間公表していなかったということが明らかになりました。

今年四月に解除が決定した田村市の都路地区、早期解除を目指すということで頑張っている川内村、飯館村、それぞれたぐさんのケースを設定して推計値を出していますので、一体高いところでどんな結果が出たのか、主なところを拾って御報告を求めたいと思います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) これは、内閣府の原子力被災者生活支援チームから放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構に依頼をして実施したものでございます。

目的は、個人の被曝線量について生活パターンごとの違いを科学的に推定をすることである。具体的には、まず田村市、川内村、飯館村の生活圏内の様々な地点、これは二十八地域において個人線量等の測定をいたしました。空間線量と個人線量の関係を実測いたしました。それを基にしまして、類型化した生活パターンごとの個人線量の推計を行ったものであります。

結果は先週十八日に公表いたしました。田村市でいきますと〇・六から二・三ミリシーベルト、これは生活パターンに応じて異なっておりまして、二・三ミリシーベルトとい

は川内村の方、五・五は林業の方です。飯館村については三・八から十七・〇ミリシーベルト、三八が教職員の方、十七・〇が林業の方であります。

ただ、個々の推定値は、調査地点の測定値と仮定した生活パターンを用いた推定でありまして、川内村、田村市の都路、それから飯館村の代表値を示すものではありませんし、また、実測値ではありません。また、推定は平成二十五年九月時点の空間線量率を基にしておりますので、その後の除染等を反映したものではありません。

増幅する結果になるんじゃないですか、こういうことをしている。

私は、協議の前に公表されていたら住民は解除に反対したという声が出ているという、報道にも紹介がありました。隠そうとしたと勘ぐられてもしょうがないと川内村の村長も言っているということなんです。

私、住民の判断にも影響を及ぼすような調査結果を公表しなかつた、これ本当に重大な問題だと思っております。原子力被災者生活支援チームとしてこの調査もやつたということですから、責任者として大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 事実関係につきましては相当な誤解があるようですから、正確に答弁をさせていただきます。よくお聞きください。

まず被災地におけます放射線量につきましては、これまで、航空機モニタリングなどの空間放射線量のデータに加えまして、特例的に宿泊している住民の方々の国の職員が測定した個人線量計のデータについて、四月一日の田村市の避難指示解除以前からの結果を適時取りまとめて住民説明会等の機会を捉えて情報を提供してきたところであります。

御指摘のありました調査につきましては、こうした空間の放射線量や個人の線量計の測定値に加えまして、職場環境の違いであったりとか年齢層の違いなど、生活パターンごとの個人線量を科学的に推計するために実施をしたものでありまして、具体的に申し上げますと、昨年の八月、九月に人体模型、これを使いまして、この人体模型に備え付けた個人線量計等による定点の測定を行いました。また、その後、例えば農業従事者や林業従事者、屋内で仕事をすることの多い事務職員等の複数の職業の一般的生活パターンの類型化や、この職業類型別に行動場所の空間線量と滞在時間の組合せ等の設定について、計測後の推計方法等の検証をできる限り詳細かつ正確に行ってきたものであります。

○倉林明子君 また隠してたかという不信感を

実際に四月の十八日に公表した数字、例えば田村市の都路地区では、年間、先ほどもありましたように、〇・六から二・三ミリシールドでありまして、これはこれまで公表している空間線量から推計した被曝線量の平均値であります年間四ミリシールドより低く、推計値が高かったために情報を隠した、データを操作したり、田村市の避難指示解除以降に意図的に公表を遅らせるといったことは決してございません。科学的に検証した結果を正確に公表すべく取り組んできた結果でありまして、そもそも何か月でやりますとか、例えば去年の八月から始めましたけれど、年度内にやるとか、そういったことを決めて時間ありきで行ったものではありませんが、公表が遅れたと、こういう指摘は全く当たらない、このように考えております。

いずれにいたしましても、放射線量に關します情報につきましては、できる限り迅速、正確に公表して住民の方々に丁寧に説明することが重要であります。この点について今後一層徹底するよう事務方には指示を行っておりますけれど、このデータは、例えばこういったものをきちんとした形で公表するとなると、農業者のデータが一つ取れた、林業者のデータが一つ取れた、お年寄りの方のデータが一つ取れたと、それごとに公表していたら多分混乱が起きます。もう少し生活パターン別に類型化をして、きちんとした形でより正確なものを出すということが極めて住民の方々にとても大切なことだと思っております。

ただ、もちろん丁寧な説明をきちんと行うということが今後とも努めてまいりたいと考えております。

○倉林明子君 報道も含めて誤解されていると言わなければならない、隠してたんちやうかという誤解を招くようなことにはやっぱり結果としてなったんだから、そういうことはしっかりしないようにしたいということですから、当然努力していただきたいと思うんです。

大事なのは、午前中の議論で東電の社長は、こ

れ賠償の先が見えてきたというようなことをおっしゃいました。でも、福島県のオール福島の声聞いていると、賠償はまだまだ不十分で、基準の見直しさえ要望が上がってきていますよね。そういう意味でいうと、本当に福島が求める賠償を完全実施してほしいんだと、この声に正面からやっぱり応えるということ抜きに賠償額の見通しが立つたなどということは、私、とんでもないことを言ったなど、もういなくなっちゃったんですけれども、伝えてもらおうように申し上げまして、今日は終わりたいと思います。

○中野正志君 日本維新の会の中野正志でございます。

まず、本題に入る前に確認をさせていただきたいと思っております。今年の夏の電力需給見通しを是非お教えをいただきたいと思っております。

私の認識では、電力業界では、安定供給に最低限度必要とされる電力需給の予備率として三％を確保しなければならぬと、そう言われております。先日公表された資料によりますと、この夏、関西電力は一・八％、九州電力は一・三％の予備率となっていて、不足電力を東京電力から融通されることで三％ちょうどだと。中それから西日本で二・七％を確保したということでありまして、本で二・七％を確保したということでありまして、これも、ここ三、四年の、あるいは四、五年の計画外停止と言われるケースについてちよつと調べさせていたんだんでありますけれども、老朽火力、電力九社でありますけれども、二〇一〇年に百一件の停止、それからその次が百二十八件、ところが二〇一二年になりましたら百六十八件、二〇一三年は百六十九件。もうどんどん上がっております。

ということとは、やっぱり老朽火力発電施設、いわゆる発電所、これはいつ故障が出てくるかわからないという大変危険な、そういう意味でのリスクを抱えているわけでありまして、そんな中で、再びこういった火力発電所のトラブルないのか、ある可能性というのは当然大きいよなと。そういう意味では、今老朽機、フル稼働させてお

りますし、あるいは定期検査、これを繰延べしてありますから、いかにも火力発電が電力総量の約九割近くにもなるという、ある意味異常な状況になつておるわけでありまして。

そういう中で、経験したことがないような大規模な電源脱落が心配だ、あるいは異常事態という認識を持つべきだと、有識者と言われる方々からこういう声も寄せられておるところでありますけれども、この夏の電力需給についてどう分析されておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○大臣政務官(磯崎仁彦君) まず電力につきましては、国民生活あるいは産業活動に非常に大きな影響を与えるものでございますので、これから七月から九月の電力のピーク時を迎えるに当たつてきちんとその需給の見通しというのを持って、もし必要であればそれに対してきちんと対策を取っていく、まさに委員、非常に的確な問題意識の中での質問だというふうに思っております。

今、数字も委員の方から御紹介いただきましたけれども、先週十七日の日に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に置かれております電力需給検証小委員会、この会議が開催をされました、二〇一四年度、今年度の夏季の需給見通し案というものを示しをさせていただきました。今後この中できちんと検証を行ひまして、四月中を目途に二〇一四年度の夏季の電力需給見通しをまとめていく予定でございます。

具体的にこの提出をさせていただきました内容でございますけれども、まさに委員御指摘ございましたように、関西電力が予備率一・八％、九州電力が一・三％ということで、中部、西日本六社をトータルをしますと、予備率確保したいというふうな思っております三％を下回る二・七％という状況になつております。したがって、状況としては、この数字を見る限りなかなか厳しい状況にあるということが言えるかと思ひます。この数字は原発の稼働を見込んでおらないということが前提でございますし、また、三月末に発生をい

たしました電源開発の松浦火力発電所、こちらが定期検査中にトラブルが起つたということで、昨年と状況が違つているということになつておるのかと思ひます。

これも先ほど委員から御指摘ございましたように、余力のある東日本から周波数の変換装置を通じて西日本の方に約六十万キロワット、この電力の融通を行いますと、何とかこの予備率三％を超える三・四％の予備率を確保できるという状況でございます。ただ、これも委員から御指摘ございましたように、やはり震災後、供給力を確保するために各発電所の定期検査の繰延べを行つておる、あるいは老朽火力をフル稼働させているという現状がございますので、先ほど御指摘ありましたように、計画外の停止の件数につきましては、二〇一〇年の百一件から二〇一三年は百六十九件ということ、かなり増えているという現実もございます。

そういった意味では、融通をして何とか三％の予備率を確保できる状況ではございませんけれども、仮にこのような計画外の停止等が発生をしまして更に大規模な電源脱落が発生をしますと、この融通をした上でもなかなか三％を確保できないおそれがあるという状況でございますので、今後こうしたリスクも踏まえまして、需給見通しというものをきちんと取りまとめた後、政府におきましてこの夏季に必要な需給対策を適切に検討してまいりたいというふうな思っております。

○中野正志君 大変心強い答弁でございます。どうぞ、是非頑張つていただきたいと思ひます。

確かに、Jパワーの松浦発電所二号機のトラブル、長期化する見通しでありますから、個人的には原子力発電の果たしてきた役割、やっぱり大きな数字上どんな数字が出てきても、やっぱり電力、もう需要のピークであります夏、国民生活のために、また経済産業のためにしっかりと乗り越えられるという安心感がないとなかなか大変だよなと。是非、なおさらの御奮闘をお願いしておきます。

続きまして、汚染水トラブルについてお伺いをいたします。

いろいろ議論もありました福島第一原発の汚染水問題、地下貯水槽から汚染水漏れが明らかになった去年の四月以来、トラブルが後を絶たないということは大変残念であります。これまでは事故であつたり、あるいは人為的な作業ミスであつたりしたわけでありまして、つい先日報道された汚染水移送ポンプの誤り操作、誤操作については、故意に誤った操作が行われた疑いも出てきているとのことで、東電も故意か作業ミスか判断を持たずに調査していると発表されております。

一方、現場では四千人以上の作業員が働かれておられ、下請が複雑に絡む多重構造があるとのことで、東電の現場管理は不十分極まりないという声はもちろん行政当局からも出ておりますし、国民の皆さんの多くの意見もそうではあります。是非、国民の原発管理に対する信頼を確保するためにも、こういった現場管理の問題も東電任せにすることなく、国がやっぱり前面に出て問題の解決に当たっていくということが必要だとも思っています。

今回のように、故意に誤った操作が行われた可能性のあるという、これが真実であればまさに前代未聞の事態でありますけれども、国として、これまでの一連の汚染水漏れ問題や今回新たに発覚した故意の誤操作問題などの事態をどのように捉え、今後どのような対策を具体的に講じていくのか確認させていただきたいと思っております。あえて言わせてもらいますけれども、反原発、脱原発グループの一部の確信的な妨害工作だと言う人もおりますから、その辺も含んでお答えください。

○国務大臣(茂木敏充君) これまで発生しました累次のトラブルにつきましては、人為的なミスも含まれておりまして、誠に遺憾であると思っております。また、先日のトラブルにつきましてもまだ原因究明できておりませんが、東電から原子力規制庁に報告がなされ、規制庁からの指示に従つ

て、いずれにしても現場管理体制の強化であつたり施設等の管理の強化が必要である、そのような対応が現在取られていると理解をいたしております。経済産業省資源エネルギー庁としても、原因分析と影響評価、早急に行いまして、再発防止策を立てるよう東電に対して指示をしているところであります。

政府としてもっと前面に出るようにと、こういう御指示もいただいたところでありますが、御案内のとおり、昨年の九月に廃炉・汚染水対策の現地事務所を設置をいたしまして、現場で日々発生する様々な問題点、政府としてもきちんと把握をするということ、赤羽副大臣を議長とする廃炉・汚染水対策現地調整会議において、そこで吸い上げた課題であつたりとか問題点についても、対応策であつたりとか、そういったことにつきまして細かく指導を行っているところであります。

一方で、汚染水の問題、これ地下水が毎日建屋付近に四百トン流入してくる、こういう構造的な問題もあるわけでありまして、こういった構造的な問題への対応というのが人為的なミス等々をなくしていく上からも極めて重要だと考えておりまして、特にこういった事業、世界にも類を見ない困難な事業であることから、国も前面に立つということ、昨年の九月の三日に原災本部におきまして三つの基本的な方針、地下水を汚染源に近づけない、汚染源そのものを取り除く、そして地下水を漏らさない、こういった基本方針を決めさせていただきました。さらに九月の十日、関係閣僚会議におきましてアクションプラン、この三つの方針に基づいて今まさに進めているところであります。

さらには、昨年末取りまとめを行いました予防的、重層的対策、こういったことを進めておりまして、もちろんトラブルを起こさないというために万全を尽くすわけですが、仮に何らかのトラブルが発生しても汚染水の外部への漏えい等の重大な事態を引き起こさない体制を確保できるように、引き続き緊張感を持って全力で取り組ん

でまいりたいと考えております。

○中野正志君 大臣からは大変心強い答弁でありますけれども、いずれにしても、最後あえて私強調させていた部分も頭に入れていた、だからだと思います。

本場に現場でお話聞いても、またいろいろメディアを通じて現場の皆さんの働き方を見せていただいても、あんなに寒いのに、あんなに暑いのに本場に頑張つていただいているよな、その思いはひとしおなんでありまして、何かのボタンの掛け違い、その他いろいろあると思うのでありますけれども、結果的に人為的なミスだ、作業ミスだということで批判をせざるを得ない部分もあるということも本場に悔しいのであります。

あと、やっぱり労働される方々のトータル環境、生活環境、また二十四時間の生活プラス作業そのものの労働環境も含めてもっともっと、我々こうやってクローラーのある部屋にいて、あるいはヒーターのある部屋にいていろいろ勝手なことを議論したり何かしているわけでありまして、けれども、あの方々にせめてしっかりと食事のできる場、与えられないものだろうか。あるいは、トイレだつてしよつちう行きたいんでありますし、もう正直どうにもならないでそのまんまということもケースとしてはあり得る話であります。せめて、また、ウォッシュレットトイレを完備してやつて、働きやすい、もつともっと本場に働きやすい環境をしつかりつくつてやることも大変大事なのではないだろうか。

その上で人為的なそういう誤操作をやるといふんなら、これはもうげんこつどころでは済まない、もうそんな気持ちを持ちますので、大臣、どうぞその辺も、東電、提携されながら、しっかりとよろしく御配慮をお願いを申し上げたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) この廃炉・汚染水対策、長期間にわたります作業でありますし、様々な困難を伴う作業でありますから、安全に仕事が行

できる環境をいかに整えるか、同時にそこで作業に当たっている方々のモチベーションをいかに上げられるかということは、委員御指摘のように極めて重要であると思っております。

私も、あの福島第一の事故炉といいますが、四号機の中に最初に入った恐ろしく闇僚じやないかなと思ひますけれど、全面マスクをしてあそこ、冬にも行きまして、夏にも行きまして、作業を実際にされるというのは極めて困難な状況であると思っております。様々な意味で生活環境の改善に努めていく必要があると思っております。

ウォッシュレットという話ありました。個別メーカーのブランドでありまして、シャワートイレであつたり様々なものがありますので、一般的な名称を使つていただけたらとお答えしやうと思ひます。

○中野正志君 大臣、失礼しました。ありがたうございます。固有名詞だと思ひません。是非、例えばそういう施設も含めてトータルで働きやすい、また、本場に頑張つていただいているのは重々承知した上で話でありますけれども、御配慮を改めて重ねてよろしく御願いを申し上げます。

時間ちよつとありませんので急ぎますけれども、この機構についてでありますけれども、機構法第一条において、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気安定供給その他の原子力の運転などに関わる事業の円滑な運営の確保を図ることをその目的に掲げておりました。

つまり、これまで機構は、東京電力に対する国による監督、支援の実施主体として、特別事業計画を通じて東京電力の経営全体の監督を実施して、東京電力が支払う原子力損害賠償に関わる資金援助等の業務を主体的に行つてきたのであつて、東京電力が行う廃炉等に関する技術的支援を行う主体ではありませんでした。

それが今回の改正で、機構は廃炉等への技術的支援を行う主体となるわけですが、果たして、改組しただけで急に技術的支援ができる主体となる

わけではないと思いますが、政府としてその実効性をどのように担保していくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) 御指摘のように、単に組織をつくるだけでは駄目でございます。その実効性を高めていくということが極めて重要な課題だと思っております。

そういったことから、まずこの機構の中には、廃炉関係業務に関して重要な議決を行う廃炉等技術委員会ということを設置することといたしております。同委員会を中心といたしまして、それを支える機構の事務局といたしますが、廃炉部門というものができるわけでございますが、この委員会と廃炉部門が一体となつて研究開発等の企画等を進めるとともに、廃炉を実施する東電に対して指導、助言ということを行うことにしているわけでございます。そうしたことにによりまして廃炉の実効性を担保していきたいと考えております。

ただ、重要なことは、そういったところにいかに重要な人材を得ていくかということであると考えております。この廃炉等技術委員会でございますけれども、事故炉の廃炉支援についての方針を決めていくという非常に重要かつ高度な役割を担うものでございます。したがって、それにふさわしい高い専門性あるいは判断力等々を備えた人材が必要と考えておりまして、そういった人材が確保されるように、法案成立後でございますが、速やかな人選を行つてまいりたいと考えております。

また、廃炉部門の職員、これも非常に重要でございます。また、この人たちは、廃炉等を実施するために必要な技術に関して専門的な知識と経験が必要であるというふうに考えております。したがって、メーカーあるいはゼネコン、研究機関などからの採用あるいは出向によりまして、こういった人材をしっかりと確保していきたいと考えています。今のところ、仮定的な想定ではありますけれども、機構の現体制並み、すなわち約五十人程度ということの事務局を作成したいと思つて

おりますが、こういったことによりまして機構の実効性を高めてまいりたいと考えております。

○中野正志君 是非頑張ってください。

続いて、国際廃炉研究開発機構、IRIDについて関連、お伺いをいたしたいと思います。

去年八月ですか、経産省が主導して技術研究組合国際廃炉研究開発機構、略称IRIDができておりました。私たちもそのニュースを聞いて、お、いいな、是非頑張つていただきたい、もう日本の企業、技術の層は優れている、まして厚い、強い、是非その成果を福島第一原発の事故の現場で、あるいはこれからの廃炉作業の中で生かしていただきたい、そう思つておりました。

当面の緊急課題であります福島第一原発の廃炉に向けた取組にこのIRIDも力を注がれるんでありますけれども、廃炉技術に関する一元的マネジメントを行う組織として、東電を始め電力、原子力関連メーカーなど十七法人が参加しているというところであります。

このIRIDと、本改正案において機構が新たに行おうとしている廃炉等、こういった業務なんでありまして、その大部分が現在IRIDが行つていて業務と重複するものと思われるところも多いんでありますけれども、両者の関係はどのように整理されているのか、時間のないところでごめんなさい、お伺いをいたします。

○政府参考人(藤原正彦君) お答え申し上げます。

今後、本法案が成立した場合には、新しい機構は、その業務の一つとして現在政府が担つております廃炉に関する研究開発の企画、推進を行い、事故炉の廃炉の研究開発が円滑に進むように総合的に調整する機能を担う予定でございます。

委員御指摘のIRID、国際廃炉研究開発機構は、御指摘のとおり、十七の企業等が集まつてできた技術研究組合でありまして、これまで政府による廃炉に関する研究開発の企画、推進の大方針の下で、一つは、国が補正予算等を活用して実施する研究開発について公募によつて選定をされま

して、実際の研究開発を実施してまいりました。また、委員御指摘のとおり、汚染水対策や燃料デブリ取り出しの代替工法に関して、世界の英知を集めるための技術情報の募集も実施してまいりました。

この法案が成立した後のIRIDでございますが、これまでと変わらず、メーカーも参加する技術研究組合という性格を生かしまして、技術的な難易度が高く、国が実施する研究開発につきまして、これまた公募によつて選定されることとなれば、その実施主体として、遠隔操作ロボットの研究開発など高度な研究開発を実施することとなると考えております。

このように、新しい機構とIRIDは、企画と実施という明確な役割分担の下でそれぞれが役割を果たすことによつて、福島第一原発の廃炉を着実に円滑に進められる体制を構築することになると考えている次第でございます。

○中野正志君 本当にありがとうございます。まづ方々、廃炉研究、これは後ろ向きの意味だけではない、新技術によつて新しいビジネスがもたらされる可能性はあるんです。本当に頑張つていただかなければなりません。文科省さん、済みません、時間参りましたので、お許しをいただきますと存じます。

以上で質問といたします。

○眞山勇一君 結いの党の眞山勇一です。

福島第一原発事故からの復旧復興、これは、被災した皆さんの生活再建、回復、そのための賠償というのがあります。それからもう一つは、汚染された土地の除染や汚染水対策、そして廃炉をこれから着実かつ円滑に進めていくということだというふうな理解をしております。

今回のこの法改正というのは、その賠償とそして廃炉、やつぱりこれ異質な作業ではないかという感じがするんです。それを同じ機構の中に扱うということですね。今回のこの委員会でも説明がありましたが、同様に、私はやはりまだ違和感を消すことができません。国民の皆さん

の中にも、この賠償と原子炉の廃炉を一緒にやるというものが一つの機構というのはやはりどうかという意見もあるというふうには私は思っております。

一つは、賠償というのは着実に、かつ迅速に、これがまず大事であるというふうには思つております。特に、今もう本当に現地の人たちは避難生活が長引いて疲れているし、そして生活崩壊という、そんな深刻な方々もいるというふうには聞いております。とにかくやはり賠償というのはスピード感が必要ではないかというふうには思つております。その賠償をするに当たっては、人間関係を大事にした寄り添いながらの支援、これが賠償の持つ作業の意味だというふうには思つております。

一方、廃炉というのは、これまでの話を伺つていまして、本当に膨大な時間と膨大な費用、お金、それから大変高度な科学的な技術もこれらが必要とされるというわけですが、それを一つの組織、機構でやるということがやはり私はまだ疑念が消えないので、この辺りからは是非質問をさせていたいただきたいというふうには思つております。

まず、福島第一原発の廃炉について伺いたいというふうには思つております。福島第一原発の廃炉作業というのは、本当にこれ極めて難しい作業というふうには言われております。なぜかという点、炉心が溶融をしまして燃料デブリがどういう状態でメルトダウンしているか分からないという状態で困難を伴うという状況、現場の状況、これはつきり分かつていないわけですから、大変危険な廃炉作業というのが予想されるわけです。これが安全にできるかどうかというのは、本当に心配なのは、これまでも汚染水を見てお分かりのように、本当に今回の事故処理についてはトラブルが非常に多いという、そういう中で本当に安心してできるのかどうかということなわけです。

福島原発の廃炉は三十年から四十年掛かるといふふうに伺つております。確実にこれで廃炉にでき

るのかどうかという見通し、これを伺いたいというふうな思っております。人材ですとか費用の面、そうしたものの想定、確保、この見込みというものを具体的に伺えればというふうな思っています。よろしくお願ひします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 福島第一原発の廃炉、確かに世界で前例のない大変な難しい作業でございます。ただ、三十年、四十年掛けてでも、何とでも適切な廃炉に持つていかなければいけない、そのために取り組んでいかなければいけないというふうな考えております。

中長期ロードマップというのを二〇一一年から作成をしております、この作業工程にのっとりて廃炉を進めてきております。このロードマップでは、短期的な取組、すなわち使用済燃料プールからの燃料の取り出しといったもの、あるいは長期的な取組、これは炉内の溶けた燃料の取り出しですとか輸送、保管、処理、処分に関する技術開発など、そういう取組の両方について具体的な作業工程を定めているものであります。もちろん、まだまだ炉の中の状況とか分からないこともいろいろございます。したがって、このロードマップは、現場の状況ですとかそれから今後行う研究開発の成果などを踏まえて、適時適切なタイミングでその見直しを行っていくことにしておるものでございます。

幾つか例を挙げますと、例えば一号機から三号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出し方法につきましては、除染がどれぐらいできるか、それから建屋の強度がどうかであるか、そういうことに応じて幾つかの選択肢を挙げております。これを、今後、こうした状況に踏まえて選び取っていくということになります。また、燃料デブリ、溶けた燃料の取り出し方法につきましても、冠水工法、水に浸した形で取り出すというのが今のベースの案でありますけれども、状況に応じて代替工法を検討するというようにしております。

具体的な人材とか費用の見通しはこういう選択肢のどれを選び取るかということによって変わります。

得ますけれども、いずれにしても、必要な人材、それから資金確保をして進めていかなければいけないというふうな考えております。

最初に、賠償とそれから廃炉を同じ機構がやるのに違和感があるという御指摘でありましたけれども、我々、逆に、両方とも東京電力が責任を持つて実施主体として行うべきものでありまして、一つの機構が賠償と廃炉を両方見ることに、一元的に見ることによって廃炉や賠償に関する資金とか人材を最適に配分をすることがむしろできるようなことになるというふうな考えております。

○真山勇一君 共通の問題として東電があるというのはいずれも理解しているつもりなんです、その中でもやはり廃炉というのはこれまで日本が経験したことのない新しい一つの原発に対する技術が必要ということで、後半でまた伺いますけれども、だからこそ何か分けた方がいいのかなという、私はそういうことを感じているわけなんです。

〔委員長退席、理事加藤敏幸君着席〕

今のお話を伺っていても、やはり廃炉、福島第一原発の廃炉も非常に大変なことだというのが分かりますが、提案理由の中で、汚染水処理については国が前面に出るということと、廃炉についても同様であるというふうに述べられております。もうこの委員会でも何回か出ていたと思うんですが、もう一度確認をさせていただきたいんですが、国が前面に出るということの意味、これをもう一度改めて再確認させていただきたいと思うんです。

この支援機構とそれから東電があつて、そして政府という、そういう中で国が前面に出ると、これは責任分担ということも踏まえてどういうものなのか、改めてもう一回確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます。今回のような大変な深刻な原子力事故でございますので、これは世界にも前例のない困難な事業

ということですから、民間事業者だけで実施することとはとても困難であると思っております。

汚染水対策のみならず、廃炉につきましても国が前面に出るというその意味でございますが、具体的には、例えば国といたしましては、問題の解決策の大方針を立案をしていくこと、それから事業者による対策の進捗管理を行っていくこと、高度な技術開発への財政的支援を行っていくこと、様々な側面がありますが、全てを東電任せにするのではなく、国としてやるべきことはしっかりとやっていきたい、そういう意味合いでございます。

具体的に、じゃ、国と新機構と東電の役割分担でございますが、今申し上げましたことでもございますが、政府の役割といたしましては、中長期ロードマップ等の策定等々の大方針を策定をしていくといったことでございます。二番目に、新機構は、政府の方針に基づきまして、東電が行う福島第一原発の廃炉に対して研究開発の企画立案、あるいは指導、助言といったことで支援を行っていく役割と。三番目に、東京電力は、この政府の方針の下、機構の支援を受けながら、実施主体として具体的な廃炉・汚染水対策を実施をしていくと、こういう役割分担になると考えております。

○真山勇一君 まさに政府のかじ取りが本当に大事なことだと思います。

この辺り、茂木大臣、どうですか、その政府のかじ取り、国が前面に出るということについての決意を伺いたいというふうに思ひます。

〔理事加藤敏幸君退席、委員長着席〕

○国務大臣(茂木敏充君) 廃炉・汚染水対策全体については国が前面に出て全体の進捗管理等々を行い、また、技術的に困難が伴う事業であったりとか研究開発、我々が政権に復帰をしてすぐに平成二十四年度の補正予算から予算の計上等々も行ってきております。

ただ、実施主体そのものにつきましては東電が行うということでありまして、それを様々な形でサポートをしたり、内外の英知を結集する中でこ

ういった廃炉・汚染水対策を進めていきたい、こんなふうに思っております。

確かに、賠償の事業、それから廃炉の事業、性格として違うのをどうして一緒にという感じに見えるところあるのかもしれない。賠償は個々の方々の実情に応じて丁寧に行つていかなければならない、言ってみると内科のお医者さんのような仕事というのに対して、一方で廃炉という極めて難しい外科的な手術をやつていく。しかし、それは同じ病院で行うものでありまして、その病院内におけます資金の配分であつたりとか人材の配置の仕方をするとか、そういった全体を、きちんと東電に対して資本を入れ、そして最大の株主として全体を管理をできる支援機構が行う、こういうスキームの下で今後の対策を進めていければと、こんなふうに考えております。

○真山勇一君 次に、お配りしたちよつと資料を見ていただきたいと思います。この大きな一枚紙でございますけれども、これは、日本の原発、今全て稼働を停止しているわけですが、運転を開始した古いものから順番に並べたものなんです。福島第一原発とそれから浜岡の両方に既に廃炉が決定している原発を除くと現在四十八基、そしてこれを古いものから上、そして下へ新しいものというふうに順番に並べております。

これ何を見ていただきたかという、原子炉、大体四十年で廃炉というふうに言われているわけなので、運転開始から四十年を経過する原発が今後どんなふうに出てくるのかという、それを想像していただくのはつきり分かるようにした表でございます。赤い部分が四十年を超えた原子炉ということになります。ですから、だんだんだんだん年を経るに従つて赤い部分が下まで下りてくる。新しい原発のところまで下りてきて、最後の、今のところの四十八番目の新しい二〇〇九年十二月から運転を開始した泊で、これが二〇五〇年までには、四十年ということにすれば廃炉の時期を迎えるということなわけです。それを一覧表で見ていただくと、これから原発

の廃炉というのはこれはもう大変な数でやってくるというのが想像していただけるんじゃないかというふうに思っております。もちろん、更に二十年延長ということもありますので、この表どおりにはいかないということはあるというふうに思いますが、廃炉を迎える原発が今後日本の全国各地でこれだけ次々へと出てくるということが、この表でイメージとしてつかんでいただけるんじゃないかと思うんです。

今回のこの機構の改正案というのは福島第一原発の廃炉ということだけですけれども、この表で御覧いただいたように、四十年経過して寿命を迎える原子炉が全国津々浦々で次々とやっばり出てくるわけですね。当然ながら、順次廃炉していく必要があるんですけれども、こうした原発、やはりこれだけの規模の原子炉を廃炉にするといったら、それに係る人材ですとか費用、これはもう大変なものになるのではないかとこのように思っております。

先ほど、福島原発の廃炉に関して今五十人というような人数が出ておりましたけれども、やはり高度な研究が必要で、それから費用も多分何兆円規模で、これだけの数だと掛かってくるんじゃないかというふうに思われます。日本だけでは多分研究者などを賄い切れなくて、それこそ外国人も呼ばなければ駄目だということも起きるんじゃないかというような感じもしております。

その辺の、こうした日本がこれから迎えるこういう原子炉の廃炉、これに必要な人材ですとか費用というものをどういうふうに見積もっているのか、そしてその手当てというのはどのようになっているかというふうに思っています。しやるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(上田隆之君) この廃炉につきまして、どのように廃炉の人材を確保していくのか、またどのように費用を手当てをしていくのかという御質問だと思います。

まず、人材でございます。

通常、廃炉というのは除染を行いながら解体工事を行っていくというプロセスでありまして、原発一基当たり通常一日最大数百人程度の技術者、それから現場の方々も含めて作業に従事しているというふうな聞いておりますけれども、実際、原子炉の規模にもよりますし、それから廃炉の実施時期等にもよりますので、一概に全体どの程度かということとはなかなかお答えすることは難しいと考えております。

ただ、人材を養成していく、技術を養成していくという面での国の対応といたしましては、御案内のとおり、今回の福島第一原発のような事故における廃炉対策のために、予備費、補正予算等々で廃炉のための遠隔操作技術の研究開発など、大学やあるいはメーカーにおける技術開発を支援をさせていただいております。こういった技術の中には通常の廃炉にも活用し得るものがあると考えております。

また、原子力分野の人材育成ということで、十六年度の当初予算に約一・二億円の予算を計上させていただいてるところでございます。こういったことで技術を維持し、人材を確保していきたいと考えております。

それから、廃炉に必要な費用の点であります。これにつきましてはいかなり明確でございまして、電気事業法に基づきまして解体引当金制度というのがございます。事業者に対しては廃炉に必要な費用の積立てを義務付けておりまして、事業者は毎年度、原子力発電所ごとの廃炉の費用に要する総見積額というものを算定いたしまして、経産大臣の承認を得ることが義務付けられております。

平成二十五年度の例でございますが、総見積額を見てみますと、廃炉に関する費用の最小のものでいえば、例えば関西電力の美浜の一号機、これが三百十八億円の見積りになっております。最大のものであれば、中部電力の浜岡原子力発電所の五号機でございますが、これが約八百三十四億円

の費用の見積りとなっております。全体、今、四十八基、総見積額は約二・七兆円でございますので、これを一基当たり単純に割りますと、一基当たり平均約五百五十五億円という程度の廃炉費用を見積もっているところでございます。

それから、廃炉のこういった費用につきまして、御案内のとおり、昨年十月に会計制度を見直しまして、事業者の財務基盤が急激に損なわれないうような形で円滑かつ着実な廃炉が実施されるような会計制度の見直しを行ったところでございます。

こういった人材面、廃炉の資金面での取組を通じまして、円滑かつ着実な廃炉が実施できるような措置を講じていきたいと考えております。

○真山勇一君 総額で二・七兆円ということなんですけれども、やはり膨大な、廃炉というのは一大事業であるというふうに私思うんですね。

茂木大臣、これ、やはりこれだけの、福島だけじゃなくて、日本が将来、やっばり原発をこれだけ持っているわけですから、当然寿命が来たら廃炉にしないといけない、日本がこれだけ廃炉をしなくちゃいけないという、例えば今年だけでも四十年超えたのは四基ありますし、半数になるのが二〇二五年、そんなに遠くない、こうした廃炉の現実、将来日本が取り組まなくちゃいけない現実を見て、これをどう御覧になるか伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 真山委員から大変分かりやすい資料を御提示をいただいたなと思っております。これ、必ずしも全てが委員御指摘のよう四十一年で即廃炉ということではありませんが、かなり時間とともに四十一年を超えるものが出てくる。

実は世界の傾向も大体同じでありまして、世界で今動いております原発、四百基を超えておりますけれども、その中で既に四十年稼働しておりますものが約一割であります。そして、今後十年間で四十年に達するものが四割ということでありまして、傾向からいって日本と同じような傾向なの

かなと、こんなふうに見ております。

そこで、世界でも当然廃炉というものが各国で進められているわけですが、例えばアメリカでいいますと、通常の廃炉につきましては原子力事業者、これが実施主体になっておりまして、また、スリーマイルアイランドの原子力発電の事故に際しまして、廃炉については原子力事業者、GPUニュークリア社ですね、ここが実施主体となりまして、DOE、デパートメント・オブ・エナジー、エネルギー省が放射線の廃棄物の調査研究の実施等、研究面でのサポートを行ったわけでありまして。

一方、英国におきましては、国営の廃止措置機関としていわゆる廃炉庁、NDA、ニュークリア・デコミッションング・オーソリティー、こういう組織が存在をいたしております。ただし、当該組織は国営の原発の廃炉、これを実施するのみでありまして、英国におきましては民営の原発につきましては民間事業者が自ら廃炉を実施するということになっておりまして、その意味では、原子炉の設置者である事業者が廃炉まで担うという基本的な考え方は我が国と一緒になんだろうと、こんなふうな思っております。

日本における原発の廃炉については、原発の運転により最終的な廃炉も含めた資金を確保していく、先ほど上田長官の方から答弁させていただいたとおりであります。また、個々の原子炉につきましても、その設備等につきまして最も知見を有している原子力事業者が実施すべきものと、そんなふうな考えております。

恐らく、原発を安全に運転をする、それと廃炉にしていく、技術的には違ったものもあると思いますけれども、原子力工学的にといいますが、様々な似ている技術を共有する部分もあります。それを一か所に全部吸い上げてしまつて原子力技術者が原発に関する技術を持たなくなつてしまふ、こういうことについては様々な私はリスクが生まれるのではないかなと思っております。その点も考えながら今後の在り方については検討すべき

問題だと思っております。

○真山勇一君 大臣からのお話を伺っていても、私は、これだけの膨大な廃炉作業というのがあり、ということになると、それを円滑に、そしてかつ確実に効果あるものにするためには、賠償組織にくつつけたものでなくて、やはり別に特化した組織をつくった方がいいんじゃないかなというふうなことを考えるので、例えば提案をさせていただきたいのは廃炉庁、まあ廃炉庁というものがいいかどうかは別にして、例えばこういうような組織、それをつくる方が、廃炉という作業が非常に高度な技術、人材、費用、こうしたものを効率的にできるんじゃないかというふうに思うんです。この考えはいいかでしょうか。

そして、もう一つ、長期的、本当にもう何十年、場合によっては世紀を越える仕事なわけですが、けれども、長期なわけですから、やはり廃炉基本計画というものを、今回の福島原発をきつかけにしてこういう基本計画をやはり立てていく必要があるというふうに思うんですけれども、その辺りはいいかでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 今回お願いをしておりますが、まず法改正におきましては、原賠機構に廃炉についての支援業務を追加することですが、これは福島第一原発だけに限定されずに、今後、万が一事故が発生した場合、その事故炉につきましてもこの支援機能を発揮するということでありまして、そういう意味では、困難な廃炉につきましてもこの機構を中心としながらしっかりと支援をしていくということが必要だと思っております。

その上で、廃炉基本計画、なかなかちよつと、初めてお聞きしましたのでそのイメージが湧きにくい。基本計画というと、ついついエネルギー基本計画というのが頭の中に入ってしまうので分かりにくいところはあるんですけど、個々の原発について、それぞれ四十年運転にするのか、それとも、それについて安全性を高めその延長等々を申請するのかわかってまいります。

で、なかなか一律に国として廃炉計画というものを作るということのは若干困難が伴うのではないかな、こんな印象を初めてお聞かせいただいたところでは持ったところであります。

○真山勇一君 ありがとうございます。

やはり国家の一大事業ですから、場当たりじやなくて、やはり今までの原子力政策というのはどうも後手後手になってきたような私は印象を受けております。先取り、先ほどもおっしゃいましたが、先取りということであると、やはり廃炉にもこういう計画、基本的な計画があってもいいんじゃないかというふうに私は思っております。

そして、今回の法改正は賠償と廃炉が一緒ということなんです、一つ是非お願いしたいのは、まだ賠償が終わっているわけではない、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、その二つの作業をやるには資金と人材の配分というのが大事である。まだまだ生活苦しい人たちがいる賠償の方が切捨てにならないような仕組みでこの運用を是非お願いしたいということを重ねてお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井でございます。

真山議員がおっしゃったように、そして大臣がお答えになりましたけど、炉規法に言う事故を起こしたものの廃炉という意味での整理ではございますが、真山議員からもありましたように、やっぱり普通の原発の廃炉についても念には念を入れるというのも大変一考に値する意見として拝聴しております。

まず、本法で電気事業法の一部を改正する法律案が今第二段階に入り、間もなく第三段階で法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化というようなところに想定され、ここに入っていくわけですね。そうなりますと、機構法に定めるこの原子力事業者ですね、法的分離によって送配電部門が別会社化された後は、この法律で言うところの原子力事業者というのは、その立場というか、その地位

は誰が引き継ぐことになるんでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) まさに原子力事業を行っている者が原子力事業者ということになると思います。それをどういう形態で行うかと。発送電というのは分離をさせていただきます。その上で、ホールディングカンパニー制を取ったり様々な企業の形態というのは出てくると思いますが、少なくとも原子力発電事業者となりますのは原子力発電を持っている事業者ということになります。

○荒井広幸君 大臣、お答えをいただきましたが、この間の本会議で、福島第二原発については、現時点において、適合審査が行われている十七基、ほかの原発と同列に扱うことは難しいと認識をいたしております、この法律についての質疑をいたしてまいります。ということとは、私は期待しているのかなと、こう思ったんですが、間もなく政府として第二原発を廃炉にする、こういう方針を固めているということよろしいでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 委員も御案内のとおり、廃炉を決定をいたしますのはすぐれて事業者の判断と、こういうことになってまいります。

福島第二原発も含めてそれぞれの原発をどうしていくかということにつきましては、今後のエネルギー政策の状況であつたりとか新規制基準への対応等々を総合的に勘案しながら各事業者において判断を行うものであると考えております。

その上で、福島第二原発につきましては、現在の福島県の皆様の心情等を考えると、現時点においては、適合性審査が行われている十原発十七基等、他の原発と同列に扱うことは難しいと私としては認識をいたしております。これが現時点における認識であります。

○荒井広幸君 心情を考えるとという言葉がありましたが、ちよつと違う角度からこれを見てみますと、都道府県税の不動産取得税が軽減される特別措置というのが二〇一一年の四月からスタートしているんですね、この震災を踏まえて。

では、土地、家屋を避難指示地域以外、これは福島だけに限りますが、原発事故災害で避難先に取得したという意味です、この件数、土地、家屋、国として調べているのであれば数字を示してください。

○政府参考人(平嶋彰英君) お答え申し上げます。

委員の御指摘は、原子力災害対策特別措置法に基づきます避難指示区域のうち、居住困難区域に所在していたものについての代替特例の件数ということでございますが、その件数につきましては、確定値ではございませんけれども、復興特別交付税の算定等に必要範囲内での毎年の実績及び見込みを調査しております、平成二十五年までの実績及び見込みではおおむね千八百件程度と承知をいたしております。また、二十五年度までの確定値につきましては、今後都道府県の協力を得て調査を行うこととしたしております。

以上でございます。

○荒井広幸君 傾向としては増えているんですね、時間をたつと。これは、大臣、どういふことかという、みんなで除染をして帰りましたところ、もちろん第一原発はまだ収束してないんですから、第二原発も動かされたら大変だ、という、その心情を理解するというんじやなくて現実なんです、地元の人たちにとっては。

第二原発をどうするか結論を出さなければ、これは果もその地域の町村長さんもそうなんですけど、帰りましようと言ったって、もう一回何かがあるんじゃないかという恐怖心も含めて帰れないんですよ。というところを、私は、今のような数字で千八百強あると、こういうことでございまして、傾向としては増えてきているんですよ。こういうものをしつたり、大臣始め経済産業省の皆さんも御理解いただきたい。

となると、私どもが提案している居住コンセプトという、そういう概念が非常に重要なまとまりの解決手段として出てくるということを申し上げ

たいわけでもあるんです。
そこに行く前にもう一つ、その心情を理解する
という事でございますが、こういう角度から今
日はお尋ねをしたいと思います。

放射線量が安全だとか安全じゃないということ
は、いろいろな国際機関や医者によっても違うん
です。これが都路を含めて帰還してもいいです
よといったときの問題でしたし、今度は基準を変
えて調査をしましょうと、先ほど来からあるあり
ましたけれども、悪意でやっているのではないに
してもまた数量が変わっていく、こういうような
もので大変不安が、これが増しているんです。

では、その不安が増すときに、これも皆さんよ
くお考えいただきたいんですが、WHOというの
はほとんど出てこないんですね。IAEAが前面
に出てくるんです。それから、日本でいえば、
厚生労働省という立場から放射線被害という議論
は、厚生労働省は担当じゃなくて、ほとんど出て
くる機会がないんですね。

そこで、IAEAについて少し調べ直してみま
すと、IAEAの理事会には主要国として国連安
全保障理事会常任理事国五か国が参加して、IA
EA憲章によれば、機関の事業に関する報告を毎
年国際連合総会に提出し、かつ、適当な場合に
は、安全保障理事会に提出すること、機関の事業
に関して安全保障理事会の権限内の問題が生じた
ときには安全保障理事会に通告するものとされて
いる。つまり、IAEAは、核保有国、この常任
理事国五か国が決定権を握る安全保障理事会に影
響される立場ということなんです。少なくとも
一定の安全保障理事会には報告義務を負っている
ということ。核と密接な問題において民生利
用のこの商業原発というものが存在するというこ
となんです。

一九五九年のWHOとIAEAの協定一条の
三、ここにはどう書いてあるか。いずれかの機関
が、他方の機関が重大な関心を持つか、持つ可能
性のある計画又は活動を企画する際には、常に、
WHOはIAEAと協議し、相互合意に基づく調

整を図らなければならないと、こういうふうにな
っているんですね。まあ前者と後者という言い
方になっていきますけれども、こういう意味です。
WHOはこうした常任理事国の影響下でIAEA
と調整の下に判断を行いますので、かなり妥協的
になっているのではないかと、妥協的に健康評価
をしているのではないかと、一種の疑念も持た
ざるを得ない局面も私は度々あったんです。

そこで、問います。世界でもこのような、国連
でもこのような力関係というのは一種存在するん
です。悪意に少し私は取りたいと思っているん
です。じゃ、なぜ我が国でも同じように放射線量
の健康に関して厚生労働省が言ってみれば前面に
出るということとをされないのか、副大臣に、御見
解をお聞かせください。

○副大臣(土屋品子君) 荒井広幸委員にお答えい
たします。

放射線の健康影響については、厚生労働省とい
たしましても一丸となって一生懸命重要な課題に
ついて対応しているという認識でございまして、
主に食品安全や労働安全衛生の観点で役割を担っ
ているということとでございまして。

具体的には、食品や水に含まれる放射性物質の
対策や廃炉作業等に従事する労働者の放射線障害
防止について取組を進めているところでございま
す。引き続き、国民の健康、安全を守るため、関
係省庁と連携しつつ必要な対応を行っていきたく
と考えています。特に食品の安全、口に入るもの
は最も重要だと思っておりますので、この点につ
いては、機材等の整備も厚生労働省としてもしつ
かりと整備しているところでございまして、引き
続き頑張りたいと思っております。

○荒井広幸君 おっしゃっていることはそのとお
りなんだと思うんですが、結局、文科省とか原子
力規制委員会とかというのが前面に出るんです
ね。簡単に言えば、何かお医者さんの顔が見えな
いんです。そういう中で何か議論されているよ
うな感じがしてならないんですね。技術者の側面
ということ。何か人間性が感じられない。

IAEAというのは、これは核まで含む機関で
すから、我が国から事務総長を出しておりますけ
れども、このIAEAというのはいかがなものか
と。

このIAEAでございまして、原子力規制委員
長にお尋ねいたします。私はちよつと多少の悪意
を持ってこうやって聞いているんですが、IAEA
は住民の健康を優先したより適正な放射線被曝
の数値を出している、このように受け止めてい
るんでしょいか、委員長は、いかがですか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) IAEAがいわ
ゆる安全基本指針を作るときには、まず放射線に
ついて見ると、国連のUNSCLEARというところ
で生データを取った後間もなくから、原爆の影響が
ありまして、世界各国が集まってそういったデー
タを収集、続けています。今回の事故でもそれを
収集しまして、最近報告がまとまったところでご
ざいます。

それを受けて、そういったデータを受けて、い
わゆるICRP、放射線防護委員会が健康影響に
ついていろいろな基準を、一応、あそこは政府機
関でも何でもありませんけれども、そういったお医
者さんの集まりと言ってもいいかと思いますが、
そういうところが出されます。それを受けた形
で、WHOとかも同じようなことをやるわけであ
るけれども、そういうのを受けてIAEAの中で議
論して、国際的にはこういつた基準で人の健康管
理をしましょうというところで決められているのが
BSSというものでございまして、特別に何か
恣意的に決まっているというふうには私は理解し
ておりません。

○荒井広幸君 そういうお答えになるんだらうと
思いますが、私たちがもう一回改めて、今、安全
保障の話も政府からも出ておりますけれども、I
AEAという立場は核全般の立場を持っています。
このIAEAと国連安全保障理事会の常任理事国
というものの、常任理事会と拒否権を持つ常任理事
国、これはもう核を保有している国々である。
ちなみに、福島原発のこの大惨事を見て、核を

持っていないイタリアは国民投票で原発をやめ
た。核を持っていないドイツは方向転換をして、
これも原発に依存しない。ところが、核を持って
いるこの五大国は微動だにしませんよ。

私は、そういういわゆる安全保障、人間の安全
保障という前提の下でいうと、核兵器を含む力に
よる安全を守っていくところと、核兵器が非常に多
くの部分に、国連の様々な機関にも影響を与えて
いるんじゃないかと。というのは、この五大国が大
概において国連の加盟国に様々な支援をしている
からなんです。やっぱりなかなか言いづらいとい
う局面もある。こういったものも含めてもう一
回我々も整理し直していかなくちゃならない課題
がこんなところにもあるんだと、このように考
えている次第です。

それで、外務省に確認しますが、IAEAが常
任理事国の核保有国の意向から、完全とはいいま
せんが、より中立に原子力政策を構築することが
できる、民生利用の原子力政策ですね、構築する
ことができます、そういう趣旨の話になっていき
ます、放射線量も含めて。では、その中立性を担
保する根拠というのはどういうところにあるん
でしようか。

○政府参考人(廣瀬行成君) お答えいたします。
IAEA憲章によりますと、IAEAの目的
は、全世界におきまして平和、保健及び繁栄に対す
る原子力の貢献を促進し、及び増進するように努
力し、IAEAの管理下において提供された援助
等が軍事的目的を助長するような方法で利用され
ないことを確保することと定められております。

このIAEAには理事会というのがあるんです。
この理事会はIAEAの任務を遂行する権限
を有するとされております。この理事会の構成国
機関と定められております。この理事会の構成国
ですが、我が国を始めといまして三十五か国ござ
いまして、御指摘のように、安保理常任理事国
である核兵器国も五か国が含まれております。
この理事会の意思決定の手続ですけれども、こ
の決定に際しましては、各理事国は一個の投票権

を有して、出席して投票する理事国の過半数又は三分の二の多数により意思決定を行うというふうになっております。

したがって、この理事会の決定は、核兵器国のみならず、非核兵器国の意向も当然のことながら反映されるというふうに考えておりまして、安保理常任理事国だけの、まさに核兵器国だけの意向でこの理事会の意思が決定されるということではないものと考えております。

○荒井広幸君 それに対する反論は、先ほど私は冒頭に述べておきました。

では、国連に国連人権理事会というのがありますが、先ほど、先頃来日したアナン・グロバーさんという特別報告者という方がおります。この方は、低線量被曝の長期的な影響が依然として正確には分かっていないということを強調されました。これは、原子力規制委員長、その再度確認のような形で今日お話ししているんですが、これでよろしいでしょうか。低線量被曝の長期的な影響が依然として正確には分かっていない。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 先生おっしゃるとおりで、低線量被曝は百ミリシーベルト以下を大体指しているんですけども、それ以下ですと、その影響を放射線の影響と結び付けるようなことはつづいて、様々な疫学的な調査も随分長いことやっているんですけども、そういうことが分からないので、百ミリシーベルト以下、一応ゼロまでリニアモデルというもので一応管理しようというところになっております。そういう意味ではこの表現は正しいと思います。

○荒井広幸君 そうなりますと、これは大臣、やつぱり議論が、今までずっとやってきていることと関連して戻るような議論になるんですが、委員長もおっしゃっているように、百ミリ以下というのは分からないことがあるわけですね。

そして、九一年にチェルノブイリが、今のウクライナがこういう状況になっていて、あの被害者の方々がどういうふうな支援をもらえるのかなというところで、そういう観点でウクライナの国情を

非常に心配して私見しておりますけれども、大臣には、ウクライナのこうした子供たちを含める原発の被害者、この方々に対しての支援も是非閣議で出したいだいて、忘れないでウクライナ支援していただきたいと思っております。これ、要望。そういう中で、あのチェルノブイリのときも、九〇年から九一年にいわゆるチェルノブイリ法というのができてくる過程で、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアに分かれていきますね、旧ソ連がロシアに変わっていく。そういうときに、非常に強くウクライナは、どうも子供たちに甲状腺がんが出てくる、これは放射線の影響だろう、チェルノブイリの影響だろうと、こう言ったんです。ところが、先ほど規制委員長からありましたように、国際機関はその因果関係は認められないということになっていったんです。ところが、その五年から六年たった一九九六年か七年だったと思います、これは因果関係があるということ、子供の甲状腺がんだけが今認められているんです。

私はそういうものを思うんですから、やはり日本として、私も居住コンセプトというのを、放射線から身体を防護するためにどういう生活、居住というのをしているからいいかという総合的な考え方を提案させていただきました。そういうものをやるときに、科学的という立場、これは、先ほど大臣がおっしゃったように、心情を理解することがありましたけれども、それをリスクコミュニケーションで、何かつじ説法して分かりましたなんていう話ではないんですよ。これは、やつぱり原体験という、そういうものは非常に深い心の亀裂にもなっているわけですね、病氣にも。

ですから、今申し上げたようなチェルノブイリの例でさえそういうことがあったんですから、やつぱり科学的とかそういう言葉ばかり言うんじやなくて、人間として母親が子供を抱くような気持ちの私は健康政策としての放射線量、安全値という意味じゃありませんよ、そういう線量の出方というのが、住民にとっても、それから国民

にとっても、そして世界の国々に対しても、私は重要な日本の提案であり意思表示になることだろうと思うんですね。原発を売るぐらいのことをやるなら、どうしてそうした健康政策というところに立った水準というのを政策判断で取れないのかなと思っているんです。こういったところを私は経済産業大臣に申し上げたいわけです。

つまり、この汚染水の、今回の機構法にも明確に書いてあるわけです。こういうときばかり書いていって失礼になっちゃうんですけれども、明確に書いてあることは、何を言っているかといえば、予防的かつ重層的に取組を進めることが必要ですと結論付けているわけです。果たして予防的になつていくのだろうか、そこが私の今日一番言いたいところでございましたので、経済産業大臣に、いわゆる健康政策として放射線量の基準というものを、今二十ミリで帰れると言っているんですけど、この例えば二十ミリにしても、我々という居住コンセプトという全体の類型の中で、放射線量というのは我々は一に置いているんですけども、追加被曝線量、やつぱりこの二十で大丈夫だという発想をもう変えていただけないですかね。いかがですか。

○国務大臣(茂木敏充君) ウクライナの支援につきまして、G7の中でも日本が一千五百億円と、一番大きな支援額を行っております。様々な対策を取っていきたく思っております。先ほど来、荒井委員の御質問を聞いております。決して、悪意を持って御自分でおっしゃっていますけれども、悪意を持たれているとは思っていません。多分、あえて悪魔の支援者の役割を演じるとすればという英語の使い方があってるんですけど、そういう意味で厳しい質問をされているのかなと思います。

数字として二十だった絶対にかいいうこととはなくて、我々としても、健康管理であったりとかそういったことについてしっかりした対応を取っていくことが何より必要だ、基準を示すことというのは重要だと思っております。しかし、そ

れは安心を確保する、安全を確保する、こういう観点で基準を示させていただくと。ただ基準さえクリアすればそれでいいということではなくて、常により安全な値に向けて、より安全な環境に向けての取組を進めるということが極めて重要だと思っております。

そういった意味から、放射線量等につきましてもより正確な数値を測定していくということは、今後とも私は重要だと思っております。新しい数字が出ることによって混乱を促すとか数字の公表が遅れたではないか、何度言われてもやります。それは住民のためにやられた方がいいと思うからやるわけでありまして、御批判はあえて甘んじて受けますけれども、きちんとした調査をやる、これについては何ら恥じることはない、こんなふうに思っております。

○荒井広幸君 最後のところはちよつと私と違う質問なのかもしれませんが。

基本的な言として、チェルノブイリのときには個人線量計はないんです。ですから、これを活用するということは予防のためには非常に重要なことです。しかし、混乱しないようにやつぱりきちんと……

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○荒井広幸君 情報公開をしていくということ、情報公開をしていく、隠蔽はしない。そういうふうな受け取られることだけはやめていただきたい。終わります。

○委員長(大久保勉君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大久保勉君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十四日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認めます。
なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法
目次中「第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会」を「第二章 運営委員会(第十四条―第二十二条)」を「第二節 廃炉等技術委員会(第二十二

員会
十二条)に、「〔実施〕を〔実施等〕」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第一条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改め、「原子力事業者をいう。」の下に「以下この条及び」を、「確保を」の下に「図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原

子炉施設をいう。以下この条において同じ。又は実用再処理施設(第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等(当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉(第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。)の廃止(放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。)又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理(原子炉等規制法第二十条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。)の事業の廃止をいう。以下同じ。))を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を加える。

第二条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改め、同条に次の一項を加える。
2 国は、廃炉等に関し前項の措置を講ずるに当たっては、放射性物質によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。
第三条及び第六条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。
第十条第二項第五号中「運営委員会」の下に「及び廃炉等技術委員会」を加える。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会
第三章中第十四条の前に次の節名を付する。
第一節 運営委員会
第十六条第一項中「八人」を「十人」に改め、「理事長」の下に、「副理事長」を加える。
第二十条中「理事長」の下に、「副理事長」を加える。

第三章に次の一節を加える。
第二節 廃炉等技術委員会
(設置)

第二十二條の二 機構に、廃炉等技術委員会を置く。
(権限)

第二十二條の三 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、廃炉等技術委員会の議決を経なければならない。
一 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針(第三十六条の二において「廃炉等技術研究開発業務実施方針」という。)の作成又は変更
二 その他廃炉等技術委員会が特に必要と認める事項
(組織)

第二十二條の四 廃炉等技術委員会は、委員八人以上及び機構の役員(監事を除く。)のうちから理事長が指名する者四人以内をもつて組織する。
2 廃炉等技術委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。
3 委員長は、廃炉等技術委員会の会務を総理する。
4 廃炉等技術委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
(委員の任命)

第二十二條の五 委員は、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。
(議決の方法)

第二十二條の六 廃炉等技術委員会は、委員長又は第二十二條の四第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び同条第一項の規定により指名された者の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

い。
2 廃炉等技術委員会の議事は、出席した委員及び第二十二條の四第一項の規定により指名された者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
(準用)

第二十二條の七 第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十二條の規定は、廃炉等技術委員会の委員について準用する。
第二十三條中「理事長一人」の下に、「副理事長一人」を加え、「四人」を「六人」に改める。
第二十四條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「理事長を」を「理事長及び副理事長を」に、「に事故」を「及び副理事長に事故」に、「が欠員」を「及び副理事長が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の二項を加える。
2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第二十五條第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改める。
第三十條中「理事長」の下に、「副理事長」を、「の委員」の下に、「廃炉等技術委員会の委員」を加える。
第三十一條中「理事長」の下に、「副理事長」を加える。
第三十五條第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次の三号を加える。
四 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発
五 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告
六 廃炉等に関する情報の提供
第三十五條の次に次の一条を加える。
(報告)

第三十五条の二 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(廃炉等技術研究開発業務実施方針)

第三十六条の二 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めなければならない。

2 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十八条第一項第一号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。)」を「原子炉等規制法」に改め、同項第二号中「(原子炉等規制法第二十条に規定する再処理をいう。)」を削る。

第四十一条に次の一項を加える。

3 廃炉等を実施する原子力事業者が第一項の規定による申込みを行う場合には、前項の書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 廃炉等の実施の状況

二 廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項

第四十三条第二項中「事項」の下に「(当該原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)」を加える。

第四十五条第二項第一号中「事項」の下に「(原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)」を加える。

第五章第四節の節名を次のように改める。

第四節 損害賠償の円滑な実施等に資す

第五章第四節中第五十五条の次に次の一条を加える。

(機構による廃炉等の実施)

第五十五条の二 機構は、廃炉等技術委員会の議決を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができる。

第五十九条第三項中「第三十五条第二号及び第三号」を「第三十五条第二号から第六号まで」に改める。

第六十条の見出し及び同条第一項中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第七十三条中「第二十一条」の下に「第二十二条の七及び」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条第二項、第三項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下「新法」という。第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 原子力損害賠償支援機構は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとする。

3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

4 この法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第六十条第一項の規定により原子力損害賠償支援機構が発行した原子力損害賠償支援機構

構債は、新法の規定の適用については、新法第六十条第一項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構債とみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質によって汚染された水の流出への対処)

第三条 国は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会

(国立国会図書館法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中

(平成二十三年法律第九十四号)を

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

に改める。

支援助機構法(平成二十三年法律第九十四号)を

社福島第一原子力発電所(以下この条において「原子力発電所」という。)の事故に起因する放射性物質によって汚染された水(以下この条において「放射性汚染水」という。)の原子力発電所からの流出を制御していくことが喫緊の課題であることに鑑み、当該流出の制御に關し、放射性汚染水に係る正確な情報が適時に提供され、かつ、廃炉等(新法第一条に規定する廃炉等をいう。)を実施するために必要な技術に關する国内外の知見が活用されることにより、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(原子力損害賠償支援機構)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改め、同項第二号中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第八十八条第三項第二号ト及び第九十一条の二中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願 第一一二二号(第一一二二号)(第一一二三号)(第一一二四号)(第一一二五号)(第一一二六号)(第一一二七号)(第一一二八号)(第一一二九号)(第一一三〇号)(第一一三一号)

一、原発事故未収束の明確化、政府の責任による事故収束作業の実施等に関する請願(第一一二三三号)(第一一二三四号)(第一一二三五号)(第一一二三六号)

一、今すぐ原発ゼロの日本の実現を求めることに関する請願(第一一二三三号)(第一一二三四号)(第一一二三五号)(第一一二三六号)

第一一二二二号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 広島市 中村由香 外二千六百三十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二二二号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市 三室珠美 外二千六百三十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二三三号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 北海道滝川市 大沼真智子 外二千六百三十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二四号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 東京都新宿区 菅沢真紀 外二千六百四十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二五号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 京都府城陽市 瀧村洋子 外二千六百三十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二六号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 千葉市 木村愛子 外二千六百三十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二七号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 東京都江戸川区 高橋由香 外二千六百三十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二八号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 黒柳満 外二千六百三十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一二九号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 森千彰 外二千六百三十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一三〇号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 熊本県菊池市 西本敬子 外二千六百三十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一三一号 平成二十六年四月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市 春田啓子 外二千六百三十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一一三二二号 平成二十六年四月七日受理

原発事故未収束の明確化、政府の責任による事故収束作業の実施等に関する請願

請願者 名古屋市中区 齊藤晴代 外二千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

第一一三三三号 平成二十六年四月七日受理

今すぐ原発ゼロの日本の実現を求めることに関する請願

請願者 名古屋市中区 横井透 外二千四百六十六名

紹介議員 井上 哲士君

福島第一原発事故は、事故原因も明らかにされておらず収束していない。また、福島を始めとする被災地での被害は拡大し続けている。総選挙では、民意が反映されない選挙制度で、「脱原発世論六割、当選三割(東京新聞)」という結果の下、原発再稼働の可否を順次判断する方針を掲げた自民党が圧勝し、国民の要求・世論と乖離した政権が誕生した。電気事業連合会・経済界は自民党政権を歓迎し、二〇三〇年代の原発稼働ゼロを目指す方針について現実的なエネルギー政策とするために見直すことを求め、これに対し安倍首相は方針を見直し再稼働を進めていくことを明言している。一方で原発ゼロを求める世論は引き続き広がっている。原子力規制委員会の調査により次々と活断層の存在が指摘されており、再稼働、建設再開を見直すべきである。世界では、ドイツを始め原発からの撤退を決め、再生可能エネルギーに転換していく流れが主流になっている。日本も再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、再生可能エネルギー中心の政策に転換すべきである。福島では、いまだに約十四万人が避難生活を強いられ、除染・賠償、生活再建も進まない中、いつ故郷に戻るのか展望が見えない状況である。政府と東電は、完全な事故の収束と、除染・完全賠償の手立てをとるべきである。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、再稼働や新増設はやめ、今すぐ全ての原発について、停止・廃炉の政治決断を行うこと。

二、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー需給計画を作り、実行に移すこと。

第一一三四号 平成二十六年四月七日受理

今すぐ原発ゼロの日本の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都日野市 田中香 外千四百三十五名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三五号 平成二十六年四月七日受理

今すぐ原発ゼロの日本の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 岡本和典 外千四百三十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三六号 平成二十六年四月七日受理

今すぐ原発ゼロの日本の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区 布田佳子 外千四百三十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。